

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年6月19日

【事業年度】 第22期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮坂学

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03(6898)8200

【事務連絡者氏名】 財務本部長 坂上亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町1番3号

【電話番号】 03(6898)8200

【事務連絡者氏名】 財務本部長 坂上亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

1. 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (百万円)	408,514	428,487	652,327	853,730
営業利益 (百万円)	196,437	197,212	224,997	192,049
当期利益 (百万円)	129,667	133,933	172,492	132,634
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	128,605	133,051	171,617	136,589
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	134,062	134,981	172,834	138,306
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	619,682	726,002	844,165	930,820
資産合計 (百万円)	849,987	1,007,602	1,342,799	1,534,212
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	108.83	127.54	148.29	163.51
基本的1株当たり当期利益 (円)	22.43	23.37	30.15	23.99
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	22.43	23.37	30.14	23.99
親会社所有者帰属持分比率 (%)	72.9	72.1	62.9	60.7
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	22.2	19.8	21.9	15.4
株価収益率 (倍)	22.56	21.22	15.89	21.42
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	132,793	126,239	105,409	127,023
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,274	67,864	110,537	57,047
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	53,129	37,166	49,357	23,996
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	482,336	503,937	449,164	543,067
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員] (名)	6,291	7,034	9,177 [2,707]	11,231 [2,894]

(注) 1 第20期より国際会計基準(以下、IFRSという。)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

2 売上高には、消費税等を含みません。

3 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しています。

4 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っています。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益を算出しています。

回次	日本基準		
	第18期	第19期	第20期
決算年月	2013年 3 月	2014年 3 月	2015年 3 月
売上高 (百万円)	342,989	386,284	395,932
経常利益 (百万円)	188,645	197,634	197,000
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	115,035	125,116	123,559
当期包括利益 (百万円)	118,711	127,999	128,047
純資産額 (百万円)	551,264	626,560	732,831
総資産額 (百万円)	743,311	842,749	990,541
1株当たり純資産額 (円)	94.51	108.53	126.36
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.84	21.82	21.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	19.84	21.82	21.70
自己資本比率 (%)	73.1	73.3	72.6
自己資本利益率 (%)	22.8	21.5	18.5
株価収益率 (倍)	21.82	23.19	22.85
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	139,396	132,829	126,239
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	51,404	7,310	73,111
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,184	53,129	31,979
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	409,886	482,628	503,937
従業員数 (名)	5,780	6,291	7,034

- (注) 1 第20期の日本基準に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
- 2 売上高には、消費税等を含みません。
- 3 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しています。
- 4 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っています。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しています。

2. 提出会社の状況

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高	(百万円)	324,479	349,932	353,579	376,050	406,793
経常利益	(百万円)	183,647	185,923	185,671	166,523	187,449
当期純利益	(百万円)	112,982	119,729	118,900	114,956	135,051
資本金	(百万円)	8,037	8,271	8,281	8,358	8,428
発行済株式総数	(千株)	57,510	5,694,900	5,694,945	5,695,291	5,695,577
純資産額	(百万円)	539,935	608,565	703,460	771,448	857,912
総資産額	(百万円)	650,194	731,626	822,990	927,541	1,066,775
1株当たり純資産額	(円)	93.80	106.76	123.46	135.40	150.59
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	401.00 ()	4.43 ()	8.86 ()	8.86 ()	8.86 ()
1株当たり当期純利益金額	(円)	19.49	20.88	20.89	20.19	23.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	19.49	20.88	20.88	20.19	23.72
自己資本比率	(%)	83.0	83.1	85.4	83.1	80.4
自己資本利益率	(%)	22.5	20.9	18.1	15.6	16.6
株価収益率	(倍)	22.22	24.23	23.74	23.72	21.67
配当性向	(%)	20.6	21.2	42.4	43.9	37.4
従業員数	(名)	3,842	4,607	5,439	5,547	5,826

(注) 1 売上高には、消費税等を含みません。

2 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しています。

3 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っています。

第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しています。

2 【沿革】

年月	事項
1996年 1月	インターネット上の情報検索サービスの提供を行うことを目的として、東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号にヤフー(株)を設立
1996年 4月	日本語での情報検索サービス(サービス名:Yahoo! JAPAN)を開始
1996年 5月	本社を、東京都中央区日本橋箱崎町24番1号に移転
1997年11月	店頭登録銘柄として株式を公開
1998年 7月	「Yahoo!ゲーム」などの登録サービスを開始
1999年 8月	本社を、東京都港区北青山三丁目6番7号に移転
1999年 9月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)、「Yahoo!ショッピング」を開始
2000年 9月	携帯端末へのインターネットサービス拡充のため、ピー・アイ・エム(株)を吸収合併し、同社の子会社であった(株)電脳隊(現 ワイズ・スポーツ(株))が当社の子会社となる(現 連結子会社)
2001年 5月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)において、サービスの安全性確保を目的に、本人確認と補償制度提供を骨子とした有料化を開始
2001年 9月	ブロードバンド関連の総合サービス「Yahoo! BB」の商用サービスを開始
2002年 4月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)において、出品システム利用料の課金を開始 「Yahoo! BB」のビジネスモデルにおいて、モデム販売から、加入者獲得インセンティブ等のモデルに変更
2002年 8月	オンライン上における決済に関するノウハウ等を当社の事業の強化・充実に結びつけるため、(株)ネットラストの株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2003年 1月	国内初の個人間クレジットカード支払いサービス「Yahoo!ペイメント」(現「Yahoo!かんたん決済」)を開始
2003年 4月	本社を、東京都港区六本木六丁目10番1号に移転
2003年 7月	有料会員制サービス「Yahoo!プレミアム」を開始
2003年10月	東京証券取引所市場第一部へ上場
2003年11月	保険関連サービスへの展開を図るため、ワイズ・インシュアランス(株)を設立(現 連結子会社)
2004年 7月	東京都主税局とともに全国で初めての「インターネット公売」を実施
2004年 8月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得
2004年11月	ホスティング事業(レンタルサーバー事業)とドメイン事業を強化するため、ファーストサーバ(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2005年 1月	地域情報サービスの一層の充実を図るため、(株)アルプス社の事業を承継(2008年4月に吸収合併)
2006年 3月	ソフトバンク(株)(現 ソフトバンクグループ(株))と携帯電話事業に関する業務提携について合意
2007年 4月	インターネットの健全で豊かな発展への寄与を目指してYahoo! JAPAN研究所を設立
2007年 8月	(株)ブレイナーの株式を取得し、子会社とする(2008年4月に吸収合併)
2007年 9月	オーバチュア(株)の株式を取得し、子会社とする(2009年10月に吸収合併)
2008年 1月	Yahoo! JAPANトップページを大幅リニューアル

年月	事項
2009年 2月	ソフトバンクIDC(株)の株式を取得し、子会社とする(現 (株)IDCフロンティア、現 連結子会社)
2009年 4月	ソフトバンクIDCソリューションズ(株)を子会社化し、同 3月に吸収合併 本社を、東京都港区赤坂九丁目 7番 1号に移転
2010年 7月	(株)GyaO(現 (株)GYAO)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社) Yahoo! JAPANの検索サービスにおけるグーグルの検索エンジンと検索連動型広告配信システムの採用、ならびにYahoo! JAPANからグーグルへのデータ提供を決定
2010年10月	ソーシャルゲームプラットフォーム「Yahoo!モバゲー」を開始
2011年 9月	個人向けストレージサービス「Yahoo!ボックス」を開始
2011年11月	電子書籍サービス「Yahoo!ブックストア」を開始
2012年 4月	アスクル(株)(現 連結子会社)とコマース関連事業領域において業務・資本提携を締結
2012年 8月	YJキャピタル(株)を設立(現 連結子会社) (株)クロコスの株式を取得し、子会社とする(2014年11月に吸収合併)
2012年 9月	(株)コミュニティファクトリーの株式を取得し、子会社とする(2015年 1月に吸収合併)
2012年10月	パリュウコマース(株)を子会社とする(現 連結子会社) 一般消費者向け(BtoC)インターネット通販サービス「LOHACO(ロハコ)」を開始
2012年12月	(株)カービューを子会社とする(現 連結子会社)
2013年 1月	(株)サイバーエージェントFX(現 ワイジェイFX(株))の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2013年 3月	「Yahoo!オークション」の名称を「ヤフオク!」へ変更
2013年 4月	電子クーポン・チケット販売プラットフォーム「PassMarket」を開始
2013年 6月	「Yahoo!自動車」と(株)カービューが運営する「carview.co.jp」を「carview!」に統合
2013年 7月	「Yahoo!ポイント」を「Tポイント」へ統合
2013年10月	eコマース事業における新戦略を開始
2013年11月	「ツール・ド・東北 2013 in 宮城・三陸」を開催
2014年 4月	ブックオフコーポレーション(株)とオークション関連事業領域において業務・資本提携を締結 (株)ジャパンネット銀行の銀行主要株主認可を取得
2014年 7月	「Yahoo!カーナビ」アプリの提供を開始
2014年 8月	ワイモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))とスマートフォンにおける各種サービスの提供を開始
2014年10月	「GYAO!」ブランド刷新 シナジーマーケティング(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2015年 1月	YJキャピタル(株)が設立するYJ 2号投資事業組合に出資し、子会社とする ワイジェイカード(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2015年 4月	「Yahoo! JAPANカード」の提供を開始
2015年 5月	スマートフォン版Yahoo! JAPANトップページとYahoo! JAPANアプリを全面的に刷新
2015年 7月	ソニー不動産(株)と日本国内の中古住宅流通市場とリフォーム・リノベーション市場において業務・資本提携を締結
2015年11月	11月11日を「いい買物の日」に制定し、リアル・ネット同時展開の“お買物の祭典”を開催
2016年 2月	(株)一休の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社) 映像配信サービス「GYAO!」の月額見放題プラン「プレミアムGYAO!」を提供開始
2016年 5月	「Yahoo!チケット」のサービス強化を図るため、パスレボ(株)を設立(現 連結子会社) 「Yahoo!ウォレット」の新しい決済機能「預金払い」と「Yahoo!マネー」を提供開始
2016年 9月	YJキャピタル(株)が設立するYJテック投資事業組合に出資し、子会社とする
2016年10月	(株)イーブックイニシアティブジャパンの株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社) 本社を、東京都千代田区紀尾井町 1番 3号に移転

3 【事業の内容】

当社は、1996年1月に、当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)とYahoo! Inc.(以下、ヤフー・インクという。)が合併で、ヤフー・インクが行っているインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行うことを目的として設立されました。

当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)は、持株会社として傘下に多数の関係会社を擁し、国内通信事業、スプリント事業、ヤフー事業、流通事業、アーム事業、その他の事業など、様々な分野・地域で事業活動を行っています。当社グループは、「ヤフー事業」に属しています。

1. 当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の主な事業内容と報告セグメントとの関係

区分	名称	主な事業内容	報告セグメント
親会社	ソフトバンクグループ(株)	持株会社	
その他の関係会社	ヤフー・インク	インターネットを利用した広告の販売	全セグメント
主な連結子会社	ワイズ・スポーツ(株)	スポーツ情報の取材および記事・コンテンツ制作	マーケティングソリューション事業
	(株)ネットラスト	オンラインでの決済事業	
	ワイズ・インシュアランス(株)	生命保険代理業および損害保険代理業	
	ファーストサーバ(株)	レンタルサーバーサービス、ドメイン名登録サービス、クラウドサービス	
	(株)IDCフロンティア	データセンター事業	
	(株)GYAO	インターネットを利用した映像、電子書籍などのデジタルコンテンツ配信、およびエンターテインメントに関わる情報提供サービス業、インターネットを利用した広告企画、制作および販売	コンシューマ事業
	YJキャピタル(株)	ベンチャーキャピタル事業	
	YJ1号投資事業組合	有価証券および出資持分の取得・保有	
	バリューコマース(株)	アフィリエイトマーケティングサービス事業、ストアマッチサービス事業	コンシューマ事業
	(株)カービュー	ウェブサイトの運営と関連サービスおよび広告事業	コンシューマ事業
	ワイジェイFX(株)	FX(外国為替証拠金取引)事業	
	シナジーマーケティング(株)	クラウドサービス事業、エージェント事業	マーケティングソリューション事業
	YJ2号投資事業組合	有価証券および出資持分の取得・保有	
	ワイジェイカード(株)	クレジット、カードローン、信用保証業務	
アスクル(株)	文房具等およびサービスにおける通信販売事業	コンシューマ事業	

区分	名称	主な事業内容	報告セグメント
主な連結子会社	(株)エコ配	宅配便事業	コンシューマ事業
	(株)一休	ホテル・レストラン予約サイト等のインターネットサイト運営事業	コンシューマ事業
	YJテック投資事業組合	有価証券および出資持分の取得・保有	
	(株)イーブックイニシアティブジャパン	電子書籍の配信	コンシューマ事業
	その他45社		
主な持分法適用 関連会社	(株)ジャパンネット銀行	銀行業	
	ブックオフコーポレーション(株)	リユース事業	コンシューマ事業
	その他35社		

2. セグメントおよび事業内容

報告セグメント	主な事業の内容
マーケティングソリューション事業	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告などの広告関連サービス
コンシューマ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」、「ASKUL」、「LOHACO」などのコマース関連サービス ・ 「Yahoo!プレミアム」や「Yahoo! BB」などの会員向けサービス ・ 「Yahoo!不動産」などの情報掲載サービス

なお、上記の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 6. セグメント情報」に掲げるセグメント情報の区分と同一です。

3. 事業の系統図



(注) その他は、報告セグメントに属していない連結子会社、持分法適用関連会社です。

4 【関係会社の状況】

1. 親会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ソフトバンクグループ(株)	東京都港区	238,772	持株会社		43.0 (6.6)	役員の兼任

- (注) 1 議決権の被所有割合は50%以下ですが、支配力基準により親会社としています。
 2 有価証券報告書の提出会社です。
 3 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接被所有割合です。
 4 2017年6月1日付で、ソフトバンクグループ(株)が保有する当社の全株式を同社の完全子会社であるソフトバンクグループインターナショナル(同)へ譲渡しています。これによる親会社の変更はありません。なお、ソフトバンクグループインターナショナル(同)は当社のその他の関係会社となります。

2. 連結子会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ワイズ・スポーツ(株)	東京都千代田区	100	マーケティングソ リユーション事業	100.0		スポーツ情報サービスの 運営委託・スポーツ分野 の連携
(株)ネットラスト	東京都千代田区	243		75.0		役員の兼任
ワイズ・インシュアランス(株)	東京都千代田区	30		60.0		保険情報の掲載
ファーストサーバ(株)	大阪市中央区	363		100.0		ホスティングサービスの 提供
(株)IDCフロンティア	東京都千代田区	100		100.0		役員の兼任
(株)GYAO(注) 2	東京都千代田区	888	コンシューマ事業	66.7		役員の兼任
YJキャピタル(株)	東京都千代田区	200		100.0		
YJ 1号投資事業組合(注) 2	東京都千代田区	3,000				
バリューコマース(株)(注) 2、3	東京都港区	1,728	コンシューマ事業	52.3		アフィリエイト広告にお ける提携
(株)カービュー	東京都千代田区	100	コンシューマ事業	100.0		役員の兼任
ワイジェイFX(株)	東京都千代田区	490		100.0		役員の兼任
シナジーマーケティング(株)	大阪市北区	100	マーケティングソ リユーション事業	100.0		役員の兼任
YJ 2号投資事業組合(注) 2	東京都千代田区	20,000				
ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	100		65.0		役員の兼任 資金の貸付 債務保証
アスクル(株) (注) 2、3、5、6	東京都江東区	21,189	コンシューマ事業	45.3		eコマース事業における 提携
(株)エコ配(注) 2	東京都港区	2,563	コンシューマ事業	68.5 (68.5)		
(株)一休	東京都港区	400	コンシューマ事業	100.0		役員の兼任
YJテック投資事業組合(注) 2	東京都千代田区	3,500				
(株)イーブックイニシアティブ ジャパン(注) 2、3、5	東京都千代田区	845	コンシューマ事業	44.3		役員の兼任
その他45社						

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しています。
 2 特定子会社です。
 3 有価証券報告書の提出会社です。
 4 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接所有割合です。
 5 議決権の所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としています。

6 売上高(連結会社相互間の内部売上高除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えていますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しています。

3. 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(株)ジャパンネット銀行	東京都新宿区	37,250		41.2		役員の兼任
ブックオフコーポレーション(株) (注) 2、3	相模原市南区	3,652	コンシューマ事業	15.1		オークション、リユース 事業における連携
その他35社						

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しています。
2 議決権の所有割合は20%未満ですが、重要な影響力を持っているため関連会社としています。
3 有価証券報告書の提出会社です。

4. その他の関係会社

名称	住所	資本金 または出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ヤフー・インク	米国 カリフォルニア州	千US\$ 971	インターネットを 利用した広告の販売等		35.6	ヤフージャパンライセン ス契約締結先 広告掲載等

5 【従業員の状況】

1. 連結会社における状況

2017年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティングソリューション事業	3,298 (137)
コンシューマ事業	5,718 (2,498)
その他(注) 1	2,215 (259)
合計	11,231 (2,894)

- (注) 1 その他は、報告セグメントに属していない従業員です。
2 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員です。
4 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含みます。

2. 提出会社の状況

2017年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5,826	35.8	6.3	6,822,859

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティングソリューション事業	2,921
コンシューマ事業	1,635
その他(注) 1	1,270
合計	5,826

- (注) 1 その他は、報告セグメントに属していない従業員です。
2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。
3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含みます。

3. 労働組合の状況

当社グループと当社の労働組合との関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

1. 業績

当連結会計年度の売上高は、ディスプレイ広告の売上が増加したことに加え、前連結会計年度にアスクル(株)を連結子会社化したことが寄与し、前連結会計年度比で30.9%の増収となりました。

営業利益、税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度と比較して減益となりました。これは、前第2四半期連結会計期間にアスクル(株)の企業結合に伴う再測定益を596億円計上したことに加え、当第4四半期連結会計期間に同社の物流センターにおいて発生した火災に伴う損害額を130億円計上した影響によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高8,537億円(前連結会計年度比30.9%増)、営業利益1,920億円(前連結会計年度比14.6%減)、税引前利益1,934億円(前連結会計年度比14.6%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益1,365億円(前連結会計年度比20.4%減)となりました。

(1) マーケティングソリューション事業

「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」の売上が増加を続けたことに加え、「Yahoo!プレミアムDSP」の売上も増加したことなどにより、ディスプレイ広告の売上が前連結会計年度比で増加しました。検索連動型広告の売上は、デバイスシフトの影響があったものの、継続的な機能改善や一部広告出稿主の需要増加により、前連結会計年度比で横ばいとなりました。

以上の結果、当連結会計年度のマーケティングソリューション事業の売上高は2,815億円(前連結会計年度比4.9%増)、営業利益は1,619億円(前連結会計年度比9.8%増)となり、全売上高に占める割合は33.0%となりました。

- ・「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」では、継続的な機能向上や表示回数の増加により、売上が前連結会計年度比で増加しました。
- ・「Yahoo!プレミアムDSP」の売上は、前連結会計年度比で増加しました。
- ・検索連動型広告の売上は、デバイスシフトの影響があったものの、継続的な機能改善や一部広告出稿主の需要増加により、前連結会計年度比で横ばいとなりました。
- ・広告売上高のうち、スマートフォン経由()の比率は前連結会計年度比で拡大し、初めて50%を超えました。
- () タブレット広告売上高の一部を含みます。

(2) コンシューマ事業

「ヤフオク!」「Yahoo!プレミアム」における料金改定や、「Yahoo!ショッピング」における広告売上の増加に加え、前連結会計年度にアスクル(株)を連結子会社化したことなどにより、コンシューマ事業の売上は前連結会計年度比で大きく増加しました。また、eコマース国内流通総額(1)は、前連結会計年度比で23.0%増の1兆8,529億円となりました。うち、アスクル(株)単体におけるBtoB事業インターネット経由売上高(取扱高、20日締め)は、2,126億円となりました。

この結果、当連結会計年度のコンシューマ事業の売上高は5,117億円(前連結会計年度比1.5倍)、全売上高に占める割合は59.9%となりました。

また、当連結会計年度の営業利益は649億円となり、前連結会計年度比で45.1%の減益となりました。これは前第2四半期連結会計期間に計上したアスクル(株)の企業結合に伴う再測定益596億円に加え、当第4四半期連結会計期間に計上した同社の物流センターにおいて発生した火災に伴う損害額130億円の影響によるものです。

- ・オークション関連取扱高が引き続き増加したことに加え、落札システム利用料を改定したことなどにより、「ヤフオク!」の売上が前連結会計年度比で増加しました。
- ・「Yahoo!ショッピング」は、商品数が引き続き増加したことや自社サービスからの送客を強化したことに加え、ソフトバンクのスマートフォンユーザーへのTポイント還元施策などが寄与し、「Yahoo!ショッピ

ング」と「LOHACO」(アスクル(株)におけるLOHACO事業の売上高(取扱高、20日締め))の合計の取扱高が、前連結会計年度比23.0%増と大きく拡大しました。加えて、ショッピング広告売上高(2)も大幅に増加しました。

- ・「ヤフオク!」「Yahoo!ショッピング」取扱高のうち、スマートフォン経由の取扱高が、前連結会計年度比で引き続き増加しました。
- ・2017年3月末の月額有料会員ID数(3)は、1,773万IDとなりました。月額有料会員ID数の増加に加えて、「Yahoo!プレミアム」の会員費を改定したことも売上の増加につながりました。

- (1) ショッピング関連取扱高、オークション関連取扱高、アスクル(株)単体におけるBtoB事業インターネット経由売上高(取扱高、20日締め)を含みます。
- (2) ヤフー(株)単体におけるショッピング広告売上高、バリューコマース(株)が「Yahoo!ショッピング」出店ストアに販売している「Yahoo!ショッピング」の広告商品「ストアマッチ」等の売上高、「Yahoo!ショッピング」出店ストアが出稿している検索連動型広告、YDN等の売上高の合計値です。
「Yahoo!ショッピング」出店ストアが出稿している検索連動型広告、YDN等の売上高はマーケティングソリューション事業の広告売上高に計上しています。
- (3) Yahoo!プレミアム会員、Yahoo! BB利用者、Yahoo! JAPANおよび提携企業(「Yahoo!ウォレット」を通じた決済分のみ)が提供するデジタルコンテンツ・サービス等の月額有料会員の合計値です。1IDで複数のサービスを利用した場合は、重複カウントしています。

2. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ93,902百万円増加し、543,067百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の納付およびクレジットカード事業にかかる債権の増加があったものの、主に税引前利益の計上により127,023百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産および無形資産の取得により57,047百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いがあったものの、主に借入れおよび社債の発行により23,996百万円の収入となりました。

3. 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(1) 連結の範囲

アスクル(株)については、議決権の45.3%を所有しているため、日本基準では持分法適用関連会社ですが、IFRSでは議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しています。

上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて資産合計が231,938百万円増加、負債合計が125,605百万円増加、資本合計が106,332百万円増加しています。また、売上高が333,175百万円増加、営業利益が9,373百万円減少、親会社の所有者に帰属する当期利益が976百万円減少しています。

(2) 売上高の純額表示

日本基準では検索連動型広告などの売上に応じて支払うTraffic Acquisition Costおよび決済手数料の一部について純額で表示していますが、IFRSでは総額で表示しています。

上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて売上高が42,089百万円増加しています。

(3) のれんの償却

日本基準ではその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしていますが、IFRSでは移行日以降の償却を停止しています。

上記の影響により、IFRSでは日本基準に比べて営業利益が9,487百万円増加、親会社の所有者に帰属する当期利益が9,449百万円増加しています。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、セグメント毎に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

なお、販売の状況については、「1 業績等の概要 1. 業績」における各セグメントの業績に関連づけて示しています。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末において、当社グループが判断したものです。

1. 会社の経営の基本方針

当社グループは、設立当初より、楽しく便利なインターネットサービスを利用者に提供することを主眼に事業を運営してきました。現在ではパソコンに加え、スマートデバイス等接続機器の多様化、普及拡大にともない、インターネットは時間と場所を選ばず利用されるようになり、利用者数、利用頻度および利用時間が大きく増加しています。そのような中、当社グループがインターネットサービス提供会社として果たす社会的役割は一段と重要性を増しています。

当社グループは、情報技術で人々や社会の課題を解決する「課題解決エンジン」であり続けるという基本理念のもと、インターネットの利便性、公共性、社会性、将来性を認識して、利用者の求めるサービスを提供し続けていきます。

当社グループは中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆さまに報いることが上場会社としての責務ととらえています。

当社グループはこれからも、将来の成長のための投資を継続しながら、株主の皆さまへの適切な利益還元を行うことにより、企業価値の向上を目指していきます。

2. 目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社および各事業の売上高、営業利益およびその成長率、1株当たり当期利益およびその成長率を重視しています。また利用者による当社グループサービスの利用状況を、事業展開の上での重要な構成要素ととらえています。具体的には、全社および各サービスの閲覧状況を示すデイリーユニークブラウザ(DUB)数を特に重視しており、その他、ページビュー(PV)数、各月中にログインしたYahoo! JAPAN ID数であるアクティブユーザーID数、利用時間等の動向を注視しています。また有料サービスの利用状況を示す月額有料会員ID数および「ヤフオク!」、「Yahoo!ショッピング」等のeコマース国内流通総額等を重要な事業上の指標としています。

3. 中長期的な会社の経営戦略

昨今のインターネット利用環境は、スマートデバイスによる利用が急激に拡大する一方で、パソコンの利用機会が徐々に減少しています。そのような環境を踏まえ、当社グループでは、スマートデバイスにおけるインターネットの利用時間と利用シーンの拡大を推進しています。

生活インフラとも呼ぶべきYahoo! JAPANトップページ、ニュースや天気等のサービスをスマートデバイス向けに最適な形で提供すること、また地図やカーナビ等、スマートデバイスならではの機能を活用した多数のサービスを、ブラウザに加えてアプリでも提供することにより、スマートデバイスにおいても当社グループサービスの利用を着実に増やしてまいりました。その結果、デイリーユニークブラウザ数とページビュー数の半数超がスマートフォン経由となっており、当社グループのサービス利用におけるスマートフォンへのシフトは順調に進んでいます。今後はスマートフォンアプリを通じたサービスの提供をより強化するとともに、さらなる収益機会の拡大を目指していきます。

また、特にスマートフォンという表示領域の限られたデバイスを通じたサービスの提供にあたっては、利用者の様々なニーズにあわせてサービス提供内容を最適化することが、利用者にとって最も使いやすいサービスの実現につながるという考えから、当社では、プライバシーポリシーに基づいて利用者による当社サービスの利用

データを収集・蓄積・分析し、利用者のニーズに適した情報や広告の配信を行う等、サービスの改善に努めていきます。

4. 会社の対処すべき課題

当社グループは、社会と調和し持続可能な成長を実現するために、利用者のニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、当社グループの競争優位性を維持するとともに、新たな市場や顧客を開拓し、収益を増大させる必要があると考えています。インターネット業界は現在、スマートフォンの利用拡大が進み、新たな利用者のニーズ、競争要因、競合企業が次々と生まれてくる状況にあります。こうした環境において、当社グループはこれまで築き上げてきた基盤や競争優位性をベースに、新たな施策を次々と打ち出していくことが不可欠であると考えます。

また、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、当社グループの担う公共的な責任も増しているため、突発的な事件や自然災害などに対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底に努めています。加えて当社グループでは、個人情報の保護を筆頭にセキュリティの強化を最優先に図っていますが、今後も当社グループが提供するサービスを安全にかつ安心してご利用いただけるよう対策を講じています。

こうした課題の解決には、組織力・人財開発を強化していく必要があるため、当社グループは日本一の人財開発企業を目指し、社員の才能と情熱を解き放つための様々な取り組みを進めています。加えて企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築についても、さらに強化していきます。

当社グループは、役員、社員全員がワンチームとなり、さらなる成長を目指すとともに、情報技術で人々や社会の課題を解決する「課題解決エンジン」として、社会のさらなる発展に貢献していきます。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績は、今後起こり得る様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。

以下には、本書提出時点での事業展開上のリスクとなる可能性がある主な事項を記載してあります。また当社グループがコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示しています。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の予防および発生時の対応に努力する方針です。また、経営状況および将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えています。なお、以下の記載は当社への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありません。

(1) 市場動向・競合環境に係わるリスク

経済・市場・ユーザー動向に係わるリスク

a. 当社グループの事業の発展はインターネット関連市場の拡大と同調する側面があります

日本におけるインターネットの普及は1995年頃から本格化し、ブロードバンドの進展やスマートデバイスの進歩によりユーザー数および利用時間は継続的に増加しています。当社グループの事業は直接間接にインターネットに関連しているため、インターネット上の情報の流通または商業利用が今後も広く普及し、ユーザー数および利用時間が増加するとともにユーザーにとって快適な利用環境が実現・維持されることが、事業の発展にとっての基本的な条件となります。

しかし、将来的にユーザー数や利用時間の伸びの鈍化の可能性、インターネット利用を制約する規制やユーザーへの新たな負担が増える可能性、ユーザー数の増加や利用水準の高度化に対応した新しいプロトコルや技術標準の開発・適用等が適切に行われない可能性等、インターネット関連市場の継続的な拡大には、不透明な面があります。

b. インターネットが広告媒体としての地位を維持・拡大できるかどうかは不確実です

インターネットの広告ビジネスは、日本国内においては当社の事業開始とともに本格化しました。(株)電通の発表によると、2016年における年間のインターネット広告費は広告市場全体の20.8%を占めています。

当社グループでは、媒体としての価値を高めるため、各サービスの内容を充実させるとともに、主に広告事業においては、広告主や広告会社等各種関係者のインターネット広告に関する理解・評価を高められるよう、定期的にセミナーを開催する等の方法により啓発活動を実施し、広告主層の拡大・安定化に努めています。また、主にプロモーション広告(スポンサードサーチ、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)など)については、ユーザーの求めている情報と掲載される広告内容とのマッチング精度の向上に努め、ユーザーおよび広告主双方にとってメリットのある媒体となるよう努めています。

しかしながら、今後市場が期待以上に成長しない可能性や、成長のスピードが遅くなる可能性があり、期待した広告収入を得ることができず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

c. インターネットの広告媒体は短期的に、景気動向、ユーザーの動向の影響を受ける可能性があります

広告ビジネスは一般的に景気動向、ユーザーの動向の影響を非常に受けやすいこと、広告主との契約による広告掲載期間は通常比較的短期間であること、また、インターネットの利用には潜在的に短期変動することから、特に景気が悪化した場合、各企業は広告に係わる支出を優先的に削減する傾向があります。求人や不動産などのインターネットでの情報掲載ビジネスも、景気動向の影響を強く受けます。

その一方で、費用は人件費、賃借料等の固定的なものが多く、売上変動に応じた費用の調整が困難であるため、当社グループの利益は潜在的に変動性が高いといえます。

d. インターネットの広告ビジネスは、大手広告主や広告会社の媒体別広告予算配分の影響を受ける可能性があります

大手広告主による広告の出稿の多くは広告会社を經由して行われ、インターネットやテレビ、新聞などの各媒体にどのように広告予算を配分するかは、広告主の意向や広告会社の裁量に依るところが大きくなっています。当社グループとしては広告媒体としての魅力を向上させるとともに、広告効果向上のための各種施策を実施していますが、これらの予算配分の動向が、当社グループの広告売上に影響を及ぼす可能性があります。

- e. 当社グループがモバイル広告の領域において、パソコンと同等の地位を獲得できるかは確実ではありません
近年、スマートデバイス等への広告配信が増加しています。当社グループとしてもスマデバファーストを掲げ、スマートデバイス向けサービスをパソコン向けサービスよりも優先して、これに対応していますが、スマートデバイスでの利用がさらに拡大した場合、ユーザー数や利用時間においてパソコンと同等の地位を獲得できず、全体として当社グループのシェアが低下する可能性があります。その場合、広告主からの出稿の伸びが鈍化し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。
- f. 当社グループの収益は、有料会員サービスのユーザー数の変化の影響を受ける可能性があります
ユーザーは、ブロードバンドの進展により急速に増加し、それに伴い有料会員サービスの市場も拡大しました。しかしながら、将来的には、ユーザーの増加が頭打ちになることが予想されます。当社グループではそのような状況に備えるべく、日頃より各種サービスの顧客満足度を向上させ、利用度を高めるような様々な施策を実施していますが、様々な特典を享受できる「Yahoo!プレミアム」をはじめとする有料会員数の伸びが鈍化するおそれがあり、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。
- g. インターネットの様々な有料サービスが継続的に利用されない、または、当社グループが提供する有料サービスが利用されない可能性があります
当社グループでは、映像やゲームなど、ユーザーのニーズに合った様々な有料コンテンツを配信しています。今後もユーザーの増加とともに、インターネットによる有料コンテンツの利用が増加していくものと思われませんが、インターネット上での有料コンテンツ配信がユーザーの生活に浸透しない可能性があります。

競合環境に係わるリスク

- a. 当社グループの各サービスには競合が存在するため、今後もインターネット業界において優位性を発揮し続けられるかどうかは不確実です
当社グループのサービスはポータルサイトとしての位置づけを主軸に、検索をはじめ、ニュースなどの各種情報提供、メールなどのツールの提供、ショッピングなどのEC(eコマース)、決済関連など、インターネットを通じ多数のサービスを提供しており、それぞれのサービスにおける競合は多数存在しています。
このような環境のもと、当社グループが当業界において優位性を発揮し、一定の地位を確保・維持できるか否かについては不確実な面があります。また、価格競争や、顧客獲得に係わる費用の増大に伴う利益の減少の可能性があるほか、広告会社や情報提供者に対して支出する販売手数料や情報提供料等の増加を余儀なくされる可能性があり、これらが当社グループの業績に影響を与える可能性があります。
また、当業界においては、設立間もない企業による新興サービスがユーザーの支持を集め急速に広まる可能性があります。当社グループでは、ユーザーの意見や動向を捉え、ユーザーの支持を集めることができるサービスを提供していく所存ですが、新興企業のサービスが当社グループのサービスに対する競合となる可能性や、競争優位性を発揮するための新規サービスの開発に費用がかかり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

社会インフラや他社製品・サービスに係わるリスク

- a. 当社グループのサービスは、電力やインターネット回線等の社会インフラ、サーバー等の設備機器、ユーザーの情報端末やソフトウェアなどの他社の製品やサービスに依存しています
当社グループがサービスを提供するために必要な電力やインターネット回線等の社会インフラおよび、接続プロバイダ、サーバー等の設備機器、ユーザーのインターネット情報端末やソフトウェアなどは他社の製品やサービスであり、これらが良好に供給され稼動する事が、当社グループがサービスを適切に提供するための前提条件となっています。
特に、サーバー等の設備機器の稼動をはじめとして、当社グループのサービスの適切な提供は、電力の安定的な供給に大きく依存しています。停電や使用制限等で供給が不安定になる場合に備え、データセンターの二重化や自家発電設備の整備を進めるとともに、停電や使用制限等の発生時には、速やかにかつ適切に全社的対応を行うよう努めています。しかしながら、何らかの理由により事故発生後の業務継続、復旧がうまくいかず、当社グループのサービスに影響を受ける可能性があります。また、電気料金の変動が当社グループの収益に影響を及ぼす可能性があります。
ブラウザや、インターネットへ接続できるパソコンやスマートデバイス、テレビ、ゲーム機、カーナ

ビなどの情報端末は、多種の製品が存在しています。しかしながら、一部の情報端末やソフトウェアには当社グループのサービスが未対応な場合があります。また、情報端末やソフトウェアの使用方法や設定内容などによっては、当社グループが発信する情報を適切に受けることができない場合があります。また、それらの機器やソフトウェア、サービスの仕様変更や料金変動、供給不足などにより、当社グループが発信する情報を適切に受けることができなくなる可能性や、ユーザーの利用頻度が減少したり、当社グループのサービス内容や収益に影響を及ぼしたりする可能性があります。

技術動向に係わるリスク

- a. 当社グループが提供するサービスは、当社グループが保有・利用するインターネット関連技術に依存し、新技術の登場や技術革新によって大きな影響を受ける可能性があります

インターネット関連業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、新技術の登場や技術革新のスピードが速く、提供するサービスのライフサイクルが短いといった特徴を有しています。

インターネット関連業界での競争力を維持するために、当社グループはサービス内容の充実や新技術への対応を進めていますが、提供するサービスが陳腐化したり新技術への対応が遅れたりした場合、競合他社に対する競争力が低下する可能性があります。

(2) 法的規制・制度動向に係わるリスク

法的規制に係わるリスク

- a. 法令の制定や改正により、当社グループおよび当業界に影響が及ぶ可能性があります

当社グループの事業に関連し、様々な法的規制がかかっています。

当社グループは、各種法令を遵守するとともに、関係各所と協力し様々な施策や啓発活動等を実施しています。しかしながら、日本国内においては事件や事故等の発生に対して報道がなされた場合、何らかの法的規制をかけようとする動きが見られます。

法令の制定や改正により、当社グループの事業への影響や、法令を遵守するための費用が増加する可能性があり、また、インターネット業界の発展に影響を与える可能性があります。

- b. 当社グループはプロバイダ責任制限法を遵守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)は民法上の不法行為責任の範囲を明確にしたものに過ぎず、インターネット上で情報の流通を仲介する事業者の責任を加重するものではありません。しかしながら、今後、情報の仲介者に対してより積極的に責任を追及すべきだという社会的な動きが生じた場合は、法改正および新たな法律の制定、または業界団体などによる自主規制等が行われることにより、当社グループの事業が制約される可能性があります。

- c. 当社グループは電気通信事業法を遵守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

当社グループが運営するインターネットを利用した情報通信サービスの中には、電気通信事業法および関連する省令等を遵守する義務を負うものがあり、これらの法令が改正された場合には当社グループの事業が制約される可能性があります。

- d. 青少年インターネット環境整備法の成立により、インターネット業界の発展に影響が生じる可能性があります

当社グループでは、設立当初よりインターネットの健全な発展に貢献するよう各種対策等を行っており、未成年者を有害情報から保護する目的で、「Yahoo!きっず」の運営等の対策を行ってきました。2009年4月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が施行されましたが、この法律の内容と当社グループのビジネス内容から、事業への影響は軽微です。しかしながら、この法律は表現の自由への制約やフィルタリングの発展の阻害などへの課題が多く、日本国内のインターネット業界の発展に影響を与える可能性があり、結果的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- e. EC(エコマース)に対して法的規制が行われた場合、当社グループの収益に影響を与える可能性があります

「ヤフオク!」においては、違法な物の出品や詐欺等が報告されることがあります。既に当社グループは、ブランド品出品者に対し、特定商取引法上の事業者と該当すると判断した場合、事業者としての表示義務を遵守するよう誘導し、遵守されない場合には、IDの削除措置を取っています。また他のインターネットオークション事業者と共同で「インターネットオークション自主ガイドライン」を策定し実施しているほか、「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」の幹事会社として対策を積極的に行っています。またユーザー向けの啓発ページとして「知的財産権保護ガイド」を設置し、著作権、肖像権、商標権について解説することで、出品者だけでなく落札者への啓発活動も行っています。

また、出店者が増加している「Yahoo!ショッピング」においても、ガイドラインや利用規約に違反した出店者が増加したり、購入者からの取引上の被害報告が増加したりする可能性があります。こちらについても「ヤフオク!」の不正防止のノウハウやオペレーションを活用し、被害防止に努めています。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後も違法出品や詐欺等が報告されるようであれば、インターネット上の取引そのものを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- f. ソーシャルメディア型サービスに対して法的規制が行われた場合、当社グループの各サービスに対して影響を与える可能性があります

ソーシャルメディア型サービスは、ユーザーからの投稿によって、コンテンツの掲載やコミュニケーションが行われるため、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる可能性があります。当社グループでは、これらの権利等の侵害に係わる投稿を禁止しており、著作権保護等の観点からパトロールによる違法コンテンツのチェックや、ユーザーからの違法コンテンツの報告、権利者からの削除依頼などを速やかに受け付け、対応を行っています。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後違法投稿が多数報告され、社会問題等になるようであれば、インターネット上のユーザー投稿サービスを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、当社グループの各サービスに影響を与える可能性があります。

- g. 金融系サービスに係わる新たな法律の制定、または改正が行われた場合、当社グループの各サービスに対して影響を与える可能性があります

当社が運営する「Yahoo!マネー」において「資金決済法」の適用を受けています。そのため、資金決済法に基づき関東財務局に「資金移動業者」ならびに前払式支払手段における「第三者型発行者」として登録を行っています。

また、(株)ジャパンネット銀行との協業においては、関東財務局の許可を受けて、銀行代理業者として、円普通預金口座開設の媒介を行っています。

また、連結子会社であるワイジェイカード(株)において、クレジットカードおよびローンカードの発行を行っており、クレジットカードのりぼるピング払い取引等については「割賦販売法」の適用を、クレジットカードのキャッシング取引やローンカードについては「貸金業法」、ならびに「利息制限法」の適用を受けています。このためワイジェイカード(株)は割賦販売法に基づき九州経済産業局に割賦販売業登録を、貸金業法に基づき、福岡財務支局に貸金業登録を行っています。なお、貸金業法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げる法改正により、利息制限法に定められた利息の上限金利を超過する部分に対して、不当利得として返還を請求される場合があり、ワイジェイカード(株)においては、保守的に見積もった引当金を積み立てているものの、返還請求が収益に影響を与える可能性があります。

これらの規制が改定される場合には、コンプライアンス体制やシステム対応の強化、再整備等により費用が増加し、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

- h. 当社グループは旅行業法を遵守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

当社グループが運営する「Yahoo!トラベル」の中には、旅行業法および関連する省令等を遵守する義務を負うものがあり、これらの法令が改正された場合には当社グループの事業が制約される可能性があります。

- i. 当社グループのビジネスは、法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります

前述の法的規制の適用に限らず、政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等に基づき、業界各社がインターネット上での情報流通やビジネスを自主規制することにより、当社グループのサービスや業績に影響を及ぼす可能性があります。

- j. Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)などの広告において、行動履歴情報の収集や分析に制約が生じた場合、サービス内容に影響を与える可能性があります

Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)などは、ユーザーの行動履歴情報を分析したり、広告したい商品やサービスに興味・関心をもつグループに対して広告を配信すること等により、広告主・ユーザー・インターネットメディア全てにとって効果的な広告となることを目指す広告商品です。

当社グループにおける行動履歴情報の収集や分析においては、ユーザーのプライバシー保護を重視しています。Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)などにおいては、ユーザー(厳密にはそのユーザーが使用するブラウザ)がYahoo! JAPANのどのようなサービスを閲覧したか、どのようなキーワードで検索したか、表示された広告とクリックの有無などの行動履歴情報を分析し、興味・関心の近いユーザー(ブラウザ)をグループ化するためだけに使用しており、特定のユーザーの興味・関心を分析しているわけではありません。

このように当社グループではユーザーのプライバシーを保護するための現在考えうる十分な施策を講じていますが、行動履歴情報の収集や分析に対してユーザーからの反発などが起こる可能性や、法的な規制が行われる可能性は皆無ではなく、その際には当社グループのブランドイメージが低下したり、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)などの広告が販売できなくなったりする事により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等によるリスク

- a. 当社グループは検索サービスに表示される情報等について、情報の表示を望まない関係者等から損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、検索サービスに表示される情報について、「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」において「表現の自由」や「知る権利」とプライバシーをいかにバランスよく実現するかを検討しました。その結果当社は検索結果の非表示措置の申告を受けた場合の対応について、2015年3月に自主基準を公表しました。この自主基準に基づき、検索サービスに表示される情報に対して申告を受けた場合には適切に対処することで、サービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。しかしながら、これらの施策が功を奏さず、当社グループが関係者より損害賠償等を求められる可能性があり、その場合には当社グループに相応の費用が発生したり、ブランドイメージが損なわれたりする等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- b. 当社グループはオークション詐欺の被害者から、損害賠償を請求される可能性があります

当社グループでは、より健全なオークションサイトを目指し、安全性の向上を目的とした対応として、2001年5月から有償での本人確認制度の導入、2004年7月から郵便物の送付による出品者の住所確認の導入、2005年11月から不正利用検知モデルを導入しました。また、違法出品の排除を行うパトロールチームの設置や、警察関係機関・著作権関係団体との提携を通じて、常に犯罪に係わる情報の提供やサービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。

「ヤフオク!」では、代金を送金したのに商品が届かなかったとして集団訴訟を起こされましたが、最高裁が上告を棄却したため、「ユーザー間のトラブル事例を紹介するなど注意喚起していた」とした当社の勝訴判決が2009年10月に確定しました。

しかしながら、今後も違法行為が発生し、当社グループの責任の有無にかかわらず、当社グループに対して訴訟を起こされる可能性があります。さらに、違法行為防止のためのシステム開発や管理体制を整えるための費用が増大し収益に影響がでる可能性もあります。

また、ユーザーが違法行為等により損害を被った場合には、一定金額までのお見舞金を当社グループが被害を受けたユーザーに支払うお見舞制度を実施しています。これにより、費用が増加する可能性があります。

- c. インターネット上の広告内容やリンク先ホームページ等について、関係者や行政機関等から当社グループに対してクレームや勧告、損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、広告内容および広告バナーのリンク先ホームページに関して、独自の掲載基準である「広告審査基準」を設定し、日本国内の法令に抵触しないよう自主的な規制を行っています。また、広告主との間で適用される約款によって、広告内容に関する責任の所在が広告主にあることを確認しています。また、ユーザーが自由に情報発信できる掲示板やブログ、オークション等のサービスについては、違法または有害な情報の発信の禁止と全責任がユーザーに帰属する旨を約款に明記するとともに、削除の権利を当社グループで持ち、約款に違反した情報を発見した場合には削除をしています。

以上のように、当社グループは自主的な規制によって違法または有害な情報の流通禁止やプライバシー保護について配慮しています。また、当社グループのサービスのユーザーに対して、インターネットの閲覧やインターネット上への情報発信はユーザーの責任において行うべきものであり、ホームページ等の閲覧や利用に伴う損害に関して当社グループは責任を負わない旨を掲示しています。しかし、これらの対応が十分であるとの保証はなく、当社グループが掲載する広告、リンク先の登録ホームページの内容、掲示板への投稿内容、オークションへの出品に関して、サービスのユーザーもしくはその他の関係者、行政機関等から、クレームや勧告を受けたり、損害賠償を請求されたりする可能性があります。その場合、ユーザーからの信頼が低下してユーザー数や利用時間が減少したり、サービスの停止を余儀なくされたりする可能性があります。

- d. 当社グループが他社から調達しているコンテンツの内容について、利害関係者から当社グループに対して損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、ゲーム等のコンテンツを他社から調達し、ユーザーに提供しています。2016年2月に「Yahoo! JAPAN メディアステートメント」を制定し、コンテンツ提供元とも「Yahoo! JAPAN メディアステートメント」が示す基本方針を共有することにより信頼性と品質の維持を図っています。コンテンツの内容についてはコンテンツ提供元が責任を負う契約とするとともに、利害関係者から指摘があった場合はコンテンツ提供元と速やかに検討の上対処しています。しかしながら、これらの施策を実施しているにもかかわらず、本来専らコンテンツ提供元の責任に帰すべき事項について、当社グループが利害関係者から損害賠償等を求められる可能性があり、その場合には当社グループに相応の費用が発生したり、ブランドイメージが損なわれたりすること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- e. 当社グループが制作に関与しているコンテンツの内容について、利害関係者から当社グループに対して損害賠償を請求される可能性があります

当社グループは、ニュース等の情報サービスの一部において、当社グループ自らが制作に関与したコンテンツをユーザーに提供しています。コンテンツの内容については、人権に配慮するとともに、社会規範や品位を守り、良質で信頼できる情報の提供を目指し、不正確な情報や、過剰に扇動的な表現、誤解を招く情報を届けることのないよう努めています。利害関係者から指摘があった場合は速やかに対処しています。しかしながら、これらの施策を実施しているにもかかわらず、当社グループが利害関係者から損害賠償等を求められる可能性や、損害賠償等を求められるに至らないまでも、当社グループに相応の費用が発生したりブランドイメージが損なわれたりすること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- f. 第三者の責任に帰すべき領域に関して、当社グループが損害賠償請求等を求められる可能性があります

ユーザーとの関係においては、「当社グループと提携する第三者の提供するサービス領域」および「当社グループの提供するサービス領域」についてユーザーが錯誤・混同することのないよう、利用規約や約款等を当社グループサイト上に掲載することにより、ユーザーの理解と同意を求める等の施策をとっています。しかしながら、これらの施策が功を奏さず、本来第三者の責任に帰すべき領域について当社グループがユーザーより損害賠償等を求められる可能性があり、その場合には当社グループに相応の費用が発生したりブランドイメージが損なわれたりすること等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

「ヤフオク!」においては、出品される商品・サービスの選択、掲載の可否、入札の可否、売買契約の成立および履行等についてはすべてユーザーの責任で行われ、当社が責任を負わない旨を掲示しています。また同様に「Yahoo!ショッピング」においても、各ストアの活動内容、各ストアの取扱商品・サービスおよび各ストアページ上の記載内容、各ユーザーの各ストア取扱商品・サービスの購入の可否ならびに配送に関する損害、損失、障害については当社グループが責任を負わない旨を掲示しています。これらのサー

ビスの内容に関して、サービスのユーザーおよび関係者からのクレームや損害賠償等の訴訟を起こされる可能性があり、その結果として、金銭的負担の発生や当社グループのブランドイメージが損なわれる等の理由により、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。さらに、国際裁判管轄に関する条約により、国外のユーザーとの関係で、国外での法的紛争に発展する可能性があります。

- g. 他社の保有する特許権・著作権等の知的財産権を侵害したとして、他社からクレームを受けたり損害賠償を請求される可能性があります

当社グループでは知的財産を重要な経営資源と考えており、専門の部署を設置し特許の調査や出願、社内への啓発活動などを行っています。

特許権は範囲が不明確であることから特許紛争の回避のために行う当社グループ自身の特許管理の費用が膨大となり、当社グループの収益に影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット技術に関する特許権の地域的な適用範囲については不明確であり、国内の特許のみならず、海外の特許が問題となる可能性は否定できません。

また、当社グループが提供するサービスが他社の著作権等の知的財産権を侵害したり、当社グループ内において業務で使用するソフトウェア等が他社の権利を侵害したりすることについて、社内規則や社内教育などにより防止に努めています。しかしながら、結果的にこうした問題が起きてしまう可能性があります。その場合、損害賠償等の訴訟を起こされたり、多額のロイヤルティの支払いを余儀なくされたり、サービスの一部を提供できなくなる可能性があります。

- h. プロモーション広告において、不正クリック等による過剰請求に対し、損害賠償を請求される可能性があります

検索連動型広告やYahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)などのプロモーション広告では、クリック数で広告料金や報酬が決定されることを悪用し、不正にクリック数を増やし、広告主に過剰な広告料金等を負担させるという問題が起こる可能性があります。米国では、その被害に遭った広告主が、集団でこのような広告商品を提供している企業に対して訴訟を提起するという事態が発生しています。当社グループでは、不正クリックをシステムの、または一部手作業にて調査・判別し、不正が疑われるクリックは広告料金や報酬の対象外とするなどの対策を行っていますが、今後、当社グループに対し、同様の訴訟を起こされる可能性や、これらの詐欺行為により当社グループのブランドイメージが損なわれ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他法制度に係わるリスク

- a. 当社グループではシステム開発やコンテンツ制作等を業務委託や外注している場合があり、労働者派遣法、下請法に抵触するような事態が発生した場合、当社グループに対する信用が失墜する可能性があります

当社グループでは労働者派遣法、下請法について従業員の入社時および入社後も定期的に研修を実施し、これらの法令を遵守し業務・取引を行うよう教育活動を行っています。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずこれらの法令に抵触する事態が発生した場合、当社グループに対する信用が失墜し業績に影響を与える可能性があります。

- b. 会計基準および税制の変更が行われた場合、当社グループの損益に影響がでる可能性があります

近年、会計基準に関する国際的なルール整備の流れがある中で、当社は基準の変更などに対して適切かつ速やかな対応を行ってきました。しかしながら、将来において会計基準や税制の大きな変更があった場合には、当社グループの損益に影響がでる可能性があります。

(3) 災害・有事に係わるリスク

災害等によるリスク

- a. 災害等により、当社グループの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

当社グループの事業は、地震、火災等の自然災害や大規模事故、それらに伴う建造物の破損、停電、回線故障等の二次被害、また広範囲に発生する伝染病の影響を受けやすく、また当社グループのネットワークのインフラおよび人的資源は、大部分が東京に集中しています。当社グループでは、事故の発生やアクセスの集中にも耐えうようにシステムの冗長化やデータセンターの二重化、分散化などの環境整備を進めるとともに、こうした事故等の発生時には、速やかにかつ適切に全社的対応を行うよう努めています。しかしながら、事前に想定していなかった原因・内容の事故等である場合や、広告主の事情による広告出稿の取り止め・出稿量減少が発生した場合、ユーザーが当社グループの有料サービスを利用できなくなっ

た場合等、何らかの理由により、事故等が発生した後の業務継続、復旧がうまく行かず、当社グループの事業、業績、ブランドイメージ等に影響がでる可能性があります。また、当社グループが所有する建物に起因する火災等の災害発生時には、その再建や、周辺への補償等を含めた対策のため、業績等に影響がでる可能性があります。

有事に係わるリスク

- a. 有事の際には、当社グループの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

通常の国際政治状況・経済環境の枠組みを大きく変えるような国際紛争・テロ事件等の勃発といった有事には、当社グループの事業に大きな影響があるものと考えられます。

具体的には、これら有事の影響により、当社グループサイトの運営が一時的に制限されてその結果広告配信が予定通り行えない状況となったり、広告主の事情による広告出稿の取止め・出稿量減少が発生した場合や、アクセスインフラが断絶状態に陥ったり、ユーザーが当社グループの有料サービスを利用できなくなった場合は、売上が減少する可能性があります。また特別の費用負担を強いられる可能性があります。また、米国やその他の国・地域との通信や交通に障害が発生した場合には、それらの国・地域の業務提携先との連携に支障が生じる等の理由により、事業運営ならびに収益に影響を与えるリスクがあります。また、事業所が物理的に機能不全に陥るような事態となったり、当社グループの事業に関連が高い企業(インターネット接続、データセンター等に関連する企業)が同様の状況に陥ったりするようなことがあれば、当社グループのいくつかのサービスの継続が不可能となる可能性もあります。

(4) 事業運営に係わるリスク

経営方針・事業戦略に係わるリスク

- a. 当社グループの戦略が、マーケットニーズ等の変化に応じて迅速かつ柔軟に策定・推進できない場合、競争上の優位性が損なわれる可能性があります

当社グループでは、目標とする経営指標のうち、特にユーザー数とユーザー1人当たりの利用時間の増加を目指しスマートデバイスを中心とした戦略を推進しています。これらの戦略はマーケットやパートナーのニーズ、技術や競合の動向の変化に応じて迅速かつ柔軟に変更していく所存です。

しかしながら、これらの戦略が迅速かつ適切に変更できない、もしくは、戦略の推進が遅延する等の理由により、競争上の優位性が損なわれる可能性があります。

技術開発・改良に係わるリスク

- a. 新たな戦略やビジネスを開発し、ユーザーのニーズを満たすため研究開発に取り組んでいますが、的確にユーザーのニーズを捉えられない可能性や、研究開発の失敗、遅延の可能性があり

当社グループは、ユーザーの増加・多様化に対応するため、新たなビジネスを戦略的に開発し、ユーザーのニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、当社グループの競争優位性を維持していきたいと考えています。その一環として2007年4月にYahoo! JAPAN研究所を設立しました。これらには、一定の研究開発費用が発生していますが、予想以上に費用が発生してしまう可能性や、開発までに要する時間等の面で競争力の低下を招く可能性があります。

インターネット関連業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、技術革新が常態である、変化のスピードが速い、提供するサービスのライフサイクルが短い等の特性を有しています。そのため、当社グループとしては、専門知識・技術を有する従業員の採用や、実績のある外部業者との協業により、業務の効率化を図り、常に市場ニーズの変化に迅速に対応可能となるようサービス企画・システム開発体制を整備していく所存です。しかしながら、研究開発が失敗・遅延する、予想以上に費用が発生する、ユーザーのニーズを捉えられず効果が見込めない等により、期待通りの利益を得られない可能性や、これらの開発に資源が集中することにより、他サービスの開発・運営に支障をきたす可能性があります。また、技術上・運営上の問題に対して、当社グループに対し損害賠償が求められる可能性があります。

- b. 提供しているサービスの継続的な改善が適切に行われない場合、当社グループのサービスが陳腐化する可能性があります

インターネット業界は技術や市場の変化が激しく、新しいサービスも次々と誕生してきています。そのような状況の中、当社グループのサービスが競争優位性を維持向上していくためには、ユーザーエクスペリエンスを絶えず向上することが重要と考えています。ユーザーエクスペリエンスの向上には、ユーザーとサービスの接点である表示や操作に係わる視認性やデザイン、操作性の向上に始まり、検索や情報サー

ビスなどの応答結果がユーザーの求めている情報や好みにどれだけ近いかという情報のマッチング精度の向上、結果の応答速度やフィーリングの向上など多岐にわたる継続的な改善を必要とします。

当社グループではこれらのサービスの改善に対する投資を継続的に行う必要があり、これらの投資が適切に行われない場合には、サービスの競争優位性やブランドイメージの低下につながる可能性や、サービス改善への費用の増加に伴い、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、サービスの改善やリニューアルにあたっては、それによる効果について事前に十分な調査やテストを行っていますが、期待していた効果とは逆にユーザーの減少やページビューの低下を引き起こす可能性もあり、広告販売等への影響から業績に影響を及ぼす可能性があります。

- c. 設備投資の計画策定や実行が適切に行われなかった場合、サービスの品質が低下したり、逆に過剰投資で費用が増加する可能性があります

当社グループでは、今後予想される事業規模の拡大に伴い、ユーザーのニーズに合った良質なサービスを提供していくために、継続的な設備計画を有しています。インターネットのユーザー層がさらに拡大し、デバイスの多様化が促進され、場所や端末の制約が無くなっていくことによって、より多くのアクセスの集中や短時間で大量のデータ送受信に十分に対応可能なネットワーク関連設備を逐次整備充実していく必要があります。当社グループでは大規模データセンターを保有することで、安定的、効率的なサーバーの運用とコストダウンを進めています。

また大量の通信トラフィックをスムーズにコントロールするためのシステムやネットワークの構築、決済機能や顧客情報の管理のためのセキュリティ面の強化、ユーザーからの問い合わせの増加・多様化に適切に対応するためのシステムの強化充実、ビッグデータの活用等、今後は従来にも増して大規模な設備投資をタイミングよく実施していく必要性がより高まるものと予想されます。加えて、業容拡大に必要なオフィススペースの確保・拡充のための設備投資も継続的に必要となるものと勘案されます。

これらの設備投資の実行に関しては、中長期的な費用対効果の検証を十分に行い、システム開発ならびに機器購入にかかる費用の適正化に注力することにより、必要以上の資金支出を発生させないよう留意します。

当社グループは今後の業績拡大により、かかる費用ならびに資金支出の増加を吸収するのに十分な利益を計上し営業キャッシュフローを獲得できるものと考えていますが、設備投資の効果が十分に得られない場合には、当社グループの利益ならびにキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。またインターネット関連業界では技術革新やユーザーのニーズの変化が著しいことから、投資した設備の利用可能期間も当初想定より短くなってしまふ可能性があり、その結果、償却期間が短縮され、年度当たりの減価償却費負担が現状よりも高水準で推移することや、既存設備の除却等により通常の水準を超える一時的な損失が発生する可能性があります。

- d. 多様なインターネット接続端末のそれぞれに適切にサービスを提供できなかった場合、当社グループの事業の発展に影響がでる可能性があります

近年、インターネットにアクセスできる情報端末の種類は増え、パソコンをはじめ、スマートデバイス、ゲーム機、テレビ、カーナビなど、パソコン以外の情報端末によるインターネットへの接続環境がさらに拡大しています。それに伴い当社グループのサービスへの接触機会を増やし、サービスの利用度を高めていく施策として、様々な情報端末からのインターネット利用を促進しています。これに伴って、次のようなリスクが存在すると考えられます。

様々な情報端末へ当社グループのサービスを提供するためには、それらの情報端末を開発している企業との協力のもと、情報端末への情報伝達の規格に当社グループが参入できる必要があります。よって、その規格への参入ができなかった場合には、その情報端末に対してのサービス提供ができなくなる可能性があります。

各情報端末から当社グループサイトへの接続の容易さは競争力の重要な要素の一つです。様々な情報端末において接続性を確保できるよう各社と協力していく所存ですが、接続性を確保できない場合、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、接続性の確保において予想以上の費用がかかることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、それぞれの情報端末には固有の特徴、例えば画面表示の大きさや入力装置の違いなどがあります。当社グループでは、情報端末に応じて当社グループサイトを最適化し、情報提供を行っていますが、最適化に予想以上の時間を要する可能性や、各情報端末専用に構築された他社のサービスに比べ見劣りし

てしまうことで、競争力が低下する可能性があります。また、その最適化に予想以上の費用がかかることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

e. 広告商品の多様化に適切に対応できない場合、広告売上に影響を与える可能性があります

インターネットメディアにおいては、様々な広告手法による新たな広告商品が出現しています。当社グループでは、掲載期間や掲出インプレッション数を保証した広告商品や映像と音声で表現されるビデオ広告、マウスオンなどユーザーのアクションによる表示領域のエキスパンドなど、多彩な広告表現が可能なリッチ広告、Yahoo! JAPANのマルチビッグデータとメディアをフル活用することができるYahoo! プレミアムDSP、Yahoo! JAPANをはじめとした主要提携サイトに広告を掲載し、効果的にアプローチできるプロモーション広告(スポンサードサーチ、Yahoo! ディスプレイアドネットワーク(YDN)他)など、広告主のニーズに合わせた各種広告商品を開発し販売しています。また、ユーザーの行動履歴や検索キーワード、属性、配信地域等の情報を加味して広告配信を行う「ターゲティング広告」や、広告掲載場所のページ内容に、前述の行動履歴等の情報や、配信時間等を加味して広告配信を行う「インタレストマッチ」、各媒体の広告スペースを合わせて配信し各媒体単体では到達できない広いリーチをもった広告商品である「アド・ネットワーク」などの広告手法による商品も開発し、販売しています。

しかしながら、今後のさらなるインターネット広告手法の進化に対応できない場合、広告収入の減少が見込まれるほか、新たな広告商品の開発費用の負担や、新しい手法による広告商品を取扱っている企業との提携による費用がかさみ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

新規事業、新規サービスに係わるリスク

a. 当社グループは事業やサービスの多様化を進めていますが、これらの新規事業やサービスが収益に貢献しない可能性があります

当社グループでは、その事業基盤をより強固なものとし、良質なサービスを提供することを目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みをさらに進めていく予定ですが、これらを実現するためには、人材の採用・設備の増強・研究開発費の発生等の追加的な支出が発生する可能性があります。

また、これらの事業が安定して収益を生み出すにはしばらく時間がかかることが予想されるため、結果として当社グループ全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。さらに、これらの事業が必ずしも当社グループの目論見通りに推移する保証はなく、その場合には追加的な支出分についての回収が行えず、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

提供しているサービスに係わるリスク

a. 検索サービスのシステム等は、グーグル・インク等に開発・運用・保守を委託しています

現在、当社グループではグーグル・インクの検索エンジンと検索連動型広告配信システムを利用しています。

今後当社グループとグーグル・インクとの関係の変動やグーグル・インクのサービス運営に何らかの支障が生じた場合、当社グループの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

- b. グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッドとの業務提携契約の変更等が行われた場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、検索エンジン(技術)や検索連動型広告配信システム(技術)等のサービスを提供するために、グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッドとの間で次の内容の契約を締結しています。検索サービスは当社グループの重要な収益の柱の一つであるため、当該契約内容の変更等が行われた場合には、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	サービス提供契約 (GOOGLE SERVICES AGREEMENT)
契約締結日	2014年10月21日
契約期間	2019年3月31日まで
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
主な内容	相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供 相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的にヤフー(株)に提供し、ヤフー(株)は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。 検索サービスの差別化 両者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。 ヤフー(株)は、相手方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。 ヤフー(株)の相手方に対するサービスフィーの支払い ヤフー(株)が提供を受けたサービスの対価は、ヤフー(株)のサイトから得られる金額を基準に年次に応じて定められた計算式によって算出される金額および所定の期間にヤフー(株)のサイトから得られる売上が一定金額を超過した場合に当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。ヤフー(株)がパートナーのサイトで利用したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上に年次毎に定められたレートを乗じた金額とする。

- c. 一部の広告商品では掲載インプレッション数等を保証しており、それを満たせなかった場合には補填等を行う必要があります

当社グループの広告商品には、掲載期間とインプレッション数を保証しているものがあり、その期間の長さや掲出頻度などにより広告料金を設定しています。しかしながら、インターネットとの接続環境に問題が生じたような場合や、システムに支障が生じた場合など、広告を掲載するのに必要なインプレッション数を確保できない場合は、掲載期間延長や広告掲載補填等の措置を講じなければならない等、当社グループの広告売上に影響を及ぼす可能性があります。

また、広告主の出稿ニーズはあるもののそれに合わせたサービスを提供できない場合、当社グループの収益獲得機会の損失につながると同時に広告主の出稿意欲の減退を招くことになり、当社グループの広告売上に影響を与える可能性があります。

- d. 動画系サービスや大容量広告の利用増加により、インターネット回線費用やインフラ設備投資が増加する可能性があります

当社グループでは「GYAO!」などの映像を配信するサービスを行っています。動画系サービスは文字と静止画像だけのサービスに比べインターネット回線の容量を多量に消費します。また、広告においてもブランドパネルやビデオ広告は、インタラクティブな広告を配信することが可能であり、同様にインターネット回線の容量を多量に消費します。これらのサービスは今後ますます利用が増加すると考えており、それに伴いインターネット回線に対する費用の増加や、配信に必要なサーバー等の設備に対する投資が増加する可能性があります。

コンプライアンスに係わるリスク

- a. コンプライアンス対策が有効に機能する保証はなく、コンプライアンス上の問題が発生する可能性があります

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るにはコンプライアンスが重要であると認識しています。そのため当社グループでは、コンプライアンスに関する諸規程を設け、全役員および全従業員が法令、定款などを遵守するための規範を定め、その徹底を図るため、イントラネット上に諸規程を明示し、定期的な社内研修を実施しています。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループのブランドイメージならびに業績に影響を与える可能性があります。

管理・運営体制に係わるリスク

- a. 業容拡大に伴い適切に人的資源が確保できない場合、または過剰に確保した場合、当社グループの事業の発展に影響がでる可能性があります

当社グループでは、今後の業容拡大による広告営業や技術開発のための人員増強・体制強化に加えて、各種サービスの運用や品質向上のためのサポート、ならびに有料サービスについての課金管理・カスタマーサポート等、業務の多様化に対応するための増員も必要になります。

このような業務の拡大に対して適切かつ十分な人的・組織的な対応ができない場合は、当社グループのサービスの競争力の低下ならびにユーザーや「Yahoo!ショッピング」、「ヤフオク!」等の各ストア等とのトラブル、事業の効率性等を低下させる支障が発生する可能性があります。

また、人員の増強については業績等を勘案し注意深く行っていますが、これに伴い、人件費や賃借料等固定費が増加し、利益率の低下を招く可能性があります。

- b. 社内のキーパーソンが退職した場合、当社グループの事業の発展に一時的な影響がでる可能性があります

当社グループの事業の発展は、役職員、特にキーパーソンに依存している部分があります。キーパーソンには、執行役員をはじめ、各部署の代表者が含まれており、それぞれが業務に関して専門的な知識・技術を有しています。これらのキーパーソンが当社グループを退職した場合、適格な後任者の任命や採用に努めていますが、事業の継続、発展に一時的な影響が生じる可能性があります。

また、当社グループの人事施策の一環として採用しているストックオプションは、一部の役職員に付与されていますが、有効に作用しなかった場合、役職員のモチベーション低下、さらには人材の流出を招く可能性があります。

- c. 競争優位性を確保するために知的財産権の保護を推進していますが、その効果が十分ではない可能性があります

当社グループでは、特許や著作権、デザイン、商標やドメインネームなど知的財産を重要な経営資源であり、競争上の優位性を発揮するための重要な要素の一つであると考え、適切に保護していく必要があると考えています。しかしながら、特許等の出願、特許権等の登録・維持には、人的資源の確保を含めて多額の費用と多くの時間を要します。また、特許等の出願に対して権利が付与されない場合や、特許権等に対して無効審判請求等がなされる場合があり、十分な保護が受けられない可能性があります。特許権等の知的財産権を保有していたとしても、これらの権利により競争上の優位性が直ちに保証されるわけではありません。当社グループが事業展開する領域での技術的革新は非常に速いため、特許権等の知的財産権による保護が限定的となる可能性があります。このような問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

- d. 当社グループは多数の個人・法人のユーザーとの直接取引を行っているため、決済処理や問い合わせ対応等で費用が増加する可能性があります

当社グループの事業規模の拡大や、プロモーション広告・有料会員サービス・有料課金コンテンツ等への取り組みの強化により、当社グループでは、不特定多数の個人・法人のユーザーからの直接収益の機会が大きくなってきています。これら不特定多数のユーザーへの対応として、専門の担当部署を設置による管理体制の強化や、新たなシステムの導入による業務の効率化等の手段をとっています。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、小口債権の増加とこれに伴う未回収債権の増加、クレジットカード決済に伴うトラブルの増加、債権回収コストの増加等、決済ならびに債権回収に関するリスクが増加する可能性があります。

また、ユーザーからの問い合わせも、サービス利用に関するもの、代金支払に関するもの、サービスや商品の返品・交換に関するもの、当社グループから第三者に委託している内容(物流・決済等)に関するもの等と、多岐にわたっています。当社グループでは、これらユーザーからの問い合わせに適切に対応できるよう、従業員の増強、組織管理体制の強化充実、業務の標準化・システム化の推進による効率化等を常に進めています。しかしながら、これらの施策充実に伴う費用の増大により、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。加えて、これらの施策にもかかわらずユーザーの満足が十分に得られない可

能性も否定できず、その場合にはブランドイメージが損なわれる等の理由により、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

(5) 関連当事者との関係に係わるリスク

主要株主に係るリスク

a. 親会社の方針転換や、主要株主の構成変更により、当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社はソフトバンクグループ(株)を親会社として、ヤフー・インクの提供する「Yahoo!」ブランドでのインターネットポータルサービスの日本における事業を行っています。ソフトバンクグループ(株)やヤフー・インク等の関連当事者との関係は良好です。今後とも、関連当事者各社とは良好な関係を続けていく所存ですが、各社の事業戦略方針の変更や、重要な関連当事者(とりわけ親会社をはじめとする資本上位会社)の変更等に伴い、当社グループのサービスや各種契約内容への影響や、関連当事者間の関係に変化が生じる可能性があり、その場合、当社グループのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。

なお、主要株主であるソフトバンクグループ(株)とヤフー・インクの間で株主間契約が結ばれており、当社の株式の売買等においては、一定の制限等が設けられています。

b. ソフトバンクグループ内の企業と当社グループの間で事業の競合がおこる可能性があります

当社はソフトバンクグループ(株)と共同で移動体通信事業や「Yahoo! BB」などの事業を行っています。ソフトバンクグループ(株)が当社のサービスと競合する会社に出資、提携した場合には、将来ソフトバンクグループ内において事業が競合することも考えられます。当社グループとしては、それらの会社との連携を検討するなどの対応を行っていきませんが、当社グループの事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

- c. ヤフー・インクとのライセンス契約は、当社グループの事業にとって重要な契約であり、契約内容の変更等が行われた場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、設立母体のひとつであるヤフー・インクとの間に次の内容の契約を締結しています。当社グループが提供する情報検索サービス等に関連する商標、ソフトウェア、ツール等(以下、商標等)のほとんどはヤフー・インクが所有するものであり、当社グループはヤフー・インクより当該商標等の利用等の許諾を得て事業を展開しています。従って、当該契約は当社グループの事業の根幹に係わる重要な契約と考えられ、当該契約内容の変更等が行われた場合には、当社グループの事業や収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	ヤフージャパン ライセンス契約 (YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT)
契約締結日	1996年4月1日
契約期間	1996年4月1日～(期限の定めなし) 但し、当事者の合意による場合、一方当事者の債務不履行、若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、ヤフー・インクが競合するとみなす企業等によりヤフー(株)の株式の3分の1以上が買収された場合、または合併、買収等によりヤフー・インクおよびソフトバンクグループ(株)がヤフー(株)において議決権の過半数を維持できない場合(但し、ヤフー・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
契約相手先	ヤフー・インク
主な内容	ヤフー・インクのヤフー(株)に対する下記のライセンスの許諾 ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたヤフー・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における利用等にかかる非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における出版に関する利用等にかかる独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 ヤフー(株)が追加する日本固有のコンテンツのヤフー・インクに対する全世界における利用にかかる非独占的権利の許諾(無償) ヤフー(株)のヤフー・インクに対するロイヤルティの支払い (注) ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としておりましたが、2005年1月から、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しています。 ロイヤルティの計算方法 $\{ (\text{連結売上高}) - (\text{広告販売手数料}^*) - (\text{取引形態の異なる連結子会社における売上原価等}) \} \times 3\%$ * 広告販売手数料は連結ベース

- d. 「Yahoo!」ブランドは世界展開をしているため、当社グループは事業展開等において制約を受ける場合があります

当社グループでは「Yahoo! JAPAN」ブランドの確立と普及が、ユーザーと広告主をひきつけ当社グループの事業の拡大を図るうえで重要であると考えています。インターネットサービスの増加および参入障壁の低さから、ブランド認知度の重要性は今後一層増加していくと思われれます。特に他社との間で競争が激しくなってきた場合、「Yahoo! JAPAN」ブランドを確立し認知度を高めるための支出をより増やすことが必要となる可能性があります。

ブランド確立のための努力は海外のYahoo!グループ各社と協調し世界的に進めている部分がありますが、当社グループでは海外グループ各社の努力の成否について保証することはできません。海外グループ会社がブランドの確立・普及に失敗した場合、それに影響を受け当社グループのブランド力が弱まる可能性もあります。また、当社グループは海外グループ会社との契約の中で、排他的条項を認めているものがあります。その有効期間中、当社グループが特定の広告等を掲載できないことがあります。また、ブランドに関する権利の中核となる商標については全世界的にヤフー・インクが出願、登録、維持を行っており、当社グループが日本で独自に必要な分野において商標登録がなされていない可能性があります。

また、ドメイン名についても当社グループが必要とするドメイン名が第三者に取得され、希望するドメイン名が使用できない可能性や、「Yahoo! JAPAN」もしくは当社グループの提供しているサービス名に類似するドメイン名を第三者に取得され不正競争や嫌がらせ目的で使用される可能性があり、その結果、当社グループのブランド戦略に影響を与えたり、ブランドイメージが損なわれたりする可能性もあります。

- e. ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インクとの業務提携契約の変更等が行われた場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、検索連動型広告等のサービスを提供するために、ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インクとの間に次の内容の契約を締結しています。当該契約内容の変更等が行われた場合には、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	サービス提供契約 (ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)
契約締結日	2010年7月27日(当初契約日2007年8月31日)
契約期間	2007年8月31日から2017年8月30日まで(10年間)
契約相手先	ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インク
主な内容	ヤフー・ネザーランズによる対象サービスの独占的提供 広告関連サービスのうち契約で定められた手続きを経て対象サービスとなったものについて(検索連動型広告配信技術を除く)、ヤフー(株)およびヤフー(株)が50%超の議決権を有するヤフー(株)の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。但しヤフー(株)は、ヤフー・ネザーランズからの検索連動型広告配信技術の提供に拘束されることなく、第三者の検索技術、検索連動型広告配信技術を自由に選択、導入することができる。 ヤフー(株)のヤフー・ネザーランズに対するサービスフィーの支払い ヤフー(株)はヤフー・ネザーランズに対し、対象サービス(第三者から提供されるものも含む)を利用することで、ヤフー(株)もしくはヤフー(株)が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上高に年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。 ヤフー(株)のオプション権 ヤフー(株)が希望する場合には、別途協議のうえヤフー・インクとマイクロソフト社との契約に基づき、ヤフー・インクが提供権を有する検索技術、検索連動型広告配信技術をヤフー・インクはヤフー(株)に非独占的に提供する。 移行 ヤフー(株)がヤフー・インクまたはマイクロソフト社以外の技術の採用をした場合には、ヤフー・ネザーランズは顧客データの移行等についてヤフー(株)に協力する。

連結グループに係わるリスク

- a. 当社の連結グループ運営が適切に行えない場合、業績に影響を与える可能性があります

当社の子会社・関連会社については、その規模は様々で、内部管理体制の水準もその規模等に応じて様々なものとなっています。各社ともに、現状の業容の拡大に応じて適宜必要な人員の確保・組織体制の強化を図っていく方針ですが、これが適時に実現できない場合、当社グループの業績に支障をきたす可能性があります。

また、各社サービスの運営にあたっては、当社のサービスならびにネットワークシステムとの連携、当社からの人的支援等が不可欠となっており、現在は当社の関連する部門が各社との連携を密にしてその支援を実施していますが、当社ならびに子会社・関連会社各社の業容拡大等によりこれらの連携・支援を十分に行うことが困難な状況となる可能性もあり、その場合には各社の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

- b. 当社グループが営む外国為替証拠金取引事業にかかるリスクについて

(a) 法的規制等について

当社は、2013年1月31日に、外国為替証拠金取引事業を営むワイジェイFX(株)を完全子会社化しました。ワイジェイFX(株)は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者としての登録を受けており、金融商品取引法、関連政令、府令等の法令等の規制に従って業務を遂行しています。

しかしながら、これらの規制に抵触する事態が発生した場合は、業務停止や登録抹消等の行政処分を受

ける可能性があります。また、今後これらの規制が強化された場合にはコンプライアンス体制やシステム対応の強化、再整備等により費用が増加し、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(b) 外国為替証拠金取引について

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様がレバレッジコースごとに当社グループの定める所定の金額以上の証拠金を当社グループに預け入れることにより、取引を行うことができます。これにより、お客様は実際に預け入れた資金以上の金額の外国為替証拠金取引を行うことができることから、高い投資収益が期待できる半面、多大な投資損失を被る可能性があります。当社グループは、取引証拠金が証拠金維持率50%を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、当社グループの所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度を設け、お客様の資産の保護に努めていますが、お客様が預け入れた資金以上の損失(超過損失)が発生し、お客様が不足分を支払うことができない場合、当社グループはお客様に対する債権の全部または一部について貸倒の損失を負う可能性があります。このような場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(c) カウンターパーティについて

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様と当社グループの相対取引ですが、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、実績のある銀行、証券会社等複数の金融機関との間でカバー取引を行っています。しかしながら、当該金融機関による業務・財務状況の悪化等によりカバー取引が困難となった場合は、お客様に対するポジションのリスクヘッジが実行できない可能性があります。また、当該金融機関の経営破綻等により、当社グループが担保金として差し入れている資金の回収ができない可能性があります。このような場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(d) 顧客資産の分別管理について

金融商品取引業者は、顧客資産が適切に維持されるよう、お客様から預かっている資産を自己の固有の財産と分別して管理することが義務付けられています。当社グループは、お客様から預かっている資産を大手金融機関に預け、当社グループの固有財産と区分して信託財産として管理し顧客資産を保全する体制を整えています。しかしながら、システム障害等による正しい資産の算出が不能となった場合、または不測の事態により分別管理ができない事態が生じた場合、業務停止や登録抹消等の行政処分が行われることがあり、当社グループの業績、財政状態および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

(e) コンピューターシステム障害について

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、システムの安定稼働および強化に努めていますが、何らかの要因によりシステム障害や不正アクセスが発生し、約款等に定める免責事項では補完できない損失がお客様に発生した場合、お客様の機会損失、当社グループの信用低下や損害賠償義務の負担等により、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループで利用している外国為替証拠金取引に関するシステムに含まれるソフトウェアの中には当社グループがその著作権を保有していないものも存在していますが、当該著作権の利用に関して使用許諾を受けることで、事業運営に支障がない体制を構築、維持しています。万が一、当該使用許諾に関する契約の終了、当該著作権を保有する会社の経営破綻、その他何らかの理由で当該ソフトウェアが利用できなくなった場合には、当社グループの業績、財政状態および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

(f) 外国為替市場の変動について

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、為替相場の変動がお客様の売買損益に多大な影響を及ぼします。従って、相場変動が当社グループのお客様に不利に働きお客様の損失が増大することにより、お客様の投資意欲の減退を招き、外国為替取引高が減少する可能性があります。当該事業の収益は外国為替取引高に依拠しているため、このような状況が長期化した場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。また、急激な為替変動により当社グループがカウンターパーティに対して、お客様のポジションのカバー取引が実行できない可能性があります。このような想定外の事態が発生した場合には、当社グループの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(g) 適合性の原則、取引開始基準等について

金融商品取引業者は、金融商品取引法上、お客様の実情に適合した取引を行うことが義務付けられており、当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様の取引開始時に適正なチェックを行っていますが、チェック不備等によりお客様が実情に適合していない取引を行った結果、行政当局からの処分等を受けるまたはお客様から訴訟を提起される可能性があります。

(h) 犯罪による収益移転防止に関する法律について

2008年3月1日より、犯罪による収益の移転防止に関する法律が施行され、従来、金融機関が独自に行っていたお客様の本人確認および記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与およびマネー・ロンダリング等の利用防止が定められています。

当社グループが取扱う外国為替証拠金取引は、同法に基づき所定の書類等をお客様から徴収し、本人確認を実施するとともに本人確認記録および取引記録を保存しています。しかしながら、当社グループの業務管理が同法に適合していないという事態が発生した場合、もしくは今後新たな法的規制が設けられた場合には、当社グループの業績および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

その他の関連当事者に係るリスク

- a. ソフトバンク(株)との業務提携契約の変更等が行われた場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります

当社は、ソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)との間で、「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスに係わるビジネスについて業務提携契約を締結しています。当該契約内容の変更等が行われた場合には、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

- b. 「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスはソフトバンク(株)へ依存しているため、当社グループはソフトバンク(株)のサービス品質の影響を受ける可能性があります

当該各種通信関連サービスにおいては、ソフトバンク(株)が業務を担当する部分が、間接的に当社グループの業績に影響する可能性があります。ソフトバンク(株)による工事期間が遅延することにより、申込者へのサービスが提供できず、結果として売上の計上が遅れたりキャンセルにより売上機会を逸失したりする可能性があります。また、インフラ構築の失敗やサービス品質の問題により不具合があった場合に、一度獲得した会員が短期にサービスを解約してしまい当社グループの収益に影響を与える可能性もあります。

(6) 財務・投融資に係わるリスク

資金調達・金利変動に係わるリスク

- a. 「Yahoo!かんたん決済」においては、立替金を回収するまでの間、資金調達を行う可能性があります

「Yahoo!かんたん決済」は、「ヤフオク!」における商品売買取引後の当事者間での決済を、出品者(販売者)および落札者(購入者)の委託に基づき、当社が代行して行うものです。

当サービスにおいては、落札者がクレジットカードないしインターネットバンキングでの支払いを行った翌営業日～3営業日後に当社から出品者へ立替払いを実施するため、カード会社を束ねる取りまとめ金融機関との精算により当該立替分を回収するまでの間の資金調達が必要となる可能性があります。またサービスの拡大ペースが現在想定しているペースを大幅に上回る場合、必要資金を適切なコストで調達で

きない可能性があります。さらに立替総額が相応の規模となった場合、金利上昇に伴う金融機関等への支払利息額の増加が発生し、当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

- b. 「Yahoo!カード」においては、立替金を回収するまでの間、資金調達を行っています

「Yahoo!カード」は、当社がクレジットカードの発行主体となるサービスで、クレジットカード申込者に対し信用供与を行うものです。クレジットカード会員がカード決済した代金について、クレジットカード加盟店に対し立替払いを行います。クレジットカード会員からの資金回収が月1回であるのに対し、クレジットカード加盟店に対しては月3回程度の立替払いを行うため、立替資金が必要になります。今後、事業拡大に伴い、調達方法の多様化等について検討を進めますが、立替払いに必要な資金を適切なコストで調達できない可能性があります。

出資に係わるリスク

- a. 当社グループは他社に出資や融資を行う場合がありますが、それに見合ったリターンが得られない場合や、資金の回収が滞る可能性があります

当社グループでは、事業上の結びつきを持って、もしくは将来的な提携を視野に入れて投資を実行していますが、これらの投資による出資金等が回収できなくなる可能性が高まっていくことも考えられます。

また、投資先のうち既に株式公開をしており、評価益または評価損が発生している企業がありますが、これらの評価益が減少したり、評価損が拡大したりする可能性があります。

さらに、当社グループでは、一般的な会計基準に即した社内ルールを適切に運営して保有有価証券の減損処理等必要な措置を適宜とることにより、投資先企業の事業成績が当社グループの業績に適切に反映されるよう最大限の注意を払っています。しかしながら、投資先企業の今後の業績や株式市場の動向などによっては、将来的に当社グループの損益にさらなる影響を及ぼす可能性もあります。

今後も当社グループでは、事業上のシナジー効果の追求や業容の拡大を目的とした、他社への資本参加、合併事業への抛出、新会社設立等の形での新規投資の実行や、子会社・関連会社の資金ニーズに適切に対応するための融資の実行等が予想されます。その実施にあたっては、十分な事前審査と社内手続きを経て当該投融資に付帯するリスクを吟味のうえで行ってまいります。これらの新規の投融資により当初計画していた水準の利益が獲得できなかったり、最悪の場合にはその回収が滞るなどして、将来的に当社グループの財務状況に影響を及ぼしたりする可能性があります。

(7) 他社およびパートナーとの関係に係わるリスク

業務提携・契約に係わるリスク

- a. 当社グループはパートナーシップの構築を推進していますが、パートナーシップに関してはいくつかのリスクが存在します

当社グループでは、他のサイトとパートナーシップを組むことで当社グループ以外のサイトのユーザーとの接点を増やし、パートナーサイトを含めたネットワーク全体としての利用度を拡大するために、法人および個人のインターネットメディアとのパートナーシップの構築を積極的に進めています。

広告においては、他のインターネットサイトとの広告掲載スペースの提携により、「アド・ネットワーク」等の広告ネットワークの拡大に努めています。ネットワーク化することで、リーチの少ない他のインターネットサイトの媒体価値を高めることができ、また広告主にとっても、広告ネットワーク全体を通じて、自社のターゲットとなる顧客層により広くアプローチすることが可能となります。広告サービスを当社グループのみならず他の提携パートナーサイトとも共同で広告主に提供し、高い実績を上げています。そのほかにも、オンライン決済代行サービス「Yahoo!ウォレット」など各種サービスのパートナーサイトへの提供をしています。これらのパートナーシップ構築を進めることで、パートナーサイトの利便性や安全性、効率性、集客、収益を向上させ、ユーザーの求める多様なインターネットサービスを、当社グループならびにパートナー全体で提供することを目指しています。

これらを推進するにあたり、次のようなリスクが存在すると考えられます。

パートナーシップ構築においては双方ともにメリットのある関係となることを目指し各種取り決めをしていますが、パートナーの売上およびトラフィックが期待値に満たない、もしくは他社との競合の結果、パートナーシップの構築が遅滞する可能性や、パートナー獲得における費用の増加を余儀なくされる可能性、また、パートナーシップ契約を解除される可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーへのサービスは、当社ないしは当社グループの関連会社、提携会社のシステムにより提供し

ています。これらシステムの障害などによりパートナーが損害を被った場合、当社グループのブランドイメージが低下したり、損害賠償を請求されたりする可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーのサービスの品質や評判が、当社グループの評判や信用に影響し、当社グループのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

- b. 検索連動型広告におけるパートナーが、当社グループとのパートナーシップを解消するなどした場合、当社グループの収益に影響がでる可能性があります

検索連動型広告は、当社グループだけでなく国内の大手サイトなどパートナー各社とも提携を行っています。当社グループとしては引き続き提携パートナーの拡充や、新しいサービスの創出に努力をしていく所存ですが、これらのパートナーとの提携の解消などがあつた場合、当社グループの収益に影響を及ぼす可能性があります。

- c. 当社グループは多数のコンテンツを他社から調達しており、コンテンツの調達に支障がでる場合があります

当社グループは、ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、ゲーム等のコンテンツをユーザーに提供しています。今後も、ユーザーが有用と考えるような良質の情報やコンテンツを継続的に確保していく所存ですが、予定通り情報やコンテンツが集まらなかったり、その確保に想定以上の費用がかかつたりした場合、ユーザーによる当社グループのサービスの利用度が低下し、期待通りの収益を上げられない可能性があります。

- d. 当社グループは他社との業務提携を進めていますが、業務提携先または当社グループに予期しない事態等が発生した場合、事業計画の推進に支障が生じる可能性があります

当社グループでは、業務提携によつてもサービスの拡大を進めています。その際は当社グループのガイドラインに沿つてサービスを提供していますが、業務提携先の情報管理体制の不備による個人情報の流出、システム障害によるサービス提供の一時停止、開発の遅延等が発生した場合等には当初計画していたサービスを目論見通りに提供できない可能性があります。

また上記とは逆に、当社グループ側の原因により業務提携先が目論見通りにサービスを提供できなくなる可能性もあり、その場合、業務提携先から損害賠償等を求められる可能性があります。これらの結果、サービスのユーザー数や当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

取引先の信用に係わるリスク

- a. 取引先の与信状況に応じた取引をしていますが、売上債権等の回収に支障をきたす場合があります

当社グループでは、広告商品その他の販売にあつては、社内規程に則つて販売先の与信状況等を十分に吟味し、取引金額の上限を定めたり、前払い決済とするなどの対策や、販売代理店を経由したりクレジットカード等の決済方法をとつたりすることにより、売上債権の回収に支障をきたさないよう十分な注意を払っています。しかしながら、景気の変動などによる取引先の経営状況の悪化等の影響により、今後売上債権の回収が滞つたり、回収不能分が発生したりする可能性が高まることも考えられます。

- b. 「Yahoo!カード」において、個人会員からの立替金が回収できない場合があります

「Yahoo!カード」においては、個人会員の与信判断の厳格化や利用状況のモニタリング等により貸倒れの発生を抑制していますが、クレジットカード会員の信用状況の悪化に伴う貸倒れ等により、立替金が回収できない可能性があります。

他社との関係に係わるリスク

- a. 当社グループの各事業は特定の販売先や仕入先に依存している場合があります

当社グループでは、各事業において特定の販売先等に依存している場合があります。

広告売上の一部においては、広告会社を用いた営業活動を行っている関係上、特定の広告会社やメディアレップに依存しています。また、その他広告以外の事業においても、販売先等の中には取引規模の大きな特定の事業会社もあり、これらとの取引が当社グループの売上に占める割合も高くなってきています。

これらの販売先等との取引関係に変動があつた場合や、相手先の経営状況の悪化やシステム不良等のトラブルが起こつた場合には、当社グループの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

- b. 他社との共同出資による合併事業は、将来的にこれら他社との間で提携関係に支障をきたす場合があります

子会社・関連会社の中には、第三者との間で合併事業として設立・運営しているものがあり、その業務運営を合併パートナーである当該第三者に大きく依存しています。現時点においては、各合併パートナーとの関係は良好であり、パートナーとの協力関係は各社の業務運営上効果的に機能していますが、将来的にこれらパートナーとの間で何らかの理由により協業・提携関係に支障をきたすような事態が発生した場合、各社の業績に影響を与える可能性があり、最悪の場合、子会社・関連会社によってはその事業運営の継続が不可能になる可能性があります。

c. サービスの開発や運営を特定の他社に依存している場合があります

当社グループのサービスの中には、運営に不可欠なシステムの開発・運営を特定の第三者に委託している例、またはサービスの運営にあたって第三者との連携が前提となっている例があります。これらの第三者の選定に関しては、当社グループは過去の業績等から判断して相応水準の技術力・運営力を有していることを基準として選定しています。また、当社グループでは、関連各部署との連携を密にする等により、サービス運営に支障をきたさないよう常に注意を払っています。しかしながら、管理不能な当該委託先の事情によりシステムの開発に遅延が発生したり、運営に支障をきたす事態となったり、連携先のシステムの停止等が発生したりする可能性は否定できません。その場合には販売機会の喪失、サービス競争力の低下等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、最悪の場合にはサービス運営そのものの継続ができなくなる可能性もあります。また、商品の配送関連サービスなど、第三者がユーザーとの接点を担っている場合があります。それらのサービスにおける不手際により、当社グループのブランドイメージの低下につながる可能性があります。

d. その他にも外部の他社等へ依存しているサービス等があります

当社グループでは、上記に限らず、外部の第三者に業務を委託したり、また第三者からの情報や役務の提供に依存したりして、サービスを運営する面が多々あります。これら第三者の経営状況やサービスの質の悪化等の理由により、当社グループの事業運営上支障が生じ、結果として業績に影響を与える可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係わるリスク

情報セキュリティ全般に係わるリスク

a. 情報セキュリティが侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループでは、安全に安心して利用できるサービスをユーザーに提供するため、中長期的な視点で全社を挙げて情報セキュリティに取り組んでいます。

しかしながら、これらの取り組みが及ばず、業務上の人為的ミスや故意による不法行為、災害などによるシステム障害、マルウェア感染や標的型攻撃などのサイバー攻撃、システムや製品等の脆弱性などにより、情報漏洩、データの破壊や改ざん、サービスの停止などの被害等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与えるだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。

b. 当社の子会社・関連会社の情報セキュリティが侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社は、子会社・関連会社の情報セキュリティを支援しています。具体的には、情報セキュリティ対策の仕組みの共有や導入支援、脆弱性情報など情報セキュリティに関する情報の共有、各社の求めに応じて情報セキュリティ対策の相談対応などを行っています。

さらに、子会社に対しては当社と同等の情報セキュリティ対策を行うための規程の提供や第三者認証取得支援などの支援を行っています。

しかしながら、想定以上にサイバー攻撃などの脅威が発生した場合には追加費用が発生し、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

c. サイバー攻撃などの脅威が想定以上に増加・高度化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループでは、日々高度化するサイバー攻撃などの脅威に備え、必要かつ前衛的な対策を取るべく必要十分な費用の確保に努めています。

しかしながら、想定以上にサイバー攻撃などの脅威が発生した場合には追加費用が発生し、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

パーソナルデータに係わるリスク

- a. パーソナルデータの情報セキュリティが侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります
- 当社グループではプライバシーポリシーをユーザーに公開し、サービスを通じお預かりしたパーソナルデータをプライバシーポリシーに準拠し利用しています。
- パーソナルデータは、アクセスする権限を持つ担当者を必要最小限に絞る、隔離された居室でのみ取り扱うなど複数の対策を組み合わせ保護しています。
- しかしながら、これらの対策が及ばず、情報セキュリティが侵害された場合、サービスの停止または縮退により、当社グループの業績に影響を与えるだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。
- さらに、パーソナルデータのうち「個人情報」の情報セキュリティが侵害された場合、上記リスクに加え、法的紛争に発展する可能性があります。
- ユーザー自身の個人情報の照会・変更・削除等は、ユーザー自身がシステムから行うようにしています。問い合わせに回答するためにやむを得ない場合等を除き、役員、従業員等が個人情報を参照できない対策を導入しています。
- また、個人情報を社外に業務委託する場合は、個人情報委託先選定基準を定め、一定水準以上の情報セキュリティ対策を実施できる業務委託先に限定して委託し、委託中は個人情報委託先の監督・監査を定期的に行っています。
- しかしながら、これらの対策が及ばず、情報漏洩、情報破壊や改ざんなどの被害等が発生した場合、信用の低下や損害賠償請求等の法的紛争が発生する可能性があります。
- b. 銀行口座番号、クレジットカード番号等が漏洩した場合、ブランドイメージが低下したり、法的紛争に発展したりする可能性があります
- 当社グループでは「Yahoo!ウォレット」などの決済金融系サービスやユーザーの本人確認のために銀行口座番号、クレジットカード番号等をお預かりし、または利用しています。
- これらの情報が第三者に悪用された場合、ユーザーに経済的被害を直接与える可能性があるとの認識のもと、当社では、さらに隔離したシステムでこれらの情報を機微な個人情報として厳重に管理しています。
- クレジットカード情報については、それらを取り扱う決済金融系サービス「Yahoo!ウォレット」と当社におけるほぼ全てのクレジットカード決済の加盟店管理業務において、クレジットカード決済に関する会員情報や取引情報および決済プロセス等におけるグローバルスタンダードのセキュリティ基準である「PCI DSS」のなかでも最も厳しい「レベル1」の認定を取得しています。
- しかしながら、これらの施策によっても情報セキュリティが完全に保たれる保証はなく、万が一情報漏洩等の諸問題が発生した場合、当社グループの業績に影響を与えるだけでなく、当社グループの信用失墜につながる可能性があります。
- c. 個人情報が「Yahoo!ショッピング」、「ヤフオク!」などの出店ストアから情報漏洩した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります
- 「Yahoo!ショッピング」や「ヤフオク!」などのBtoC取引では、購入者が入力した個人情報は、商品を販売したストアに送られ、各ストアが個人情報の収集主体として責任をもって管理しています。また、購入者のプライバシー情報がストアから別の個人や団体に開示されないように、ストアに対して、購入者の個人情報およびプライバシー情報について商品の送付や販促目的以外に利用することを固く禁じており、適切な管理をするよう適宜指導を行っています。なお、ストアのクレジットカード決済にあたっては、ストアにて当社グループの運営する決済手段を利用するか、直接カード会社と決済契約を締結するかいずれかの方法をとっています。当社グループの決済サービスを利用しているストアの場合、購入者が入力したクレジットカード番号等は当社グループを通じてカード会社へ送信されますので、各ストアに保存されることはありません。一方、直接カード会社と決済契約をしているストアについては、購入者が入力したクレジットカード番号等の管理に関して、他の個人情報と同様に厳重な指導と注意喚起を行っています。
- しかしながら、これらの対策が及ばず、情報漏洩の被害等が発生した場合、当社グループの責任の有無にかかわらず、信用失墜によるユーザーの減少に伴い、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

通信の秘密に係わるリスク

- a. 通信の秘密が侵害された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります

当社グループは、「Yahoo!メール」等のサービスにおいて、通信内容等の通信の秘密に該当する情報を取り扱っています。これらの取扱いにおいては電気通信事業法に則り、情報セキュリティに対する取り組みのもと、適切な取扱いを行っています。

しかしながら、これらの情報がYahoo!メール等のサービスを提供するシステムの不具合や、マルウェア等の影響、通信設備等への物理的な侵入、当社グループの関係者や業務提携・委託先などの故意または過失等によって侵害された場合、当社グループのブランドイメージの低下や法的紛争に発展し、ユーザーの減少やサービスの停止や縮退に伴う損害賠償や売上減少などによる業績に影響を及ぼす可能性があります。

不正利用に係わるリスク

- a. 当社グループのサービスが外部の悪意ある第三者に不正利用された場合、業績に影響を及ぼす可能性があります

悪意ある第三者が、他人のYahoo! JAPAN IDとパスワード、クレジットカード情報などをフィッシング等で不正に入手し、当社グループやパートナーサイトの各種サービスで他人になりすます行為や、「Yahoo!カード」を不正利用し支払いを行うなどの可能性があります。一例として、「ヤフオク!」で他人になりすまして不正な商品を出品する、「Yahoo!ウォレット」や「Yahoo!かんたん決済」を利用して他人の支払いで決済を行う、「Yahoo!メール」で他人になりすましてメールを送信する、などが考えられます。

当社グループではYahoo! JAPAN IDとパスワードを守る機能の提供や、ユーザーを含む日本のインターネットユーザーへ安全なID管理についての啓発を行うとともに、一定の不正利用を事前に想定した対策を行っています。しかしながら、不正利用により立替金の回収に支障をきたす可能性や不正利用の被害に対する想定外の補償や再発防止対策費用により、収益に影響を及ぼし、当社グループのブランドイメージが低下する可能性があります。

社内経営情報に係わるリスク

- a. 会社の経営・財務など投資判断に影響を及ぼすような未公表の重要事実(インサイダー情報)や非公開の社内経営情報の情報セキュリティが侵害された場合、業績に影響を及ぼす可能性があります

当社グループでは、出願前の特許情報、公開前のM&Aまたは業務提携に関わる情報、取引先・株主・従業員の個人情報、監査資料、およびその他の営業資料などの社内経営情報をユーザーからお預かりしたパーソナルデータなどとは分離し、適切なアクセス制御のもとで管理しています。

しかしながら、これらの情報が漏洩・改ざんまたは利用できない事態が発生した場合、株主・取引先・従業者などの利害関係者への直接的な影響、市場優位性の低下、法令違反に発展した場合の業務停止、ブランドイメージの低下などの可能性があります。

遺伝子解析事業について

当事業では、ユーザーから提供された試料を検査し、解析した結果得られる個人の遺伝子に関する情報を機微な個人情報として取り扱います。当該遺伝子情報の取扱いにあたりセキュリティ確保には万全を期していますが、万一情報漏洩等が生じた場合には、信用の低下や損害賠償請求等の法的紛争が発生する可能性があります。

(9) コーポレートガバナンスに係わるリスク

コーポレートガバナンスに係わる体制について

- a. コーポレートガバナンスのための体制が有効に機能せず、業務運営への影響や、運営費用が増大する可能性があります

当社グループでは、業務上の人為的ミスやその再発、内部関係者の不正行為等による不具合の発生などが起きることのないよう、より一層厳格な内部管理・運用の基準を作成し行動に移すなどの対策をとっており、社内の独立した組織として社長直属の内部監査室を設置し運営することにより、適法かつ適正なコーポレートガバナンスの強化を図っています。

また、インターネット業界においてスピード感を持った迅速な経営判断が行える「攻めのガバナンス」と、コーポレートガバナンス・コードが目指している「透明・公正かつ迅速・果断な意思決定」のための体制とを両立させるため、2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しました。

監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役としているほか、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と業務執行(執行役員)を分離するなど、意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した体制を構築しています。

しかしながら、これらの体制が有効に機能しない場合、業務上の人為的ミスやその再発、内部関係者の不正行為等による不具合、などの発生率が高まる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 技術受入契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	ヤフー・インク
締結年月日	1996年4月1日
契約期間	1996年4月1日～(期間の定めなし) (注) 但し、当事者の合意による場合、一方当事者の債務不履行若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、ヤフー・インクが競合するとみなす企業等によりヤフー(株)株式の3分の1以上が買収された場合、または合併、買収等によりヤフー・インクおよびソフトバンク株式会社がヤフー(株)において議決権の過半数を維持できない場合(但し、ヤフー・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
主な内容	ヤフージャパン ライセンス契約(YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT) ヤフー・インクのヤフー(株)に対する下記のライセンスの許諾 ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたヤフー・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における利用等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における出版に関する利用等に係る独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 ヤフー(株)が追加する日本固有のコンテンツのヤフー・インクに対する全世界における利用に係る非独占的権利の許諾(無償) ヤフー(株)のヤフー・インクに対するロイヤルティの支払い (注)ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としておりましたが、2005年1月から、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しております。 ロイヤルティの計算方法 { (連結売上高) - (広告販売手数料*) (取引形態の異なる連結子会社における売上原価等) } × 3% *広告販売手数料は連結ベース

2. サービス提供契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インク
締結年月日	2010年7月27日(当初契約日2007年8月31日)
契約期間	2007年8月31日から2017年8月30日まで(10年間)
主な内容	<p>サービス提供契約(ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)</p> <p>ヤフー・ネザーランズによる対象サービスの独占的提供 広告関連サービスのうち契約で定められた手順を経て対象サービスとなったものについて(検索連動型広告配信技術を除く)ヤフー(株)およびヤフー(株)が50%超の議決権を有するヤフー(株)の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。ただし、ヤフー(株)は、ヤフー・ネザーランズからの検索連動型広告配信技術の提供に拘束されることなく、第三者の検索技術、検索連動型広告配信技術を自由に選択、導入することができる。</p> <p>ヤフー(株)のヤフー・ネザーランズに対するサービスフィーの支払い ヤフー(株)はヤフー・ネザーランズに対し、対象サービス(第三者から提供されるものも含む)を利用することでヤフー(株)もしくはヤフー(株)が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上上に年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。</p> <p>ヤフー(株)のオプション権 ヤフー(株)が希望する場合には、別途協議のうえヤフー・インクとマイクロソフト社との契約に基づきヤフー・インクが提供権を有する検索技術、検索連動型広告配信技術をヤフー・インクはヤフー(株)に非独占的に提供する。</p> <p>移行 ヤフー(株)がヤフー・インクまたはマイクロソフト社以外の技術の採用をした場合には、ヤフー・ネザーランズは顧客データの移行等についてヤフー(株)に協力する。</p>

3. サービス提供契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
締結年月日	2014年10月21日(当初契約日2010年7月27日)
契約期間	2019年3月31日まで
主な内容	<p>サービス提供契約(GOOGLE SERVICES AGREEMENT)</p> <p>相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供 相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的にヤフー(株)に提供し、ヤフー(株)は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。</p> <p>検索サービスの差別化 両当事者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。 ヤフー(株)は、先方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。</p> <p>ヤフー(株)の相手方に対するサービスフィーの支払い ヤフー(株)が提供を受けたサービスの対価は、ヤフー(株)のサイトから得られる売上を基準に年次に応じて定められた計算式によって算出される金額および所定の期間にヤフー(株)のサイトから得られる売上が一定金額を超過した場合に当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。 ヤフー(株)がパートナーに提供したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上を基準に計算式によって算出される金額とする。</p>

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発費は389百万円であり、主に次世代インターネット技術の研究に係るものです。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 財政状態に関する分析

(1) 資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べて191,413百万円(14.3%増)増加し、1,534,212百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・現金及び現金同等物は、主に配当金の支払いによる減少があったものの、営業活動による資金の増加および社債の発行等の資金調達により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・営業債権及びその他の債権は、主にクレジットカード事業の取扱高増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・その他の金融資産(流動)は、主に本社移転による敷金の返還および外国為替証拠金取引におけるデリバティブ資産の減少により前連結会計年度末と比べて減少しました。
- ・無形資産は、主にソフトウェアの取得により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・その他の金融資産(非流動)は、主に投資有価証券の取得により前連結会計年度末と比べて増加しました。

(2) 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べて105,467百万円(24.5%増)増加し、535,502百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・営業債務及びその他の債務は、主に「Yahoo!マネー」提供開始に伴う預り金の増加およびふるさと納税にかかる未払金の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・有利子負債(流動)は、主にワイジェイカード(株)の借入金の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・有利子負債(非流動)は、主に社債の発行およびワイジェイカード(株)やアスクル(株)の借入金の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。

(3) 資本

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末と比べて85,945百万円(9.4%増)増加し、998,709百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・利益剰余金は、配当金の支払いによる減少があったものの、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により前連結会計年度末と比べて増加しました。

(4) 流動性および資金の源泉

当連結会計年度末における流動比率は232.3%(前年同期220.3%)、親会社所有者帰属持分比率は60.7%(前年同期62.9%)となりました。

当連結会計年度における資金の主な増減要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 2. キャッシュ・フローの状況」に記載していますが、投資有価証券の取得や恒常的な支出であるサーバー等ネットワーク設備への設備投資等につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としています。

2. 経営成績に関する分析

(1) 売上高

当社グループにおける売上項目の内容

報告セグメント	主な事業の内容
マーケティングソリューション事業	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告などの広告関連サービス
コンシューマ事業	・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」、「ASKUL」、「LOHACO」などのコマース関連サービス ・ 「Yahoo!プレミアム」や「Yahoo! BB」などの会員向けサービス ・ 「Yahoo!不動産」などの情報掲載サービス

当連結会計年度の売上高は、853,730百万円と前年同期比201,403百万円(30.9%増)増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化および広告売上の増加によるものです。

(2) 売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は、373,513百万円と前年同期比126,141百万円(51.0%増)増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化および広告売上の増加によるものです。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、277,430百万円と前年同期比37,769百万円(15.8%増)増加しました。

販売費及び一般管理費の主な増減理由は以下のとおりです。

人件費は、75,258百万円と前年同期比10,785百万円(16.7%増)増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化によるものです。

業務委託費は、38,566百万円と前年同期比10,541百万円(37.6%増)増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化によるものです。

販売促進費は、34,404百万円と前年同期比7,078百万円(17.1%減)減少しました。これは、販促活動の効率化によるものです。

減価償却費及び償却費は、34,098百万円と前年同期比6,917百万円(25.4%増)増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化によるものです。

上記以外の主なものは、本社移転に伴う一時的な増加およびアスクル(株)の連結子会社化に伴い賃借料・水道光熱費が19,268百万円と前年同期比6,416百万円(49.9%増)増加、アスクル(株)の連結子会社化に伴い荷造運賃が16,817百万円と前年同期比8,339百万円(98.4%増)増加、TVCM出稿減少に伴い広告宣伝費が4,291百万円と前年同期比2,373百万円(35.6%減)減少しました。

(3) 企業結合に伴う再測定益

前連結会計年度の企業結合に伴う再測定益は、アスクル(株)の連結子会社化によるものです。

(4) 災害による損失

当連結会計年度の災害による損失は、アスクル(株)の物流センター火災によるものです。

(5) その他の営業外収益、その他の営業外費用

当連結会計年度のおの他の営業外収益の主なものは、投資有価証券売却益1,934百万円、その他の営業外費用の主なものは、投資有価証券評価損1,341百万円です。

(6) 法人所得税

当連結会計年度の法人所得税は、60,841百万円となり、税引前利益に対する法人所得税の負担率は31.5%となりました。

(7) 当期利益

当期利益は、132,634百万円と前年同期比39,858百万円(23.1%減)減少しました。親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益は23円99銭となりました。また、親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり当期利益は23円99銭となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、総額で68,785百万円(うち有形固定資産は41,345百万円、無形資産は27,439百万円です。)であり、主なものは、サーバーおよびネットワーク関連設備の購入とオフィス移転に伴う設備投資です。当該設備投資については、各セグメントにわたり使用しており、各セグメントに厳密に配賦することが困難なため、報告セグメント毎の設備投資については省略しています。

なお、コンシューマ事業において、アスクル(株)の物流センター(ASKUL Logi PARK首都圏)における火災事故により、建物など10,230百万円の設備を損傷しました。

2 【主要な設備の状況】

1. 提出会社

2017年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 および 構築物	工具、 器具および 備品	機械装置	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	合計	
本社他 (東京都千代田 区他)	全セグメント	ネットワーク 関連設備およ びデータセン ター設備等	25,224	39,878	14,866	1,068 (67)	26,005	107,043	5,826

2. 国内子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 および 構築物	工具、 器具および 備品	機械装置 および 運搬具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	合計	
アスクル(株)	本社他 (東京都江 東区他)	コンシュー マ事業	物流セン ター等	10,586	688	6,899	8,712 (80)	7,199	34,086	698

(注) 1 上記の金額には、消費税等を含みません。

2 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりです。

提出会社および国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	リース契約残高 (百万円)
提出会社	本社他 (東京都千代田区他)	全セグメント	本社ビル・データ センター他	46,174
アスクル(株)	全国の物流センター 他	コンシューマ事業	物流センター他	16,568

3 【設備の新設、除却等の計画】

1. 重要な設備の新設等

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達 方法	着手 年月	完成 予定 年月	完成後の増加能力
提出会社	本社他 (東京都千代田 区他)	全セグメント	ネットワーク 関連設備およ びデータセン ター設備	26,629	自己資金	2017年 4月	2018年 3月	インターネット接 続環境の増強およ びデータセンター 設備の増強
提出会社	本社他 (東京都千代田 区他)	全セグメント	ソフトウェア	15,396	自己資金	2017年 4月	2018年 3月	サービスおよび業 務効率の拡大
ワイジェイ カード(株)	本社他 (福岡市 博多区他)	その他	ソフトウェア および関連機 器	16,834	自己資金	2016年 4月	2019年 3月	システム更改によ る処理能力の増 強・BCP対応
アスクル(株)	ASKUL Logi PARK 関西 (大阪府吹田市)	コンシューマ 事業	物流センター	14,893	自己資金 および ファイナ ンス・リ ース	2016年 11月	2018年 2月	(注) 2

(注) 1 上記の金額には、消費税等を含みません。

2 完成後の増加能力についての記載は困難なため、省略しています。

2. 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

1. 【株式の総数等】

(1) 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,160,000,000
計	24,160,000,000

(2) 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2017年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2017年6月19日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,695,577,600	5,695,656,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で す。
計	5,695,577,600	5,695,656,000		

(注) 提出日現在の発行数には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

2. 【新株予約権等の状況】

2007年度第1回新株予約権

(2007年4月24日取締役会の決議に基づき2007年5月8日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	313	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,300	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	455	
新株予約権の行使期間	2009年4月25日～ 2017年4月24日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 455 資本組入額 228	
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	

2007年度第2回新株予約権

(2007年7月24日取締役会の決議に基づき2007年8月7日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	3,036	2,606
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	303,600	260,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	404	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月25日～ 2017年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 404 資本組入額 202	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2007年度第3回新株予約権

(2007年10月24日取締役会の決議に基づき2007年11月7日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	557	555
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,700	55,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	512	同左
新株予約権の行使期間	2009年10月25日～ 2017年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 512 資本組入額 256	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2007年度第4回新株予約権

(2008年1月30日取締役会の決議に基づき2008年2月13日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	532	528
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,200	52,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	475	同左
新株予約権の行使期間	2010年1月31日～ 2018年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 475 資本組入額 238	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2008年度第1回新株予約権

(2008年4月25日取締役会の決議に基づき2008年5月9日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	987	977
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,700	97,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	518	同左
新株予約権の行使期間	2010年4月26日～ 2018年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 518 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2008年度第2回新株予約権

(2008年7月25日取締役会の決議に基づき2008年8月8日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	4,681	4,462
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	468,100	446,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	406	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月26日～ 2018年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 406 資本組入額 203	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2008年度第3回新株予約権

(2008年10月24日取締役会の決議に基づき2008年11月7日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	152	149
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,200	14,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	340	同左
新株予約権の行使期間	2010年10月25日～ 2018年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 340 資本組入額 170	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2008年度第4回新株予約権

(2009年1月27日取締役会の決議に基づき2009年2月10日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	143	142
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,300	14,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324	同左
新株予約権の行使期間	2011年1月28日～ 2019年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 324 資本組入額 162	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2009年度第1回新株予約権

(2009年4月28日取締役会の決議に基づき2009年5月12日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	316	310
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,600	31,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	269	同左
新株予約権の行使期間	2011年4月29日～ 2019年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 269 資本組入額 135	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2009年度第2回新株予約権

(2009年7月28日取締役会の決議に基づき2009年8月11日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	4,338	3,963
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	433,800	396,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	307	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月29日～ 2019年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 307 資本組入額 154	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2009年度第3回新株予約権

(2009年10月27日取締役会の決議に基づき2009年11月10日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	80	73
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	7,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	288	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月28日～ 2019年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 288 資本組入額 144	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

2009年度第4回新株予約権

(2010年1月27日取締役会の決議に基づき2010年2月10日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	269	268
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,900	26,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	321	同左
新株予約権の行使期間	2012年1月28日～ 2020年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 321 資本組入額 161	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第1回新株予約権

(2010年4月27日取締役会の決議に基づき2010年5月11日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	417	412
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,700	41,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359	同左
新株予約権の行使期間	2012年4月28日～ 2020年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 359 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第2回新株予約権

(2010年7月27日取締役会の決議に基づき2010年8月10日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	4,790	4,385
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	479,000	438,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	347	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月28日～ 2020年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 347 資本組入額 174	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第3回新株予約権

(2010年10月22日取締役会の決議に基づき2010年11月5日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	188	183
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,800	18,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	289	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月23日～ 2020年10月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2010年度第4回新株予約権

(2011年1月25日取締役会の決議に基づき2011年2月8日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	366	354
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,600	35,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312	同左
新株予約権の行使期間	2013年1月26日～ 2021年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 312 資本組入額 156	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第1回新株予約権

(2011年5月20日取締役会の決議に基づき2011年6月3日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	373	362
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,300	36,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280	同左
新株予約権の行使期間	2013年5月21日～ 2021年5月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2011年度第2回新株予約権

(2011年7月22日取締役会の決議に基づき2011年8月5日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	5,050	4,537
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	505,000	453,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	277	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月23日～ 2021年7月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 277 資本組入額 139	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1 参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2 参照	同左

2011年度第3回新株予約権

(2011年11月2日取締役会の決議に基づき2011年11月16日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	604	582
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,400	58,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	253	同左
新株予約権の行使期間	2013年11月3日～ 2021年11月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 253 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第4回新株予約権

(2012年2月3日取締役会の決議に基づき2012年2月17日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	299	296
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,900	29,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	249	同左
新株予約権の行使期間	2014年2月4日～ 2022年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 249 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2012年度第1回新株予約権

(2012年5月2日取締役会の決議に基づき2012年5月16日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	1,502	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	254	同左
新株予約権の行使期間	2014年5月3日～ 2022年5月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 254 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2012年度第2回新株予約権

(2013年1月29日取締役会の決議に基づき2013年3月1日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	237,500	230,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,750,000	23,030,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2023年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 326.72 資本組入額 163.36	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期(以下、「達成期」という。)に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで	行使可能割合：20%
達成期：2017年3月期	行使可能割合：14%
達成期：2018年3月期	行使可能割合：8%
達成期：2019年3月期	行使可能割合：2%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで	行使可能割合：80%
達成期：2017年3月期	行使可能割合：56%
達成期：2018年3月期	行使可能割合：32%
達成期：2019年3月期	行使可能割合：8%

(2) 新株予約権者は、上記(a)または(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2019年3月期のいずれかの期の営業利益が1,750億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

(3) 上記(1)および(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

(4) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(4)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

(6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

(7) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2013年度第1回新株予約権

(2013年4月25日取締役会の決議に基づき2013年5月17日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	81,560	81,470
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,156,000	8,147,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	493	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2023年5月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 498.54 資本組入額 249.72	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 : 行使可能割合: 20%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合 : 行使可能割合: 80%

(2) 新株予約権者は、上記(a)または(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2019年3月期のいずれかの期の営業利益が1,800億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

(3) 上記(1)および(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役ににて定めるものとする。

(4) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(4)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

(6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

(7) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2013年度第2回新株予約権

(2013年10月25日取締役会の決議に基づき2013年11月19日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	245,000	237,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,500,000	23,780,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2023年11月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 515.34 資本組入額 257.67	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- (2) 上記(1)における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めるものとする。

- (3) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(3)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2014年度第1回新株予約権

(2014年4月25日取締役会の決議に基づき2014年5月26日割当)

	事業年度末現在 2017年3月31日	提出日の前月末現在 2017年5月31日
新株予約権の数(個)	19,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,950,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2024年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 493.20 資本組入額 246.60	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行行使することができる。
- (2) 上記(1)における営業利益の判定において、会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(3)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合は、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

4. 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

5. 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年4月～ 2013年3月(注)1	13,123	58,197,363	78	8,037	78	3,118
2013年3月29日(注)2	686,809	57,510,554		8,037		3,118
2013年4月～ 2013年9月(注)1	7,843	57,518,397	165	8,203	165	3,284
2013年10月1日(注)3	5,694,321,303	5,751,839,700		8,203		3,284
2013年10月～ 2014年3月(注)1	301,200	5,752,140,900	68	8,271	68	3,352
2014年3月28日(注)2	57,240,300	5,694,900,600		8,271		3,352
2014年4月～ 2015年3月(注)1	44,400	5,694,945,000	9	8,281	9	3,362
2015年4月～ 2016年3月(注)1	346,400	5,695,291,400	77	8,358	77	3,439
2016年4月～ 2017年3月(注)1	286,200	5,695,577,600	69	8,428	69	3,508

(注) 1 ストックオプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加です。

2 自己株式の消却による減少です。

3 2013年10月1日付で普通株式1株を100株に株式分割しました。

4 2017年4月1日から2017年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が78,400株、資本金が18百万円、資本準備金が18百万円増加しています。

6. 【所有者別状況】

2017年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府および地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	51	40	511	584	118	114,006	115,310	
所有株式数 (単元)	0	3,119,915	274,365	24,540,967	26,822,541	1,317	2,196,431	56,955,536	24,000
所有株式数 の割合(%)	0.0	5.5	0.5	43.1	47.1	0.0	3.9	100.0	

(注) 1 自己株式(当社保有分)2,800,000株(単元数 28,000個)は、「個人その他」に含まれています。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,100株(単元数 151個)含まれています。

7. 【大株主の状況】

2017年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンクグループ(株)	東京都港区東新橋1丁目9番1号4F	2,071,926,400	36.4
YAHOO INC. (常任代理人 大和証券(株))	701 FIRST AVENUE SUNNYVALE, CA 94089 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	2,025,923,000	35.6
SBBM(株)	東京都港区東新橋1丁目9番1号	373,560,900	6.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8-11	198,399,000	3.5
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	65,020,400	1.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	57,110,517	1.0
J P MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	51,277,029	0.9
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	37,142,100	0.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	35,338,589	0.6
J P MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	30,015,089	0.5
計		4,945,713,024	86.8

(注) 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)、日本マスタートラスト信託銀行(株)、資産管理サービス信託銀行(株)の所有する株式数は、全て信託業務に係るものです。

8. 【議決権の状況】

(1) 【発行済株式】

2017年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,800,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,692,753,600	56,927,536	
単元未満株式	普通株式 24,000		
発行済株式総数	5,695,577,600		
総株主の議決権		56,927,536	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,100株含まれています。また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数151個が含まれています。

(2) 【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー(株)	東京都千代田区紀尾井町1番3号	2,800,000		2,800,000	0.0
計		2,800,000		2,800,000	0.0

9. 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づくストックオプション制度を採用しています。

当該制度は、会社法に基づき、2007年7月24日、2007年10月24日、2008年1月30日、2008年4月25日、2008年7月25日、2008年10月24日、2009年1月27日、2009年4月28日、2009年7月28日、2009年10月27日、2010年1月27日、2010年4月27日、2010年7月27日、2010年10月22日、2011年1月25日、2011年5月20日、2011年7月22日、2011年11月2日、2012年2月3日、2012年5月2日、2013年1月29日、2013年4月25日、2013年10月25日および2014年4月25日の取締役会において決議されたもの、ならびに会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを2007年6月21日の定時株主総会において決議されたものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

決議年月日	2007年7月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員100名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2007年10月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員81名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2008年1月30日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員73名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員138名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年7月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員175名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年10月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員57名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年1月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員66名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年4月28日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員50名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年7月28日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員238名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2009年10月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員30名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2010年1月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員60名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2010年4月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員97名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2010年7月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員157名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年10月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員63名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年1月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員72名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年5月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員111名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年7月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員154名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年11月2日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員196名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年2月3日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員82名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年5月2日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員32名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年1月29日
付与対象者の区分および人数(名)	当社および当社子会社の取締役および従業員47名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員1,567名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年10月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社および当社子会社の取締役および従業員87名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2014年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員4名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「2. 新株予約権等の状況」に記載されています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分および人数につきましては、2017年5月31日現在の人数を記載しています。

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 なお、人数等の詳細については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000,000株を各事業年度における総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当て契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
- 1株当たりの価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。
- なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
- 3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

1. 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
2. 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
3. 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
4. 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,800,000		2,800,000	

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会です。また、当社の剰余金の配当は期末配当による原則年1回の配当を基本としています。

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆さまに報いることが上場会社としての責務と捉えています。

上記方針のもと、当期の期末配当金については、2017年5月19日開催の取締役会決議により、2016年3月期期末配当金と同額となる、1株当たり8.86円(配当金総額は504億円)としました。

当社はこれからも、将来の成長のための投資を継続しながら、株主の皆さまへの適切な利益還元を行うことにより、企業価値の向上を目指します。

4 【株価の推移】

1. 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
最高(円)	45,450	58,500 668	528	577	559
最低(円)	21,650	39,800 427	384	402	385

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しています。

2 は、株式分割(2013年10月1日、1:100)による権利落ち後の株価です。

2. 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年 10月	11月	12月	2017年 1月	2月	3月
最高(円)	418	429	459	483	554	559
最低(円)	397	385	407	446	460	506

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しています。

5 【役員の状況】

1. 2017年6月19日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は、以下のとおりです。
男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長 執行役員 最高経営 責任者	宮坂 学	1967年11月11日生	1991年4月 (株)ユー・ビー・ユー入社 1997年6月 当社入社 2002年1月 当社メディア事業部長 2009年4月 当社執行役員 コンシューマ事業統括本部長 2012年4月 当社最高経営責任者 執行役員 2012年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))取締役(現任) 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者(現任)	(注) 3	109,900
取締役		孫 正義	1957年8月11日生	1981年9月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))代表取締役社長 1983年4月 同社代表取締役会長 1986年2月 同社代表取締役社長(現任) 1996年1月 当社代表取締役社長 1996年7月 当社取締役会長 2005年10月 Alibaba Group Holding Limited, Director(現任) 2006年4月 ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株))取締役会議長、代表執行役社長兼CEO 2007年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役社長兼CEO 2013年7月 Sprint Corporation, Chairman of the Board(現任) 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役会長(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) 2016年3月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 職務執行者(現任) 2016年9月 ARM Holdings plc, Chairman and Executive Director(現任)	(注) 3	
取締役		宮内 謙	1949年11月1日生	1977年2月 日本能率協会入職 1984年10月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))入社 1988年2月 同社取締役 2006年4月 ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株)) 取締役執行役副社長兼COO 2007年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役副社長兼COO 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))代表取締役専務 2013年6月 同社代表取締役副社長 2014年1月 Brightstar Global Group Inc., Director 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役社長兼CEO(現任) 2015年6月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))取締役 2016年3月 ソフトバンクグループジャパン合同会社 職務執行者 2016年6月 ソフトバンクグループ(株)代表取締役副社長(現任) 2017年4月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 職務執行者(現任)	(注) 3	
取締役		ジョナサン・ブロック	1974年12月19日生	1997年9月 Gemini Consulting, Managing Consultant 2001年6月 Reuters, Head of News & Data Strategy 2006年4月 Curzon Ltd, Interim Marketing Manager BSkyB 2007年6月 Google Inc., Head of EMEA Business Strategy 2009年10月 同社Director Global Business Strategy & Chief of Staff GBO 2014年10月 SB Internet and Media, Inc.(現 SB Group US, Inc.), Managing Director(現任) 2015年7月 SB Energy Holdings Ltd., Director(現任) 2016年1月 Brightstar Corp., Director(現任) 2016年12月 当社取締役(現任)	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)		吉井 伸吾	1947年8月23日生	1971年4月 住友商事(株)入社 2003年4月 同社執行役員メディア事業本部長兼ケー ブルテレビ事業部長 2005年4月 同社常務執行役員兼情報産業事業部門長 2005年6月 同社代表取締役常務執行役員 2007年4月 同社代表取締役常務執行役員兼メ ディア・ライフスタイル事業部門長 2008年4月 同社代表取締役 社長付 2008年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役(独立役員)常勤監査等委 員(現任)	(注) 5	
取締役 (常勤監査等委員)		鬼塚 ひろみ	1952年4月19日生	1976年4月 東京芝浦電気(株)(現(株)東芝)入社 2005年4月 東芝メディカルシステムズ(株)検体検査シ ステム事業部長 2009年6月 同社常務執行役員 マーケティング統括責 任者兼検体検査システム事業部長 2010年4月 同社常務執行役員 マーケティング統括責 任者兼経営監査室長 2011年6月 同社非常勤嘱託 2012年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役(独立役員)常勤監査等委 員(現任)	(注) 5	
取締役 (監査等委員)		藤原 和彦	1959年11月2日生	1982年4月 東洋工業(株)(現マツダ(株))入社 2001年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグルー プ(株))入社 2004年11月 ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株))取 締役CFO 2006年4月 ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株)) 常務 執行役員 財務本部長(CFO) 2012年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク (株))取締役専務執行役員兼CFO 2014年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグルー プ(株))常務執行役員 経営企画、海外シ ナジー推進統括兼経営企画部長 2014年6月 同社取締役 2014年8月 Brightstar Global Group Inc., Director(現任) 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク (株))専務取締役兼CFO(現任) 2015年6月 当社取締役 監査等委員(現任) 2016年9月 ソフトバンクグルー プ(株)常務執行役員 事 業統括(現任)	(注) 5	10,400
計						120,300

- (注) 1 取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみは社外取締役です。
2 当社は、取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみを(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ていま
す。
3 任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4 任期は、2016年12月14日から2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5 任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6 監査等委員会の体制は、以下のとおりです。
委員長 吉井伸吾、委員 鬼塚ひろみ、委員 藤原和彦
7 所有株式数は、2017年3月31日現在のものです。

2. 当社は、2017年6月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です(当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項(役職等)も含めて記載しています。)。なお、当該議案が原案通り承認可決された場合の役員の男女別人数と女性比率は、男性7名、女性2名(役員のうち女性の比率22%)となります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長 執行役員 最高経営 責任者	宮坂 学	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり		(注) 4	109,900
取締役		孫 正義	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり			
		宮内 謙	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり			
		ジョナサン・ブロック	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり			
		アーサー・チョン	1953年9月4日生	1978年9月 1981年4月 1999年6月 2005年11月 2008年10月 2016年6月 2016年10月 2017年3月	McCutchen, Doyle, Brown & Enersen, Associate McKesson Corp., Counsel 同社Deputy General Counsel Safeco Corp., Executive Vice President and Chief Legal Officer Broadcom Corporation, Executive Vice President, General Counsel and Secretary Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP, Special Advisor Yahoo! Inc., Outside Legal Advisor 同社General Counsel and Secretary (現任)		
		アレクシー・ウェルマン	1970年5月8日生	1992年6月 1994年1月 1999年10月 2004年10月 2011年12月 2013年11月 2015年10月	Mutual of Omaha, Accountant KPMG LLP入所 同所Senior Manager 同所Partner Nebraska Book Company, Inc., Chief Financial Officer Yahoo! Inc., Vice President, Finance 同社Vice President, Global Controller(現任)		
取締役 (常勤監査等委員)		吉井 伸吾	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり			(注) 5
		鬼塚 ひろみ	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり			
取締役 (監査等委員)		藤原 和彦	1. に記載のとおり	1. に記載のとおり			
計							120,300

- (注) 1 取締役のアーサー・チョンおよびアレクシー・ウェルマンは社外取締役です。
2 取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみは社外取締役です。
3 当社は、取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみを(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
4 任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2018年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5 任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6 監査等委員会の体制は、以下のとおりです。
委員長 吉井伸吾、委員 鬼塚ひろみ、委員 藤原和彦
7 所有株式数は、2017年3月31日現在のものです。
8 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、2017年6月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「補欠の監査等委員である取締役2名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、補欠の監査等委員が選任されます。補欠の監査等委員の氏名、生年月日、略歴、所有株式数は以下のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
植村 京子	1961年7月22日生	1994年4月 大阪地方裁判所 判事補 1996年4月 水戸地方裁判所 判事補 1999年4月 東京地方裁判所 判事補 2002年4月 静岡家庭裁判所沼津支部 判事補 2004年4月 同支部 判事 2005年4月 横浜地方裁判所 判事 2008年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2009年6月 当社監査役就任 2015年6月 当社監査役退任	
君和田 和子	1960年5月16日生	1982年9月 公認会計士2次試験合格 1983年4月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1986年8月 公認会計士3次試験合格 公認会計士登録 1995年4月 マリンクロットメディカル(株)入社 管理部門マネージャー 1996年2月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))入社 財務経理部経理部担当課長 2000年10月 同社経理部長 2004年11月 同社経理部長兼関連事業室長 2007年4月 同社経理部長兼内部統制室長 2012年7月 同社執行役員経理部長兼内部統制室長 2014年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))監査役(現任) 2016年9月 ソフトバンクグループ(株)執行役員経理統括兼経理部長兼内部統制室長(現任)	

(注) 所有株式数は、2017年3月31日現在のものです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

1. 【コーポレート・ガバナンスの状況】

以下は、有価証券報告書提出日(2017年6月19日)現在の状況を記載したものです。

(1) 企業統治の体制

当社はコーポレート・ガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、以下の体制により、適正かつ効率的な企業経営を行っています。また当社ではインターネット業界においてスピード感を持った迅速な経営判断が行える「攻めのガバナンス」と、コーポレートガバナンス・コードが目指している「透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定」のための体制とを両立させるため、2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しています。監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役としているほか、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と業務執行(執行役員)を分離するなど意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した現在の体制が当社において最善であると判断しています。

取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分、重要な組織および人事に関する意思決定、ならびに当社および子会社の業務執行の監督を行っています。

当社では、取締役7名のうち、6名を非業務執行取締役とすることで経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と、業務執行(執行役員)を分離し役割分担の明確化を図っています。

取締役会の意思決定を要する重要事項については、常勤役員会や各種会議で事前審議を行っています。また、常勤役員会は、社内規程に基づき当社およびグループ各社に関する重要事項の審議を行っています。

監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、委員長である吉井伸吾、および鬼塚ひろみの2名は独立社外取締役かつ常勤取締役です。また、藤原和彦はソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)の専務取締役兼CFOを務めており、財務・会計に関する知見を有しています。

監査等委員会は、業務活動の全般にわたり、方針・計画・手続きの妥当性や、業務実施の有効性、法律・法令遵守状況等につき、重要な書類の閲覧、子会社の調査などを通じた監査・監督を行います。また監査等委員会では、会計監査人から監査方法とその結果のほか、内部監査室より内部監査方法とその結果についても報告を受けます。これらに基づき、監査等委員会は定期的に監査等委員でない常勤取締役に対し、監査等委員会としての意見を表明しています。

監査法人等

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しています。また、当社の法務部門に加え、経営の透明性とコンプライアンスの確立のため、法律顧問として4つの法律事務所と契約を結び、日常発生する法律問題全般に関して適切な助言と指導を適宜受けられる体制としています。

2017年3月期における財務諸表監査の体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数および所属する監査法人

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	中山 一郎	有限責任監査法人トーマツ
	大迫 孝史	
	朽木 利宏	

継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 23名 その他 20名

内部監査室

内部監査体制をより一層強化するため、社長直属の組織として設置している内部監査室は、28名で構成されています。当室では、業務全体にわたる内部監査を継続的に実施し、業務の改善に向けた具体的な助言と勧告を行っています。また、当社および当社子会社の内部統制システムの構築と運用の徹底を主導し、内部統制の文書化を推進するとともに、職務の執行の適正性ならびに効率性に関して全社的な評価と改善指導を行います。実際の業務遂行は、被監査部門等の協力を得て広範な業務遂行が可能な仕組みを作っています。

なお内部監査室では、監査等委員会にて定期的に業務報告を行うほか、必要に応じて監査法人との連携を図っています。

アドバイザーボード

当社では、事業運営上の重要な検討課題が発生した場合において、大学教授、法曹実務家、メディア関係者など学界、経済界の有識者に委員として出席を依頼する「アドバイザーボード」を必要に応じて開催し、広く社外の意見を経営に反映しています。

(2) 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

<業務の適正を確保するための体制>

当社は、取締役会において、内部統制基本方針を以下のように定めています。この基本方針にもとづき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図っていきます。

当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置しており、専従の使用人が監査等委員の職務を補助しているとともに、監査等委員会の職務も補助しています。また監査等委員が希望する場合には監査等委員自ら又は監査等委員会が直接監査等委員の職務を補助する者を雇用等する体制になっています。なお、監査等委員会および監査等委員の職務を補助する使用人への指揮・命令は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査等委員会委員長の同意を得なければならないものとしています。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- a. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、次の事項を報告するものとしています。
 - (a) 当社グループに関する重要事項
 - (b) 内部統制システムの構築・運用の状況
 - (c) 当社または子会社に著しい損害、影響を及ぼすおそれのある事項
 - (d) 法令・定款違反事項
 - (e) 内部監査部門による監査結果
 - (f) 上記のほか、監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- b. 常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役等を兼務することにより、子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者から前記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしています。
- c. 当社の最高財務責任者(CFO)および法務・リスクマネジメント部門を所管する執行役員は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行っています。
- d. 「リスク管理規程」に基づき、当社の監査等委員は、当社のリスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」の構成員となっており、当社の重要度の高いリスクの分析および評価に関して報告を受けることとしています。また、当該規程に基づき、常勤の監査等委員は、当社のコンプライアンスに係る課題を取り扱う「コンプライアンス委員会」の構成員となっており、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況等に関する報告を受けることとしています。
- e. 投融資に関する手続きを定める「投融資規程」に基づき、常勤の監査等委員は、規模の大きな投融資を検討する場合に、事前諮問機関である「投融資委員会」に出席することとなっており、当社における重要な投融資案件について事前の報告を受けられることとしています。また、上記以外の投資案件であっても、担当部門が事前に常勤の監査等委員に報告することとしています。
- f. 常勤の監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、監査等委員会において、非常勤の監査等委員に情報を共有しています。
- g. 内部監査部門は、当社および子会社の事故等の発生状況、子会社を含めた内部監査の計画、結果等に関して、随時又は監査等委員会において報告をすることとしています。また、当社および子会社の事故等の詳細な内容については、リスクマネジメント部門・情報セキュリティ部門が、監査等委員会へ報告を行うこととしています。

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならないこととされています。
- b. 「コンプライアンスプログラム」および「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」において、コンプライアンスホットラインを使って報告・通報や相談をしたことを理由として不利益が生じることは一切ないと定めています。

当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしています。
- b. 監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしています。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会又は監査等委員が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けています。また、監査法人や重要な子会社の内部監査部門との定期的な会合を設けるとともに、常勤の監査等委員は「常勤役員会規程」に基づき当社の取締役および執行役員等からなる「常勤役員会」に出席することとしており、その他のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できる体制になっています。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 「文書保存管理規程」を定めており、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定めた上で保管し、いつでも取締役が閲覧できるようになっています。
- b. いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められています。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としています。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めています。また、リスクの把握状況、評価については定期的にリスク情報として開示しています。
- b. 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しています。
- c. リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて事故ゼロ事務局が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応および再発防止等がなされることとされています。
- d. 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)を任命し、併せて情報セキュリティ統括組織を設置しています。また、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っています。さらに、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティインシデント対応に統括する組織を設置し、早期のリスク分析と対策を行える体制をとっています。一定水準を超えるリスクについては、CISO又は経営陣がリスク受容やリスク対応を最終決定する体制になっています。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限および手続を明確にしています。
- b. 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っています。
- c. 取締役および執行役員等で構成される「常勤役員会」を開催し、「常勤役員会規程」に基づき重要事項について協議・検討を経た上で適切な意思決定がなされる仕組みとしています。また、「常勤役員会」に付議される事項以外についても必要に応じて取締役および執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っています。
- d. 事業計画や予算を策定し、全社および各部署の目標を定め、これに基づき管理しています。
- e. 目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っています。
- f. 内部監査部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善活動を継続的に実施しています。

当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令順守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- b. 取締役の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを整備し、必要に応じて、取締役に提供しています。
- c. コンプライアンスを統括する部門(コンプライアンス統括部門)を法務部門を所管する執行役員に所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかなる是正措置を講ずることができるようにしています。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役に報告しています。

- d. 「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」を定め、コンプライアンスホットラインにより、直接、取締役が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けたりすることができる仕組みを用意して情報の確保に努めています。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役会に付議し、審議を求めます。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告され、取締役会の監督を受けています。
- e. コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携の上、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、これに基づきコンプライアンス統括部門および内部監査部門が、セミナーの実施等の社内の啓発活動を実施しています。
- f. 使用人の法令・定款違反については人事部門又は法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告の上、処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告の上、取締役会に具体的な措置等を答申します。
- g. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めています。

当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の機能や重要性等にに応じた適切な報告制度を整備しています。上場をしていない子会社との間では、「関係会社管理規程」に基づき、「会社運営に関する協定書」を締結し、決算、中長期計画、人事、余資運用等について、当該子会社における意思決定に先立ち、当社の承認を求め、また月次の業績については、定期的に当社へ報告することを求めています。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 「内部監査規程」を定め、内部監査部門は、当社の他、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」の中で、子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることとしています。

(b) 当社における各子会社の所管部門および担当者を明確にし、「関係会社管理規程」において、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援又は助言を行うこととし、また、当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することとしています。

(c) 当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」において、子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社が当社の所管部門に報告をすることとしています。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社又は当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに事故報告システムにて当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援又は助言をしています。

(b) 当社グループのCEOを構成員とするグループCEO会議を設置し、経営者間で情報交換を行っています。

(c) 子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる会計管理システム等を導入しています。

(d) 規模や業態等に応じて子会社に対する間接業務(財務経理、人事管理等)を提供しています。

(e) 間接業務を行っている各部門の担当者は子会社の各部門の担当者と適宜意見交換等を行っています。

(f) 子会社の資金の調達および運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援又は助言をしています。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図っています。

(b) 親子会社間の独立性の確保等のため「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を定めています。

(c) 「コンプライアンスプログラム」については、当社グループの全役職員を適用の対象としています。

(d) グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置しています。

(e) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行っています。

- (f) 当社グループの必要と認められる役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しています。
- (g) 当社グループ企業に監査役を派遣する等の方法により、内部統制体制に関する監査を実施しています。
- (h) 当社グループ企業毎に当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導しています。
- (i) コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できるようにしています。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

監査等委員会に関する運用状況

- a. 「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置しており、専従の使用人が監査等委員の職務を補助しているとともに、監査等委員会の職務も補助しています。
- b. 監査等委員会を3カ月に1回以上の頻度で開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っています。
- c. 常勤の監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
 - (a) 最高財務責任者および法務管掌執行役員と毎月2回会合を開き、業務上の重要な事項の報告を受けています。
 - (b) 2016年7月よりセキュリティ関連部門長と毎月1回会合を開き、セキュリティ関連の報告およびERM(エンタープライズリスクマネジメント)活動の進捗等について報告を受けています。
 - (c) 年2回開催された「リスクマネジメント委員会」に出席し、当社グループにおいて重要度の高いリスク事項について報告を受けています。
 - (d) 年2回開催された「コンプライアンス委員会」に出席し、内部通報のあった事例など当社のコンプライアンスに係る事項について報告を受けています。
 - (e) 社長の決裁に係る当社の重要事項に関する検討を行う「常勤役員会」に参加し、それらの重要事項につき共有を受け、職務執行の監督の観点から意見を述べています。また、その他の経営に関する重要事項に関しても、執行役員会議の議事録を通じて共有を受けた上で、必要に応じ見解を伝える等を行っています。
- d. 監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
 - (a) 監査等委員会等の機会を通じて、当社および子会社の事故の発生状況等に関し、当社の内部監査部門から定期的に報告を受けています。
 - (b) 当社および子会社の財務状況に関し、財務部門および投資先管理部門から定期的に報告を受けています。
 - (c) 監査法人との会合を四半期に1回以上の頻度で開催し、当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っています。
- e. 当社の常勤の監査等委員は、期中において新たに加わった子会社を含め、主要な子会社10社の監査役を兼務しています。
- f. 監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言などを受けています。

リスクマネジメント体制に関する運用状況

- a. 「リスク管理規程」に基づき当社のリスクの把握および管理を行い、決算短信等において四半期毎に開示をしています。ERMの体制を整え、当社ならびに子会社のリスクを統合的に管理し、報告会や研修などにより、リスク管理のスキルや力量の向上に努めています。
- b. 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のための「非常災害対策指針」を東日本大震災等での経験を踏まえ、より実効的な内容に改定し、全使用人への周知を行っています。
- c. 当社の社長、最高執行責任者、最高財務責任者およびチーフテクノロジーオフィサーは、リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針の見直しを年に1回実施しています。
- d. 情報セキュリティ統括組織が中心となり、当該改定内容の全使用人への周知・教育、改定内容に沿った体制の構築、およびそれらの状況の点検を行い、結果を社長と最高情報セキュリティ責任者に報告しています。
- e. 年1回の情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しています。

f. 会社として情報セキュリティに関する適切なリスクの判断ができるよう、当該リスクに係る社内外の課題の変化、残存するリスクの状況、およびリスクの軽減策の実施状況について社長が把握するためのマネジメントレビューを年1回行っています。

業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- a. 事業環境の変化等に応じて、職務権限および意思決定ルールを定める「職務分掌・権限規程」の改定を4回行い、組織変更や事業環境の変化に応じた適切な意思決定を支援する体制を遅滞なく整備すると共に、迅速な意思決定を促進するべく積極的に権限の委譲を行っています。
- b. 経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、常勤役員会を12回開催したほか、原則として週1回経営会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っています。
- c. 全社の利益目標を設定し、これを元に各部門の予算案を作成し、取締役会で全社予算を定め、達成状況を週次で管理することで、業績の向上を図っています。
- d. 内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善のため、年間を通じて部門別の監査を行ったほか、全社セキュリティ管理などテーマ毎の全社横断的な監査を5回行っています。

コンプライアンスに対する取組みの状況

- a. 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」に基づくeラーニングを全使用人に対して3回実施し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っています。
- b. 新たな取引先との契約書には、原則として反社会勢力ではないことを相互に表明する条件を組み込むことで、反社会勢力との取引を防止しています。
- c. 内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導等を行っています。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、社長や常勤の監査等委員を構成員とするコンプライアンス委員会への報告を行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図るなど、再発防止に努めています。

企業集団の業務の適正性確保に関する取組みの状況

- a. 新たに子会社となった非上場の会社3社との間で、「関係会社管理規程」に基づき「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めることとしています。
- b. 子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が子会社のうち10社に対して、監査を行っています。
- c. 子会社の取締役等の業務執行の効率性向上、子会社間の連携・シナジーの強化のため、経営者間の情報交換の場としてグループCEO会議を1回開催しています。
- d. 子会社のコンプライアンスに関する情報交換の場としてグループCCO会議を1回開催しています。
- e. 子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を1回開催しています。また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させるなどして、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。
- f. 当社グループの主要な子会社の役職員につき、当社使用人と同内容のeラーニングを実施しています。また、その他の主要なグループ会社については、当該eラーニングの内容を共有し、各社におけるコンプライアンス研修への活用を図っています。

(3) 監査等委員である取締役との関係ならびに企業統治において果たす機能と役割

当社では、過去に当社または子会社の取締役、会計参与もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがないことを監査等委員の選任基準としています。また、独立社外取締役の当社からの独立性に関しては、(株)東京証券取引所が定める独立役員の判断基準と同一のものを採用しています。

当社の監査等委員は、独立社外取締役2名と財務・会計に関する幅広い知見を有する取締役1名の3名です。

吉井伸吾は、商社のメディア事業などで要職を務めた経験を持ち、企業経営に関する幅広い知識と見識に基づき、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えています。

鬼塚ひろみは、医療用機器メーカーで要職を務めた経験を持ち、その職務を通じて培った豊富な経験と知識に基づき、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えています。

藤原和彦は、親会社であるソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)における専務取締役兼CFOであり、かつ長年の財務部門での業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見に基づき、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行しています。

(4) 株主その他利害関係者に関する施策の実施状況

株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社では、株主総会への株主の参加を容易にするため、創業以来一貫して、他社の開催が多く重なる集中日を避けて株主総会を開催しています。また、株主総会招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイト日本語版および英語版の招集通知を早期に掲載しています。加えて、招集通知のカラー化や非財務情報の掲載、株主の事業理解を深めるためのビジュアル化を推進するとともに、より多くの株主が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使や機関投資家向け議決権プラットフォームの利用も可能にしています。

IRに関する活動状況

当社のIRに関しては、金融商品取引法および(株)東京証券取引所の定める規則に従って適時、正確かつ公平な情報開示を行っており、株主や投資家との対話は代表取締役社長が統括し、情報開示責任者として最高財務責任者を任命しています。

対話を補助する専門の担当部署として、IR担当部門を設置しています。IR担当部門は、開示資料の適切な作成ならびに株主や投資家との建設的な対話の実現のため、財務、経理、法務のほか、事業部門とも連携し、業務を行っています。

個人投資家向けには、株主総会において直近の経営状況や中長期の成長戦略について、スライド等を使用して詳細に説明し、当社への理解をより深めていただくようにしています。さらに、当日参加できなかった個人投資家に対して、当日のライブ中継を行っているほか、後日、アーカイブでも動画を配信しています。

アナリスト、機関投資家向けには、四半期毎の決算説明会において、決算および事業の詳細について説明を行っています。その状況については、インターネットによるライブ中継をしているほか、オンデマンド配信も行うなど、積極的な開示を行っています。また、アナリストやファンドマネジャーとの個別面談や電話会議を年間約500件実施し、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部が積極的に会社の成長戦略や経営情報について説明をしています。

外国人投資家に対するIR活動としては、開示資料の大半を英文で作成しているほか、毎年、英語版アニュアルレポートを作成しています。さらに、海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を北米・英国・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けています。

IR資料に関しては、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な財務・業績の概況を開示しています。また、当社のリスクとなり得る情報をまとめ、四半期財務情報の開示にあわせて開示しています。これらの開示資料は、過去分も含め、当社ウェブサイトに掲載しています。

株主や投資家との対話において把握した株主・投資家の意見・提案等については、四半期毎にレポートにまとめて取締役、経営陣幹部および社内関係部門にフィードバックする他、緊急時には即座に伝達しています。

インサイダー情報の取扱いについては、当社の「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しています。決算情報に関しては、情報漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、クワイエットピリオド(沈黙期間)を設け、この期間中の決算に関わる問い合わせへの回答やコメントを控えています。

ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況

当社は、「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定しています。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えています。

このような考えのもと、インターネット企業として、インターネット社会の健全な発展に貢献するため、様々な社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。具体的な取組み内容については、「ヤフーのCSR」として公開しています。

また、当社は「ディスクロージャーポリシー」を制定しており、IRを「財務、コミュニケーション、マーケティングおよび適用対象となる各法律・規則へのコンプライアンスを統合して、企業と市場等との間に公平且つ適正な方法で双方向のコミュニケーションを効果的に行わせる戦略的な経営責務」と定義づけ、公平且つ詳細な開示を行うことに努めています。

(5) その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

買収防衛に関する事項

当社は、株主構成上、大株主の保有比率が高く、現時点では敵対的買収の危険性は低いと考え、具体的な買収防衛策を講じていませんが、敵対的買収に対する有効な対策およびその必要性については適宜検討してまいります。

親会社からの独立性確保に関する考え方

当社取締役のうち5名が親会社の出身者ですが、取締役は当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、執行役員の判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しています。また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしくは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。また「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを取って明確に定めています。

このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

(6) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (内社外取締役)	105 ()	55 ()	()	50 ()		7 (2)
取締役(監査等委員) (内社外取締役)	57 (57)	47 (47)	()	10 (10)		3 (2)
合計	162 (57)	102 (47)	()	60 (10)		10 (4)

役員ごとの報酬等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
宮坂 学	105	取締役	提出会社	55		50	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

役員報酬等の決定方針

当社は役員報酬等の決定方針等を社内規程にて定めています。監査等委員でない取締役の報酬につきましては、役位および担当職務に応じた基本額に各期の業績に対する貢献度等を勘案した業績評価を加算して決定しており、その決定は報酬委員会において、最高財務責任者が作成した取締役等の報酬等の案に基づいて、構成員の審議を経て決定しています。

(7) 取締役の定数

当社は、取締役を9名以内とする旨を定款で定めています。

(8) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する旨、および、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、2007年6月21日開催の当社定時株主総会において、取締役会決議により会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等ができる旨の定款変更を行っています。

(10) 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めています。また、上記のほか、2007年6月21日開催の当社定時株主総会において、会社法第459条第1項各号に関する取締役会決議ができる旨の定款変更を行っていますので、これによる自己株式の取得も可能となっています。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

(12) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各非業務執行取締役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針です。

この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「コンプライアンスプログラム」を制定し、反社会的勢力と少しでも関係したり、反社会的勢力の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しています。また、マニュアルの整備やその周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っています。さらに「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万一に備えた体制の強化に努めています。

(14) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)および監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役および監査等委員が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものです。

(15) 株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 9 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 13,773百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額および保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)アイスタイル	5,846,400	5,852	出資を通じた協業により当社のサービスを強化し、利益の最大化を目指すため
(株)セプテーニ・ホールディングス	1,400,000	3,882	同上
CRITEO S.A.	620,844	2,897	同上
(株)オールアバウト	2,669,400	1,153	同上
アイティメディア(株)	784,800	786	同上
(株)サイネックス	648,000	563	同上
(株)ベクター	1,351,100	466	同上
(株)クレオ	1,100,000	418	同上
(株)ブロードバンドタワー	1,304,500	236	同上
オリコン(株)	87,900	19	同上

(注) 1 上記のうち、オリコン(株)を除く銘柄は貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えています。

2 当社は、みなし保有株式を保有していません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)アイスタイル	5,846,400	5,355	出資を通じた協業により当社のサービスを強化し、利益の最大化を目指すため
(株)セプテーニ・ホールディングス	7,000,000	2,800	同上
CRITEO S.A.	390,000	2,187	同上
(株)サイネックス	648,000	752	同上
(株)オールアバウト	979,400	741	同上
(株)ベクター	1,351,100	568	同上
アイティメディア(株)	784,800	544	同上
(株)クレオ	1,100,000	471	同上
(株)ブロードバンドタワー	1,304,500	350	同上

(注) 1 上記銘柄は貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えています。

2 当社は、みなし保有株式を保有していません。

2. 【監査報酬の内容等】

(1) 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	181		221	6
連結子会社	101	1	150	15
合計	283	1	371	21

(2) 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

(3) 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、重要性が乏しいため、業務内容の記載を省略しています。

(4) 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めていません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRSという。)に基づいて作成しています。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則という。)に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

1. 当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。また、各種研修に参加しています。
2. 当社は、IFRSに基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備を行っています。具体的には、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、IFRSに準拠するための社内規程やマニュアル等を整備し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7	449,164	543,067
営業債権及びその他の債権	8,24	305,758	380,888
棚卸資産		14,902	14,352
その他の金融資産	9,24	30,118	21,712
その他の流動資産		6,436	6,798
流動資産合計		806,380	966,818
非流動資産			
有形固定資産	10	121,133	124,021
のれん	11	156,362	159,505
無形資産	11	128,711	138,692
持分法で会計処理されている投資	12	34,257	37,748
その他の金融資産	9,24	70,321	79,965
繰延税金資産	13	23,331	24,511
その他の非流動資産		2,300	2,948
非流動資産合計		536,419	567,393
資産合計		1,342,799	1,534,212

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	14,24	270,766	287,978
有利子負債	2,15,24	14,538	36,889
その他の金融負債	24	3,749	3,631
未払法人所得税	13	30,782	36,490
引当金	16	12,547	9,790
その他の流動負債	18	33,638	41,387
流動負債合計		366,022	416,168
非流動負債			
有利子負債	2,15,24	9,754	67,657
その他の金融負債	24	808	427
引当金	16	20,089	20,938
繰延税金負債	13	27,515	21,812
その他の非流動負債	18	5,844	8,498
非流動負債合計		64,012	119,334
負債合計		430,035	535,502
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	21	8,358	8,428
資本剰余金	21,23	3,081	4,366
利益剰余金	21	827,024	913,178
自己株式	21	1,316	1,316
その他の包括利益累計額		13,180	14,896
親会社の所有者に帰属する 持分合計		844,165	930,820
非支配持分		68,598	67,888
資本合計		912,764	998,709
負債及び資本合計		1,342,799	1,534,212

【連結損益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上高	27	652,327	853,730
売上原価	28	247,372	373,513
売上総利益		404,955	480,217
販売費及び一般管理費	28	239,661	277,430
企業結合に伴う再測定益	5	59,696	
有形固定資産売却益		7	2,269
災害による損失	29		13,006
営業利益		224,997	192,049
その他の営業外収益		3,016	2,590
その他の営業外費用		2,746	2,112
持分法による投資損益(は損失)	12	1,317	947
税引前利益		226,585	193,475
法人所得税	13	54,092	60,841
当期利益		172,492	132,634
当期利益の帰属			
親会社の所有者		171,617	136,589
非支配持分		875	3,955
当期利益		172,492	132,634
親会社の所有者に帰属する 1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	31	30.15	23.99
希薄化後1株当たり当期利益(円)	31	30.14	23.99

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期利益		172,492	132,634
その他の包括利益			
純損益にその後に振り替えられる 可能性のある項目			
売却可能金融資産	25,30	2,058	2,725
在外営業活動体の換算差額	25,30	810	18
持分法適用会社に対する 持分相当額	30	236	905
税引後その他の包括利益		1,011	1,802
当期包括利益		173,504	134,436
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		172,834	138,306
非支配持分		669	3,869
当期包括利益		173,504	134,436

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 包括利益 累計額			
2015年4月1日		8,281	1,235	705,839	1,316	11,962	726,002	14,551	740,554
当期利益				171,617			171,617	875	172,492
その他の包括利益						1,217	1,217	205	1,011
当期包括利益				171,617		1,217	172,834	669	173,504
所有者との取引額等									
新株の発行	21	77	77				155		155
剰余金の配当	22			50,432			50,432	757	51,189
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動								55,562	55,562
支配継続子会社に対する 持分変動			4,304				4,304	1,428	5,733
その他			89				89	0	88
所有者との取引額等合計		77	4,316	50,432			54,671	53,377	1,294
2016年3月31日		8,358	3,081	827,024	1,316	13,180	844,165	68,598	912,764

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 包括利益 累計額			
2016年4月1日		8,358	3,081	827,024	1,316	13,180	844,165	68,598	912,764
当期利益				136,589			136,589	3,955	132,634
その他の包括利益						1,716	1,716	86	1,802
当期包括利益				136,589		1,716	138,306	3,869	134,436
所有者との取引額等									
新株の発行	21	69	69				138		138
剰余金の配当	22			50,435			50,435	1,094	51,529
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動								2,150	2,150
支配継続子会社に対する 持分変動			1,310				1,310	1,840	530
その他			43				43	263	219
所有者との取引額等合計		69	1,284	50,435			51,651	3,160	48,490
2017年3月31日		8,428	4,366	913,178	1,316	14,896	930,820	67,888	998,709

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		226,585	193,475
減価償却費及び償却費		30,697	38,046
企業結合に伴う再測定益	5	59,696	
災害による損失	29		13,006
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		39,865	74,142
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		40,522	21,719
その他		26,472	1,162
小計		171,771	190,943
法人所得税の支払額		66,361	63,919
営業活動によるキャッシュ・フロー		105,409	127,023
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		29,254	39,807
有形固定資産の売却による収入	2	104	7,345
無形資産の取得による支出		9,088	16,911
投資の取得による支出		17,343	10,137
子会社の支配獲得による支出	5,32	92,831	1,909
子会社の支配獲得による収入	5	31,323	
その他		6,553	4,373
投資活動によるキャッシュ・フロー		110,537	57,047
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)	2	3,073	20,200
長期借入れによる収入	2	700	25,300
社債の発行による収入			35,000
配当金の支払額		50,398	50,414
その他		2,732	6,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		49,357	23,996
現金及び現金同等物に係る換算差額		286	70
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		54,772	93,902
現金及び現金同等物の期首残高	7	503,937	449,164
現金及び現金同等物の期末残高	7	449,164	543,067

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ヤフー(株)(以下、当社という。)は日本で設立され、同国に本社を置いており、ヤフー(株)および子会社(以下、当社グループという。)の最終的な親会社はソフトバンクグループ(株)です。登記している本店の所在地は、東京都千代田区紀尾井町1番3号です。

当社グループの主な事業内容は「6. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) 準拠する会計基準

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載しているとおり、公正価値で測定している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨および単位

連結財務諸表は日本円を表示通貨としており、百万円未満を切捨てて表示しています。

(4) 表示方法の変更

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度において、流動負債および非流動負債の「その他の金融負債」に含めて表示していた「有利子負債」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において流動負債の「その他の金融負債」に含めて表示していた14,538百万円は、流動負債の「有利子負債」として組替えており、非流動負債の「その他の金融負債」に含めて表示していた9,754百万円は、非流動負債の「有利子負債」として組替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローで独立掲記していました「未払消費税等の増減額(は減少)」、「その他の金融資産の増減額(は増加)」、「その他の金融負債の増減額(は減少)」については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「未払消費税等の増減額(は減少)」9,383百万円、「その他の金融資産の増減額(は増加)」4,877百万円、「その他の金融負債の増減額(は減少)」5,323百万円は「その他」19,584百万円として組替えています。

前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していました「有形固定資産の売却による収入」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していました104百万円は、「有形固定資産の売却による収入」104百万円として組替えています。

前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していました「短期借入金の純増減額(は減少)」、「長期借入れによる収入」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。また、財務活動によるキャッシュ・フローで独立掲記していました「長期借入金の返済による支出」、「非支配持分からの子会社持分取得による支出」については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していました3,773百万円は、「短期借入金の純増減額(は減少)」3,073百万円、「長期借入れによる収入」700百万円として組替えています。また、前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「長期借入金の返済による支

出」 1,441百万円、「非支配持分からの子会社持分取得による支出」 196百万円は「その他」 1,637百万円として組替えています。

(5) 未適用の公表済み基準書および解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書および解釈指針の新設または改訂は以下のとおりです。当連結会計年度において当社グループはこれらを早期適用していません。

これらの適用による当社グループの連結財務諸表への影響については検討中であり、現時点では見積もることはできません。

IFRS		強制適用時期 (以後開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年3月期	企業の財務活動にかかる負債に関する開示要求
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類および測定、減損会計、ヘッジ会計の処理および開示要求
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益の認識に関する会計処理および開示要求
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	全てのリースについて、リース開始日に使用权資産とリース負債を認識する

3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、他の記載がない限り、連結財務諸表に記載されている全ての期間に適用しています。

(1) 連結の基礎

連結の基本方針

連結財務諸表は、当社および当社が支配している企業(子会社)の財務諸表に基づき作成しています。支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力の全てを有している場合をいいます。当社による支配の有無は、議決権または類似の権利の保有割合や投資先に関する契約内容等の諸要素を勘案し総合的に判断しています。

子会社については、支配獲得日から支配喪失日までの期間を連結しています。子会社の包括利益は、たとえ非支配持分が負の残高になる場合でも、親会社の所有者と非支配持分に配分されます。

連結子会社が採用する会計方針が当社グループで採用した会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該連結子会社の財務諸表に調整を加えています。

当社グループ内部での債権債務残高、取引、当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成にあたり消去しています。

子会社として存続する場合における当社グループの所有持分の変動

子会社に対する当社グループの所有持分の変動で支配の喪失にならない取引は、資本取引として会計処理しています。当社グループの持分および非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映して調整しています。非支配持分を調整した額と支払対価または受取対価の公正価値との差額は資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属しています。

当社グループが子会社の支配を喪失する場合、処分損益は (i)「受取対価の公正価値および残存持分の公正価値の合計」と ()「子会社の資産(のれんを含む)、負債、非支配持分の従前の帳簿価額」との間の差額として算定され、それまで認識していたその他の包括利益累計額は、純損益に振り替えています。

企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識していません。

取得日において、識別可能な取得した資産および引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産(または繰延税金負債)および従業員給付契約に関連する資産(または負債)は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されます。上記以外の非支配持分は、公正価値、または該当する場合には、他の基準書に特定されている測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日(すなわち当社グループの支配獲得日)の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されません。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、連結会計年度の一定時期、またはその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っています。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しています。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れは行いません。

なお、関連会社の取得により生じたのれんに関する当社グループの会計方針は、「関連会社への投資」に記載しています。

関連会社への投資

関連会社とは、当社グループが議決権の20%以上を所有し、投資先の財務および営業の方針決定に重要な影響力を行使し得ない反証が存在しない会社、もしくは20%未満の保有でも重要な影響力を行使し得る会社をいいます。

関連会社に対する投資は、投資先が関連会社になる日から持分法を適用して会計処理されます。関連会社に対する投資の取得時には、取得原価が、取得日に認識されている投資先の識別可能な資産および負債の正味の公正価値のうち当社グループの持分相当額を超過する額は、のれんとして認識し、投資の帳簿価額に含まれます。再評価後、識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社グループの持分相当額が取得原価を超過する場合は、超過差額を投資が実施された期間に純損益に直ちに認識しています。

持分法では、関連会社に対する投資額は、連結財政状態計算書において取得原価で当初認識し、その後、関連会社の純損益およびその他の包括利益の当社グループの持分を認識するために修正しています。関連会社の損失に対する当社グループの持分相当額が、当社グループの関連会社に対する持分(実質的に当社グループの関連会社に対する正味投資持分の一部を構成するいかなる長期持分を含む)を超過する場合、当社グループは追加的な損失について当社グループの持分相当額を認識していません。追加的な損失は、当社グループが関連会社に代わって法的債務または推定的債務を負う、または関連会社の代わりに支払いを行う範囲で認識しています。

当該投資が関連会社でなくなった日もしくは売却目的保有に分類された日から、当社グループは持分法の適用を中止しています。当社グループが以前の関連会社に対する残存持分を保持しており、残存持分が金融資産である場合には、当社グループは、残存持分をその日時点の公正価値で測定し、当該公正価値はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下、IAS第39号という。)に従って金融資産としての当初認識時の公正価値とみなされます。持分法適用が中止された日における関連会社の帳簿価額と、残存持分の公正価値および関連会社に対する一部持分の処分による収入との差額は、関連会社の処分損益の決定に含まれています。

当社グループの関連会社投資に関する減損損失を認識するかどうかを決定するため、IAS第39号の要求が適用されます。減損テストは、(のれんを含む)投資全体の帳簿価額に対し、IAS第36号「資産の減損」に従って行われています。

(2) 外貨換算

外貨建取引

当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性項目は、各四半期末の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、「在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識しています。

在外営業活動体

連結財務諸表を作成するために、在外営業活動体の資産および負債(取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む)は、各四半期末の為替レートで日本円に換算しています。収益および費用は、その各四半期の平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しています。

在外営業活動体の持分全てまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

(3) 金融商品

認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、FVTPLの金融資産という。)および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下、FVTPLの金融負債という。)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

分類

a. 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当初認識時にその性質と保有目的により(a) FVTPLの金融資産、(b) 満期保有目的投資、(c) 貸付金及び債権、(d) 売却可能金融資産に分類されます。

(a) FVTPLの金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているものについては、公正価値で当初測定し、その変動を純損益として認識しています。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しています。また、金融資産からの利息および配当金については、純損益として認識しています。

(b) 満期保有目的投資

支払額が固定または決定可能であり、かつ満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは満期保有目的投資に分類されます。当初認識後、満期保有目的投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定または決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは貸付金及び債権に分類されます。当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(d) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、当初認識時に売却可能に指定されたもの、または他のいずれの分類にも該当しないものは売却可能金融資産に分類されます。当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。ただし売却可能金融資産に減損の客観的証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えています。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益および受取配当金は、純損益で認識しています。売却可能金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えています。

b. 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債として、主に営業債務及びその他の債務を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

c. デリバティブ金融資産および負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、各四半期末の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しています。デリバティブ金融資産はFVTPLの金融資産に、デリバティブ金融負債はFVTPLの金融負債にそれぞれ分類しています。

認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しています。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しています。

金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

金融資産の減損

当社グループは減損の客観的な証拠が存在するかについての判定を各四半期に行っています。

FVTPLの金融資産以外の金融資産は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的証拠があり、かつその損失事象がその金融資産の見積予想キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積もれるマイナスの影響を有している場合に減損損失を認識しています。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しています。

当社グループは満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額しています。

満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損損失は、帳簿価額と当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益で認識しています。減損を認識した資産に対する利息収益は、時の経過に伴う割引額の戻入れを通じて引き続き認識しています。

売却可能金融資産の減損損失は帳簿価額と公正価値との差額として測定し、純損益で認識しています。

満期保有目的投資、貸付金及び債権について減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を、減損が認識されなかったとした場合の償却原価を超えない範囲で純損益に戻入れています。

売却可能の資本性金融商品について、以前に純損益を通じて認識された減損損失は、純損益を通じて戻入れされません。減損損失の認識後の公正価値の増加は、その他の包括利益で認識し、累積されます。売却可能の負債性金融商品について、公正価値が増加し、当該増加が減損損失を純損益に認識した後に発生した事象と客観的に関連付けることができる場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益に認識します。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引出し可能な預金、および容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の短期投資で構成されています。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

また、棚卸資産の内訳は、主として商品です。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれます。

減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物および構築物 3年～50年
- ・工具、器具および備品 4年～15年
- ・機械装置および運搬具 3年～17年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が合理的に確実である場合には見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。

(7) 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計を控除した金額で計上しています。個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しています。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件を全て満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しています。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 2年～5年
- ・顧客基盤 6年～24年

償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

(8) リース

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他の全てのリース取引は、オペレーティング・リース取引に分類しています。

リース契約開始時に、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質をもとに判断しています。

ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産およびリース債務は、リース開始日の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しています。

リース資産の当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、連結会計年度末の債務残高に対する一定の期間利子率となるよう、財務費用(その他の営業外費用)と連結会計年度末のリース債務残高の返済部分に按分しています。

オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リースの総支払額は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しています。

(9) のれんを除く有形固定資産および無形資産の減損

当社グループは、各四半期末に、有形固定資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産および無形資産の帳簿価額をレビューしています。

減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っています。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。

使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しています。

資産(または資金生成単位)の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産(または資金生成単位)の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。

減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産(または資金生成単位)の帳簿価額は、過去の期間において当該資産(または資金生成単位)について認識した減損損失がなかったとした場合の資産(または資金生成単位)の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しています。

主な引当金の内容は以下のとおりです。

利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

(11) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役および従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しています。ストック・オプションは付与日における資本性金融商品の公正価値で測定しています。公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズモデルやモンテカルロ・シミュレーションなどを用いて算定しています。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、権利確定期間にわたって定額法により費用計上し、同額を資本の増加として認識しています。また、各四半期末において、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプション数の見積りを見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

(12) 収益

当社グループにおける主要な売上高はサービスの提供および物品の販売に関する収益です。

当社グループにおけるサービスの提供は、主に検索連動型広告、ディスプレイ広告、「ヤフオク!」などのeコマース関連の手数料収入、「Yahoo!プレミアム」などの会員収入からなります。

物品の販売は、主に「ASKUL」におけるオフィス関連商品の販売による収入からなります。

サービスの提供に関する収益は原則として各四半期末のその取引の進捗度に応じて認識しています。

検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で収益を認識しています。ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等からなります。プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しています。

eコマース関連の手数料収入は、取引が発生した時点で収益を認識しています。

会員収入は、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

物品の販売に関する収益は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して継続的な管理上の関与および実質的な支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しています。

(13) 退職給付

当社グループでは主に確定拠出制度を採用しています。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

(14) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

当期税金

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定は、当連結会計年度末に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しています。

繰延税金

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。また、繰延税金資産は各四半期末に回収可能性の見直しを実施しています。繰延税金負債は、原則として将来加算一時差異について認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産または負債を認識していません。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が低い場合または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は、当連結会計年度末に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しています。

(15) 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。自己株式の購入、売却または消却において損益は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しています。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。

希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、親会社の所有者に帰属する当期利益および自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しています。

4. 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を設定することが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間および将来の会計期間において認識しています。

会計方針の適用に際して行う判断のうち、連結財務諸表上で認識する金額に最も重要な影響を与える事項は以下のとおりです。

- ・子会社および関連会社の範囲の決定(「3. 重要な会計方針(1)」)

当連結会計年度末および翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある将来に係る仮定および当連結会計年度末におけるその他の見積りの不確実性に関する事項は、主に以下のとおりです。

- ・有形固定資産、のれんおよび無形資産の減損に関する見積り(「3. 重要な会計方針(1)(9)」、「11. のれんおよび無形資産」)
- ・関連会社株式の減損に関する見積り(「3. 重要な会計方針(1)」)
- ・金融商品の公正価値の測定方法(「3. 重要な会計方針(3)」、「25. 金融商品の公正価値」)
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数および残存価額の見積り(「3. 重要な会計方針(6)(7)」)
- ・引当金の認識・測定における判断および見積り(「3. 重要な会計方針(10)」、「16. 引当金」)
- ・ストック・オプションの公正価値(「3. 重要な会計方針(11)」、「23. 株式に基づく報酬」)
- ・繰延税金資産の回収可能性(「3. 重要な会計方針(14)」、「13. 法人所得税」)

5. 企業結合

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

前連結会計年度に生じた主な企業結合は以下のとおりです。

アスクル

(1) 企業結合の概要

当社の関連会社であり主にオフィス用品通販サービスを行っているアスクル(株)は、2015年5月19日開催の同社取締役会において決議された自己株式取得の履践により、2015年8月27日(支配獲得日)より新たに当社の子会社となりました。アスクル(株)による自己株式取得の結果、当社の保有するアスクル(株)の議決権比率は41.7%(2015年5月20日現在)から44.4%(2015年8月27日現在)となり、議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を連結子会社化しています。

また、当社が既に保有していたアスクル(株)に対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、59,696百万円の段階取得による利益を認識しています。この利益は連結損益計算書上、「企業結合に伴う再測定益」に計上しています。

(2) 被取得企業の概要

名称	アスクル株式会社
事業内容	文房具等およびサービスにおける通信販売事業

(3) 支配獲得日

2015年8月27日

(4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)

既保有持分の公正価値	93,611
取得資産および引受負債の公正価値	
流動資産	90,115
現金及び現金同等物	31,291
営業債権及びその他の債権	45,365
その他	13,458
非流動資産	109,832
有形固定資産	32,314
無形資産	69,124
その他	8,393
流動負債	71,494
営業債務及びその他の債務	56,772
その他	14,722
非流動負債	34,585
純資産	93,868
非支配持分(注) 1	54,036
のれん(注) 2	53,779
合計	93,611

(注) 1 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しています。

2 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

連結損益計算書に認識している当該支配獲得日以降における被取得企業の売上高は189,013百万円、当期利益は2,970百万円です。

なお、上記の当期利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費等を含みます。

一休

(1) 企業結合の概要

当社は、当社の戦略上重要な位置づけであるeコマース革命を通じた成長の実現を一層確実にすることを目的として、2015年12月15日開催の取締役会において決議された(株)一休の株式等に対する公開買付を実施してきましたが、2016年2月3日をもって終了し、(株)一休の普通株式27,480,682株を現金94,341百万円にて取得しました。これにより、当社の(株)一休に対する議決権割合は94.3%となり、同社を連結子会社化しています。

(2) 被取得企業の概要

名称	株式会社一休
事業内容	ホテル・レストラン予約サイト等のインターネットサイト運営事業

(3) 支配獲得日

2016年2月3日

(4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	
現金	94,341
取得資産および引受負債の公正価値	
流動資産	8,934
非流動資産(注) 1	27,313
流動負債	4,270
非流動負債	8,177
純資産	23,799
非支配持分(注) 2	1,503
のれん(注) 3	72,044
合計	94,341

(注) 1 取得資産の詳細

取得資産のうち非流動資産には、無形資産26,183百万円を含みます。

2 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しています。

3 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

(プロフォーマ情報(非監査情報))

上記の企業結合が当連結会計年度期首に完了したと仮定した場合のプロフォーマ情報は連結売上高776,974百万円、連結当期利益173,290百万円です。

プロフォーマ情報には、実際の支配獲得日に認識した無形資産の償却費の増加等が反映されています。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度に生じた重要な企業結合はありません。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「マーケティングソリューション事業」および「コンシューマ事業」の2つを報告セグメントとしています。

「マーケティングソリューション事業」は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けサービスの提供をしています。

「コンシューマ事業」は、ショッピング、ヤフオク、パーソナルの3つの事業セグメントからなっています。これらの事業セグメントは、中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供を行っており、類似した事業的特徴を共有しています。また、取扱高等の経済的指標を検討した結果、類似した経済的特徴を共有していると判断したため、これらの事業セグメントを集約して報告しています。

「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、決済金融関連サービスおよびクラウド関連サービス等を含みます。

各報告セグメントの会計方針は、「3. 重要な会計方針」で記載している当社グループの会計方針と同一です。セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。セグメント間の売上高は市場実勢価格に基づいています。

なお、2016年4月1日より、サービスの効率的な提供に重点を置き、迅速に市場の変化に対応するため、一部のサービスおよび連結子会社をセグメント間で移管しています。主に連結子会社である(株)GYAOを含む映像関連サービスを「マーケティングソリューション事業」から「コンシューマ事業」へ移管しています。

これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しています。

当社グループのセグメント情報は以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結
	マーケティングソリューション事業	コンシューマ事業	合計			
売上高						
外部顧客への売上高	267,665	328,115	595,780	56,546		652,327
セグメント間の売上高	587	7,647	8,234	3,744	11,979	
合計	268,252	335,762	604,015	60,291	11,979	652,327
セグメント利益(注)	147,531	118,351	265,883	6,438	47,324	224,997
その他の営業外収益						3,016
その他の営業外費用						2,746
持分法による投資損益(は損失)						1,317
税引前利益						226,585
その他の項目						
減価償却費及び償却費	3,363	8,531	11,894	6,570	12,232	30,697

(注) 「コンシューマ事業」には、アスクル(株)の支配獲得日以降の業績および企業結合に伴う再測定益59,696百万円を含みます。(「5. 企業結合」参照)

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結
	マーケティングソリューション事業	コンシューマ事業	合計			
売上高						
外部顧客への売上高	280,301	505,347	785,648	68,081		853,730
セグメント間の売上高	1,214	6,451	7,665	3,519	11,185	
合計	281,515	511,798	793,314	71,601	11,185	853,730
セグメント利益(注)	161,955	64,954	226,910	15,110	49,970	192,049
その他の営業外収益						2,590
その他の営業外費用						2,112
持分法による投資損益(は損失)						947
税引前利益						193,475
その他の項目						
減価償却費及び償却費	3,462	14,096	17,559	7,527	12,960	38,046

(注) 「コンシューマ事業」には、災害による損失13,006百万円を含みます。(「29. 災害による損失」参照)

(2) サービス別情報

外部顧客への売上高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
広告	266,911	286,443
ビジネス	251,530	391,552
パーソナル	133,885	175,733
合計	652,327	853,730

	主なサービス内容
広告	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告などの広告関連サービス
ビジネス	・ データセンター関連などの法人向けサービス ・ 「Yahoo!不動産」などの情報掲載サービス ・ 「ASKUL」などの物品販売サービス
パーソナル	・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」などのeコマース関連サービス ・ 「Yahoo!プレミアム」や「Yahoo! BB」などの会員向けサービス ・ 「LOHACO」などの物品販売サービス

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
現金および要求払預金	214,381	405,983
定期預金(預入期間が3ヶ月以内)	230,784	132,584
その他	3,998	4,499
合計	449,164	543,067

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
営業貸付金	69,863	129,648
売掛金	123,442	128,128
外国為替取引顧客預託金	78,560	80,871
その他	33,892	42,240
合計	305,758	380,888

9. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
株式	43,119	46,959
敷金及び保証金	16,681	18,121
デリバティブ資産	21,072	17,310
その他	19,566	19,286
合計	100,439	101,678
流動資産	30,118	21,712
非流動資産	70,321	79,965

10. 有形固定資産

有形固定資産の帳簿価額の増減および取得原価、減価償却累計額および減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2015年4月1日	16,947	30,668	12,014	7,154	680		67,465
取得	3,956	21,815	2,267	297	6,961	1,131	36,428
企業結合	13,717	1,173	5,917	9,436	2,256		32,501
処分	56	866	82	0		50	1,055
減価償却費	4,766	10,053	2,173			128	17,122
科目振替	2,063	1,535	1,238		4,837		
その他	3,373	237	63		155		2,916
2016年3月31日	35,235	44,034	19,117	16,888	4,905	952	121,133
取得	8,524	16,608	3,715	347	11,233	915	41,345
企業結合	63	90	0				154
処分	7,589	447	2,034	5,001	588	80	15,742
減価償却費	4,257	12,884	3,009			310	20,461
科目振替	7,795	1,530	4,790		14,121		4
その他	1,149	101	185	723	243		2,404
2017年3月31日	38,623	48,831	22,394	11,510	1,185	1,477	124,021

取得原価

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2015年4月1日	28,835	60,563	22,510	7,154	680		119,743
2016年3月31日	51,851	79,056	31,442	16,888	4,905	1,077	185,221
2017年3月31日	51,659	91,715	36,685	11,510	1,185	1,899	194,655

減価償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2015年4月1日	11,888	29,894	10,495				52,277
2016年3月31日	16,616	35,021	12,325			125	64,087
2017年3月31日	13,036	42,884	14,290			422	70,633

11. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産の帳簿価額の増減および取得原価、償却累計額および減損損失累計額は以下のとおりです。
帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2015年4月1日	27,673		22,468	7,490	2,423	32,382
取得			3,907		2,749	6,657
内部開発			9,147			9,147
企業結合	128,688	30,250	8,244	56,680	149	95,324
処分			1,506		0	1,506
償却費			9,500	3,414	443	13,358
その他			67		2	65
2016年3月31日	156,362	30,250	32,829	60,755	4,876	128,711
取得			8,625	1,837	4,467	14,930
内部開発			12,509			12,509
企業結合	3,143		663		268	931
処分			1,017			1,017
償却費			10,416	6,033	872	17,322
その他			47		2	50
2017年3月31日	159,505	30,250	43,146	56,559	8,737	138,692

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2015年4月1日	27,673		50,978	9,360	3,030	63,368
2016年3月31日	156,362	30,250	70,190	66,040	5,798	172,279
2017年3月31日	159,505	30,250	90,613	67,877	10,553	199,294

償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2015年4月1日			28,509	1,869	606	30,985
2016年3月31日			37,360	5,284	922	43,568
2017年3月31日			47,467	11,317	1,816	60,601

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

顧客基盤は、被取得企業の企業結合時に存在した顧客から期待される将来の超過収益力を反映したものです。

償却費は、連結損益計算書上、「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に含めて表示しています。

前連結会計年度および当連結会計年度において費用として認識した研究開発費は、それぞれ289百万円、389百万円です。

当連結会計年度における、ソフトウェアに関連する自己創設無形資産の帳簿価額は22,013百万円(前連結会計年度16,117百万円)です。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の資金生成単位グループへの配分額は、以下のとおりです。

のれん

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	2016年3月31日	2017年3月31日
マーケティングソリューション事業	マーケティングソリューション	10,904	10,904
コンシューマ事業	ショッピング	56,724	58,327
	一休	72,044	72,044
	その他	250	1,791
	決済金融	16,437	16,437
合計		156,362	159,505

耐用年数を確定できない無形資産

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	2016年3月31日	2017年3月31日
コンシューマ事業	ショッピング	20,130	20,130
	一休	10,120	10,120
合計		30,250	30,250

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しています。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報および内部情報に基づき作成しています。永続成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案して決定しています。前連結会計年度および当連結会計年度において使用した永続成長率は1.7%です。また、使用価値の測定で使用した税引前割引率は、前連結会計年度においては8.1~13.8%、当連結会計年度においては7.9~13.1%です。

一休事業において、使用価値の測定で使用した税引前割引率は9.2%ですが、仮に税引前割引率が約1%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

上記以外の資金生成単位グループについては、使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた税引前割引率および永続成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えています。

12. 他の企業への関与の開示

(1) 子会社

当社の主要な子会社の状況は、以下のとおりです。

会社名	住 所	議決権所有割合 (%)	
		前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
ワイズ・スポーツ(株)	東京都千代田区	100.0	100.0
(株)ネットラスト	東京都千代田区	75.0	75.0
ワイズ・インシュアランス(株)	東京都千代田区	60.0	60.0
ファーストサーバ(株)	大阪市中央区	100.0	100.0
(株)IDCフロンティア	東京都千代田区	100.0	100.0
(株)GYAO	東京都千代田区	66.7	66.7
YJキャピタル(株)	東京都千代田区	100.0	100.0
YJ1号投資事業組合	東京都千代田区		
バリューコマース(株)	東京都港区	50.5	52.3
(株)カービュー	東京都千代田区	100.0	100.0
ワイジェイFX(株)	東京都千代田区	100.0	100.0
シナジーマーケティング(株)	大阪市北区	100.0	100.0
YJ2号投資事業組合	東京都千代田区		
ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	65.0	65.0
アスクル(株)(注)1	東京都江東区	44.4	45.3
(株)エコ配	東京都港区	68.5 (68.5)	68.5 (68.5)
(株)一休(注)2	東京都港区	100.0	100.0
YJテック投資事業組合	東京都千代田区		
(株)イーブックイニシアティブジャパン(注)3	東京都千代田区		44.3

(注) 1 アスクル(株)は、2015年5月19日開催の同社取締役会において決議された自己株式取得の履践により、2015年8月27日(支配獲得日)より新たに当社の子会社となりました。アスクル(株)による自己株式取得の結果、当社の保有するアスクル(株)の議決権比率は41.7%(2015年5月20日現在)から44.4%(2015年8月27日現在)となり、議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しています。

(「5. 企業結合」参照)

2 当社は、2016年2月3日に(株)一休の普通株式を取得し、同社を連結子会社化しています。(「5. 企業結合」参照)その後、当社は、(株)一休の完全子会社化の手続きを実行し、前連結会計年度末において完了しています。

3 当社は(株)イーブックイニシアティブジャパンの議決権の過半数を保有していませんが、同社の取締役会の構成員の過半数を占めているため、実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しています。

4 「議決権所有割合」欄の(内書)は間接所有割合です。

(2) 当社にとって重要な非支配持分がある子会社の要約連結財務情報等

アスクル(アスクル(株)およびその傘下の会社)

一般的情報

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
非支配持分が保有する所有持分の割合(%)	55.6	54.7
子会社グループの非支配持分の累積額(百万円)	55,250	47,656

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当連結会計年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
子会社グループの非支配持分に配分された純損益	1,567	3,695

要約連結財務情報

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
流動資産	100,355	110,971
非流動資産	117,437	101,391
流動負債	86,349	88,556
非流動負債	32,835	37,942
資本	98,608	85,863

(注) 上記の非流動資産には、企業結合により取得したのれん53,779百万円を含みません。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当連結会計年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
売上高	189,013	334,812
当期利益	2,970	7,375
当期包括利益	2,642	7,350

(注) 前連結会計年度は、アスクル(株)の支配獲得日以降の売上高、当期利益および当期包括利益です。

当連結会計年度において、アスクル(株)から非支配持分に支払われた配当金は1,031百万円(前連結会計年度は432百万円)です。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当連結会計年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	8,709	10,339
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	8,250	3,428
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	5,629	6,522
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	5
現金及び現金同等物の増減額(は減少額)	5,171	13,439

(注) 前連結会計年度は、アスクル(株)の支配獲得日以降のキャッシュ・フローです。

(3) 持分法で会計処理されている投資

個々に重要性のない持分法で会計処理されている投資の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
帳簿価額	34,257	37,748

個々に重要性のない持分法で会計処理されている投資に関する財務情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期利益の当社グループ持分	1,317	947
その他の包括利益の当社グループ持分	236	905
当期包括利益の当社グループ持分	1,080	42

(4) ストラクチャード・エンティティ

当社グループは、国内外での投資活動を行うため、投資事業組合等を通じて投資活動を行っています。投資事業組合は、組合員たる投資家から資金を集め、出資先企業に対し主として出資の形で資金を供給する組合であり、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成されています。

また、非連結のストラクチャード・エンティティとして、投資先の選定等の経営方針について支配していない投資事業組合等への投資を行っています。非連結のストラクチャード・エンティティについては、資産および負債に対して財務的支援を提供する取り決め等は行っていません。

当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティへの関与により晒されている損失の最大エクスポージャーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
その他の金融資産(非流動)	5,989	8,327

なお、当該最大エクスポージャーは、生じ得る最大の損失額を示すものであり、その発生可能性を示すものではありません。

13. 法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産および繰延税金負債の変動の内訳は以下のとおりです。
前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：百万円)

	2015年 3月31日	当期利益の 認識額	その他の包括利 益の認識額	その他 (注) 1	2016年 3月31日
繰延税金資産					
未払法人所得税	2,370	495		88	1,962
有形固定資産および無形資産	5,622	2,805		450	8,877
繰越欠損金	162	3,361		1,226	4,750
従業員給付に係る負債(注) 2	3,426	623		242	4,292
売却可能金融資産	1,005	661		0	1,667
利息返還損失引当金	8,198	1,230			6,968
その他	4,362	766		1,246	6,375
相殺前 繰延税金資産合計	25,148	6,491		3,253	34,893
資産・負債の相殺	10,042				11,562
相殺後 繰延税金資産合計	15,105				23,331
繰延税金負債					
有形固定資産および無形資産	2,601	2,840		30,769	30,530
売却可能金融資産	4,528	180	604	144	5,457
その他	2,942	147			3,090
相殺前 繰延税金負債合計	10,071	2,512	604	30,913	39,078
資産・負債の相殺	10,042				11,562
相殺後 繰延税金負債合計	28				27,515

(注) 1 主に、アスクル(株)および(株)一休を子会社化したことによるものです。

2 従業員給付に係る負債には、賞与および有給休暇にかかる負債を含みます。

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	2016年 3月31日	当期利益の 認識額	その他の包括利 益の認識額	その他	2017年 3月31日
繰延税金資産					
未払法人所得税	1,962	501		1	1,462
有形固定資産および無形資産	8,877	2,897		39	11,814
繰越欠損金	4,750	2,699		178	7,627
従業員給付に係る負債(注)	4,292	101		65	4,255
売却可能金融資産	1,667	483			2,150
利息返還損失引当金	6,968	1,168			5,799
その他	6,375	2,045		23	8,444
相殺前 繰延税金資産合計	34,893	6,353		307	41,554
資産・負債の相殺	11,562				17,043
相殺後 繰延税金資産合計	23,331				24,511
繰延税金負債					
有形固定資産および無形資産	30,530	1,925			28,604
売却可能金融資産	5,457		1,141	0	6,599
その他	3,090	562			3,652
相殺前 繰延税金負債合計	39,078	1,363	1,141	0	38,855
資産・負債の相殺	11,562				17,043
相殺後 繰延税金負債合計	27,515				21,812

(注) 従業員給付に係る負債には、賞与および有給休暇にかかる負債を含みます。

当社グループにおいて、損失が生じている納税主体に帰属している繰延税金資産は前連結会計年度末8,961百万円、当連結会計年度末10,769百万円です。これらの繰延税金資産については、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲で認識しています。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異および繰越欠損金(繰越期限別内訳)は以下のとおりです。なお、将来減算一時差異および繰越欠損金は税額ベースです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
将来減算一時差異	1,592	1,504
繰越欠損金		
繰越期限1年以内		
繰越期限1年超5年以内	654	1,026
繰越期限5年超	1,564	1,343
繰越欠損金合計	2,218	2,369

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額(所得ベース)は、前連結会計年度末27,689百万円、当連結会計年度末35,500百万円です。

(2) 法人所得税

法人所得税の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当連結会計年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
当期税金	63,096	68,558
繰延税金	9,003	7,716
合計	54,092	60,841

各年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりです。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税の負担割合を表示しています。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当連結会計年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
法定実効税率	33.06	31.69
企業結合に伴う再測定益	8.71	
その他	0.48	0.24
実際負担税率	23.87	31.45

14. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
外国為替取引顧客預り証拠金	95,285	94,730
未払金	74,589	83,007
買掛金	69,819	72,200
その他	31,073	38,040
合計	270,766	287,978

15. 有利子負債

有利子負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	平均利率(%) (注)1	返済期限(注)2
借入金	20,151	64,019	0.31	2017年4月～2022年3月
社債(注)3		35,100	0.24	2017年4月～2024年2月
リース債務	4,142	5,427	1.07	2017年4月～2026年4月
合計	24,293	104,546		
流動負債	14,538	36,889		
非流動負債	9,754	67,657		

(注) 1 平均利率は、当連結会計年度末の残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 返済期限は、当連結会計年度末の残高に対する返済期限を記載しています。

3 社債の発行条件の要約は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	当連結会計年度 (2017年3月31日) (注)	利率 (%)	償還期限
ヤフー(株)				
第1回無担保社債	2017年2月28日	5,000	0.04	2020年2月28日
第2回無担保社債	2017年2月28日	15,000	0.17	2022年2月28日
第3回無担保社債	2017年2月28日	15,000	0.37	2024年2月28日
その他の社債	2015年10月30日	100 (49)	0.26	2018年10月31日
合計		35,100 (49)		

(注) (内書)は、1年以内の償還予定額です。

16. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
利息返還損失引当金(注) 1、2	20,280	16,889
資産除去債務(注) 1	7,374	6,883
その他(注) 1、3	4,981	6,955
合計	32,636	30,729
流動負債	12,547	9,790
非流動負債	20,089	20,938

(注) 1 各引当金の詳細は「3. 重要な会計方針」に記載のとおりです。

2 利息返還損失引当金は、過去のリスク総額に対する返還実績率および時効到来率等に基づいて、将来、利息返還請求を受けることが見込まれる期間にわたって、返還見込額を算定しています。

3 「その他」の引当金は、主にポイント引当金です。

引当金の増減内容は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	利息返還損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2016年4月1日	20,280	7,374	4,981	32,636
繰入		3,986	7,072	11,059
企業結合		18	76	95
時の経過		49		49
目的使用	3,390	4,013	635	8,039
その他		531	4,539	5,071
2017年3月31日	16,889	6,883	6,955	30,729

17. 購入コミットメント

当連結会計年度の有形固定資産・無形資産の購入に関するコミットメントは、15,061百万円(前連結会計年度6,401百万円)です。主として物流センターに係る資産の購入に関する未履行の契約によるものです。

18. その他の負債

その他の流動負債およびその他の非流動負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
前受金	10,914	12,839
未払有給休暇	5,907	6,819
未払費用	2,574	5,835
未払消費税等	2,908	5,742
未払賞与	6,371	5,616
その他	10,806	13,032
合計	39,483	49,885
流動負債	33,638	41,387
非流動負債	5,844	8,498

19. 退職給付

当社および一部の連結子会社は、主に確定拠出年金制度を採用しています。

確定拠出制度に係る退職給付費用は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
確定拠出年金への掛金支払額	860	924

20. リース取引

(1) ファイナンス・リース取引

借主側

当社グループはファイナンス・リースに分類される機械装置、ソフトウェアおよびシステム関連機器等の賃借を行っています。また、変動リース料、購入選択権、エスカレーション条項およびリース契約によって課された制限(配当、追加借入および追加リースに関する制限など)はありません。

前連結会計年度および当連結会計年度におけるリース資産の減価償却累計額および減損損失累計額控除後の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
ソフトウェア	336	225
機械装置および運搬具	3,967	4,481
工具、器具および備品	424	384
合計	4,728	5,091

ファイナンス・リースに基づく期日別の将来最低支払リース料および将来最低支払リース料の現在価値の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	将来最低支払リース料総額		将来最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1年以内	978	930	895	872
1年超5年以内	2,633	2,565	2,432	2,431
5年超	1,776	2,162	1,709	2,123
合計	5,388	5,658	5,037	5,427
控除：将来財務費用	350	230		
将来最低支払リース料総額の 現在価値	5,037	5,427		

(2) オペレーティング・リース取引

借主側

当社グループはオペレーティング・リースに分類されるオフィスビルおよびデータセンター用の建物等の貸借を行っており、一部のオペレーティング・リース契約には、自動更新オプションが付されています。また、変動リース料、購入選択権、エスカレーション条項およびリース契約によって課された制限(配当、追加借入および追加リースに関する制限など)はありません。当連結会計年度に費用として認識した支払リース料は18,303百万円(前連結会計年度11,733百万円)です。

解約不能オペレーティング・リース

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1年以内	11,302	11,379
1年超5年以内	37,464	44,653
5年超	15,741	6,918
合計	64,508	62,951

当連結会計年度末における将来の最低支払リース料の合計には、2017年3月31日に実施したセール・アンド・リースバック取引800百万円を含みます。なお、当該取引に関連した資産に関し、48ヶ月のリースバック契約を締結しています。

貸主側

解約不能オペレーティング・リース

当社グループはオペレーティング・リースに分類されるサーバー等のデータセンターサービスの賃貸を行っています。解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低受取リース料の受取期日別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
1年以内	2,383	2,409
1年超5年以内	675	877
合計	3,058	3,287

21. 資本金およびその他の資本項目

(1) 資本金および自己株式

当社の授權株式数および発行済株式数は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
授權株式数		
普通株式	24,160,000,000	24,160,000,000

	発行済株式数
2015年4月1日	5,694,945,000
増加(注)	346,400
減少	
2016年3月31日	5,695,291,400
増加(注)	286,200
減少	
2017年3月31日	5,695,577,600

(注) 新株予約権の行使による増加です。

上記の発行済株式数に含まれる自己株式数は、それぞれ前連結会計年度2,800,000株、当連結会計年度2,800,000株です。

(2) 剰余金

資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されています。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金および利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

22. 配当金

配当金の総額は以下のとおりです。

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) 2015年5月21日 取締役会	50,432	8.86	2015年3月31日	2015年6月4日
当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 2016年5月18日 取締役会	50,435	8.86	2016年3月31日	2016年6月7日

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは以下のとおりです。

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月19日 取締役会	50,438	8.86	2017年3月31日	2017年6月6日

23. 株式に基づく報酬

当社および一部の子会社は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しています。

株式に基づく報酬は、各社の株主総会・取締役会において承認された内容に基づき、各社の役員および従業員に付与しています。

株式に基づく報酬は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。持分決済型株式報酬に関する費用は、金額の重要性が乏しいため、開示を省略しています。

(1) スtock・オプション制度の内容

前連結会計年度および当連結会計年度において存在する当社のストック・オプション制度は、以下のとおりです。なお、一部の子会社の発行するストック・オプションは重要性が乏しいため、開示を省略しています。

当社は役員および従業員に対し、ストック・オプションを付与しています。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

発行年度・名称	付与日	行使期限
2006年度(注) 1	自2006年9月6日 至2007年2月7日	自2016年8月23日 至2017年1月24日
2007年度(注) 1	自2007年5月8日 至2008年2月13日	自2017年4月24日 至2018年1月30日
2008年度(注) 1	自2008年5月9日 至2009年2月10日	自2018年4月25日 至2019年1月27日
2009年度(注) 1	自2009年5月12日 至2010年2月10日	自2019年4月28日 至2020年1月27日
2010年度(注) 1	自2010年5月11日 至2011年2月8日	自2020年4月27日 至2021年1月25日
2011年度(注) 1	自2011年6月3日 至2012年2月17日	自2021年5月20日 至2022年2月3日
2012年度 第1回(注) 1 第2回(注) 2	2012年5月16日 2013年3月1日	2022年5月2日 2023年2月28日
2013年度 第1回(注) 3 第2回(注) 4	2013年5月17日 2013年11月19日	2023年5月16日 2023年11月18日
2014年度 第1回(注) 4	2014年5月26日	2024年5月25日

(注) 1 権利確定条件

主に付与日から2年経過後段階的に権利が確定します。段階的な権利確定は付与日から2年後に全体の付与数の2分の1が、その後の2年間で年毎に全体の付与数の4分の1ずつ確定します。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

2 権利確定条件

2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、営業利益の水準を最初に充たした期に応じて、それぞれ定められた割合の個数が確定します。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：20%

達成期：2017年3月期 行使可能割合：14%

達成期：2018年3月期 行使可能割合：8%

達成期：2019年3月期 行使可能割合：2%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：80%

達成期：2017年3月期 行使可能割合：56%

達成期：2018年3月期 行使可能割合：32%

達成期：2019年3月期 行使可能割合：8%

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

3 権利確定条件

2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行います。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合 行使可能割合：80%

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

4 権利確定条件

2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益が3,300億円を超過した場合に行使することができます。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

(2) 期中に付与したストック・オプションの公正価値

該当事項はありません。

(3) 期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況

期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況は、以下のとおりです。

		株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
2015年4月1日	未行使残高	65,586,700	429
	付与		
	失効	1,260,700	450
	行使	346,400	331
	満期到来	6,100	680
2016年4月1日	未行使残高	63,973,500	429
	付与		
	失効	2,088,700	445
	行使	286,200	347
	満期到来	343,300	471
2017年3月31日	未行使残高	61,255,300	429
		株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
2016年3月31日	行使可能残高	3,522,500	360
2017年3月31日	行使可能残高	2,899,300	346

なお、2017年3月31日における未行使残高の状況は以下のとおりです。

行使価格帯 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存契約年数 (年)
201～300	841,200	270	4.4
301～400	24,797,500	324	5.8
401～500	10,962,200	486	5.9
501～600	24,654,400	514	6.6
合計	61,255,300	429	6.1

(4) 期中に権利が行使されたストック・オプション

期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使時の加重平均株価は、以下のとおりです。

発行年度・名称	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		発行年度・名称	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)		行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)
2006年度	9,900	550	2006年度	31,600	491
2007年度	34,400	530	2007年度	51,200	525
2008年度	49,900	523	2008年度	22,900	505
2009年度	46,000	505	2009年度	37,300	510
2010年度	80,500	508	2010年度	58,000	521
2011年度	116,500	504	2011年度	69,100	501
2012年度	9,200	500	2012年度	16,100	501

24. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としています。

なお、当社グループは各種法令諸規則に基づく資本規制の対象となっており、一定水準以上の自己資本規制比率や純資産の額を維持しています。

当社グループが適用を受ける重要な資本規制は以下のとおりです。

当社

当社は資金決済法に基づき、純資産の額(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)を100百万円以上に保つことが義務付けられています。

ワイジェイFX(株)

ワイジェイFX(株)は金融商品取引法およびその他関連する法令諸規則に基づき、固定化されていない自己資本(流動性資産)の額を次に掲げる3つのリスク相当額の合計額で除した比率が120%以上となるよう維持する義務があります。

- a. 市場リスク(株価や金利、為替相場の変動などにより保有する資産に対して発生するリスク)相当額
- b. 取引先リスク(金融商品取引を行う相手方に起因して生じることが想定されるリスク)相当額
- c. 基礎的リスク(事務処理の誤りなど日常業務を遂行する上で発生するリスク)相当額

ワイジェイカード(株)

ワイジェイカード(株)は資金決済法および割賦販売法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)を一定水準以上に保つことが義務付けられています。具体的には、次の2つの金額が最低限満たすべき純資産の額となります。

- a. 100百万円
- b. 資本金または出資の額の100分の90に相当する額

前連結会計年度および当連結会計年度において、資本規制の計算に重要な影響を及ぼすような法令の変更は行われていません。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っていません。

市場リスク

a. 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

(為替感応度分析)

当社グループが保有する外貨建金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%高くなった場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下のとおりです。なお、当該分析には在外営業活動体の資産および負債の表示通貨への換算による影響額は含まれていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)
税引前利益への影響額(は減少額)	2	6
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	91	100

b. 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式などの資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

(価格感応度分析)

当社グループが保有する資本性金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、市場価格が10%下落した場合の連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	1,965	2,143

c. 金利リスク

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用において金利変動リスクに晒されています。また、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的モニタリングを行っています。

(金利感応度分析)

当社グループが保有する金利変動の影響を受ける金融商品について、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)
税引前利益への影響額(は減少額)	52	337
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	533	597

信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権ならびにその他の金融資産(株式およびデリバティブなど)において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また当該リスク管理のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っているほか、取引先毎に期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしています。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しています。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的です。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少です。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えています。

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、減損損失を認識していますが、過去に重要な減損損失を計上した実績はありません。また、期日が経過しておらず減損もしていない営業債権等について、債務者が債務を履行できないという兆候は報告日現在発生していません。

連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額および貸出コミットメントは、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は考慮していません。貸出コミットメントについては、「34. 偶発事象」を参照ください。

なお、営業債権及びその他の債権については、信用補完として受け入れた保証金(前連結会計年度 1,233百万円、当連結会計年度 1,257百万円)を、外国為替証拠金取引については、顧客が預け入れた証拠金(前連結会計年度 95,285百万円、当連結会計年度 94,730百万円)を保有しています。

流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されています。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わず、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限って行っています。資金調達については、主に銀行借入や社債発行を行っており、その返済・償還期間は市場の状況や長期、短期のバランスを調整して決定しています。

金融負債の期日別残高は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	270,766	270,766	270,766					
有利子負債								
借入金	20,151	20,239	14,601	1,579	1,512	1,325	1,221	
リース債務	4,142	4,409		845	727	542	517	1,776
その他の金融負債	804	804	2	497	83	37	37	146
デリバティブ金融負債								
その他の金融負債	3,752	3,752	3,746	6				
オフバランス項目								
貸出コミットメント		187,981	187,981					
保証債務		10,418	10,418					

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	287,978	287,978	287,978					
有利子負債								
借入金	64,019	64,430	36,167	2,991	2,712	2,504	20,054	
社債	35,100	35,594	132	133	5,081	81	15,055	15,111
リース債務	5,427	5,658	930	813	628	602	521	2,162
その他の金融負債	441	441	19	421	0	0	0	
デリバティブ金融負債								
その他の金融負債	3,616	3,616	3,611	5				
オフバランス項目								
貸出コミットメント		261,696	261,696					
保証債務		10,920	10,920					

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。

(3) 金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類別内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位:百万円)

金融資産	FVTPLの 金融資産	売却可能 金融資産	貸付金及び 債権	合計
流動資産				
営業債権及びその他の債権			305,758	305,758
その他の金融資産	20,765	1,760	7,591	30,118
非流動資産				
その他の金融資産	306	57,599	12,415	70,321
合計	21,072	59,359	325,766	406,198

金融負債	FVTPLの 金融負債	償却原価で測定 する金融負債	合計
流動負債			
営業債務及びその他の債務		270,766	270,766
有利子負債		14,538	14,538
その他の金融負債	3,746	2	3,749
非流動負債			
有利子負債		9,754	9,754
その他の金融負債	6	802	808
合計	3,752	295,864	299,617

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位:百万円)

金融資産	FVTPLの 金融資産	売却可能 金融資産	貸付金及び 債権	合計
流動資産				
営業債権及びその他の債権			380,888	380,888
その他の金融資産	17,004		4,708	21,712
非流動資産				
その他の金融資産	306	64,640	15,018	79,965
合計	17,310	64,640	400,615	482,566

金融負債	FVTPLの 金融負債	償却原価で測定 する金融負債	合計
流動負債			
営業債務及びその他の債務		287,978	287,978
有利子負債		36,889	36,889
その他の金融負債	3,611	19	3,631
非流動負債			
有利子負債		67,657	67,657
その他の金融負債	5	422	427
合計	3,616	392,967	396,584

25. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル2 - レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3 - 重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しています。

なお、前連結会計年度および当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

連結財政状態計算書上、経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
FVTPLの金融資産				
外国為替証拠金取引		20,765		20,765
その他			306	306
売却可能金融資産				
株式	19,922		23,197	43,119
債券		8,020	1,327	9,347
その他		89	6,803	6,892
資産合計	19,922	28,875	31,634	80,431
FVTPLの金融負債				
外国為替証拠金取引		3,746		3,746
その他		6		6
負債合計		3,752		3,752

当連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
FVTPLの金融資産				
外国為替証拠金取引		17,004		17,004
その他			306	306
売却可能金融資産				
株式	21,820		25,139	46,959
債券		7,585	1,032	8,617
その他		120	8,942	9,063
資産合計	21,820	24,710	35,420	81,951
FVTPLの金融負債				
外国為替証拠金取引		3,605		3,605
その他		11		11
負債合計		3,616		3,616

(2) 公正価値の測定方法

FVTPLの金融資産および金融負債は、主に外国為替証拠金取引であり、公正価値は類似契約の相場価格に基づき評価しているため、レベル2に分類しています。

売却可能金融資産のうち、上場株式の公正価値については各四半期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格などを使用して測定しています。測定に使用する相場価格および将来キャッシュ・フローに係る永久成長率などのインプットのうち、全ての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。

債券の公正価値は、主にリスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

上記以外の連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしています。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

公正価値の評価技法およびインプット

レベル3に分類した金融商品の評価技法および重要な観察可能でないインプットは以下のとおりです。

	評価技法	観察可能でない インプット	観察可能でないインプットの範囲	
			2016年3月31日	2017年3月31日
売却可能 金融資産 (株式)	割引キャッシュ・フロー法	資本コスト	12.4%	13.0%
		永久成長率	1.2%	1.6%
FVTPLの 金融資産 (その他)	モンテカルロ・シミュレーション	営業利益の正規分布の期待値	150百万円	400百万円

売却可能金融資産のうち株式の公正価値は、永久成長率が上昇(低下)した場合は増加(減少)し、資本コストが上昇(低下)した場合は減少(増加)します。

FVTPLの金融資産のうちその他の公正価値は、業績達成確率が上昇(低下)した場合、増加(減少)する関係にあります。

上表の評価技法以外に、取引事例法を使用している銘柄があります。

レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	FVTPLの金融資産		売却可能金融資産	
	その他	株式	債券	その他
2015年4月1日	1,143	15,984	1,805	3,534
利得および損失				
当期利益(注)1	51	1,362	1,037	147
その他の包括利益(注)2		1,750	2	198
企業結合による増加(注)3		1,166	1,660	10
購入	0	7,169	1,072	3,627
レベル3からレベル1への振替(注)4		300		
科目振替(注)5	786	2,701	1,770	
その他		412	399	24
2016年3月31日	306	23,197	1,327	6,803

(注) 1 連結損益計算書上、「その他の営業外収益」および「その他の営業外費用」に含めています。

2 連結包括利益計算書上、「売却可能金融資産」および「在外営業活動体の換算差額」に含めています。

3 主にアスクール(株)を連結子会社化したことによる増加です。

4 保有銘柄の上場によるものです。

5 主にSignal Digital, Inc.発行の新株予約権付社債を、2016年2月に株式に転換したことによるものです。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	FVTPLの金融資産		売却可能金融資産	
	その他	株式	債券	その他
2016年4月1日	306	23,197	1,327	6,803
利得および損失				
当期利益(注)1		786	6	232
その他の包括利益(注)2		1,364	13	112
購入		4,715	151	2,510
売却		2,251	420	
その他		1,099	45	251
2017年3月31日	306	25,139	1,032	8,942

(注) 1 連結損益計算書上、「その他の営業外収益」および「その他の営業外費用」に含めています。

2 連結包括利益計算書上、「売却可能金融資産」および「在外営業活動体の換算差額」に含めています。

感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の投資管理部門担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、当社副社長 執行役員 最高財務責任者が承認しています。

26. 金融資産の譲渡

当社グループは、「営業債権及びその他の債権」の一部について流動化取引を行っています。

しかし、当該流動化債権の中には、債務者が支払を行わない場合に、当社グループに遡求的に支払義務が発生するものがあり、このような流動化債権については、金融資産の認識の中止の要件を満たさないことから、認識の中止を行っていません。

前連結会計年度末および当連結会計年度末において、このような譲渡資産を「営業債権及びその他の債権」にそれぞれ7,497百万円、7,497百万円計上しており、また、当該資産の譲渡時に生じた入金額を関連する負債として流動負債「その他の金融負債」にそれぞれ7,499百万円、7,499百万円計上しています。当該負債は、譲渡資産に対して支払が行われた場合に決済されますが、その間、当社グループは当該譲渡資産を利用できません。

27. 売上高

売上高の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
サービスの提供	470,846	531,472
物品の販売(注)	181,480	322,258
合計	652,327	853,730

(注) 前連結会計年度より、アスクル(株)の支配獲得日(2015年8月27日)以降の業績を含みます。

28. 売上原価および販売費及び一般管理費

売上原価および販売費及び一般管理費の性質別内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
商品売上原価	143,695	254,559
人件費	66,031	77,596
業務委託費	57,036	72,111
減価償却費及び償却費	30,697	38,046
情報提供料	30,685	36,555
販売促進費	41,483	34,404
販売手数料	37,372	27,233
その他	80,030	110,435
合計	487,033	650,943

29. 災害による損失

当連結会計年度において、2017年2月に発生したアスクル(株)の物流センター(ASKUL Logi PARK 首都圏)における火災により、固定資産および棚卸資産が被害を受け、一時的に操業を停止しました。災害による損失の内訳は、固定資産の損傷10,230百万円、棚卸資産の焼失2,510百万円、その他関連費用266百万円です。

30. その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他の包括利益の項目別の当期発生額および組替調整額、ならびに税効果の影響は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
当期発生額	4,170	5,428
組替調整額	1,507	1,561
税効果調整前	2,663	3,867
税効果額	604	1,141
売却可能金融資産	2,058	2,725
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	810	18
組替調整額		
税効果調整前	810	18
税効果額		
在外営業活動体の換算差額	810	18
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	236	905
税効果額		
持分法適用会社に対する持分相当額	236	905
税引後その他の包括利益	1,011	1,802

31. 1株当たり利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定基礎は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
基本的1株当たり当期利益	30.15	23.99
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	171,617	136,589
親会社の普通株主に帰属しない利益(百万円)		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する利益 (百万円)	171,617	136,589
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,692,340	5,692,618
希薄化後1株当たり当期利益	30.14	23.99
当期利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	1,030	790
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含まれなかった潜在株式	2007年度第3回、2008年度第1回、2012年度第2回、2013年度第1回、第2回、2014年度第1回新株予約権。これらの詳細は「23. 株式に基づく報酬」に記載のとおりです。	2007年度第3回、第4回、2008年度第1回、2012年度第2回、2013年度第1回、第2回、2014年度第1回新株予約権。これらの詳細は「23. 株式に基づく報酬」に記載のとおりです。

32. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 重要な非資金取引の内容

重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資および財務取引)は、以下のとおりです。

前連結会計年度において、アスクル(株)は、自己株式を取得したことにより、当社の子会社となりました。企業結合時の取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれんは、「5. 企業結合」を参照ください。

当連結会計年度において、重要な非資金取引はありません。

(2) 子会社の支配獲得による支出

前連結会計年度において、株式の取得により新たに子会社となった会社に関する支配獲得時の資産および負債ならびに支払対価と取得による収支の関係は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)
取得資産	38,409
引受負債	13,492
子会社の純資産 (取得時の現金受入額控除前)	24,916
のれん	74,820
非支配持分	1,686
支払対価の公正価値	98,051
取得時の現金受入額	5,219
子会社の支配獲得による支出 (取得時の現金受入額控除後)	92,831

当連結会計年度において、重要な子会社の支配獲得による支出はありません。

33. 関連当事者

当社グループの最終的な親会社はソフトバンクグループ株式会社(日本企業)です。

当社および当社連結子会社と当社の関連当事者である連結子会社との間の取引は、連結上消去されており、注記には開示されていません。当社グループとその他の関連当事者との取引高および債権債務残高の総額は以下のとおりです。

(1) 関連当事者間取引および未決済残高

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

関係の内容	名称	取引内容	取引金額	未決済残高
その他の関係会社	ヤフー・インク	ロイヤルティの支払 (注) 1	12,651	3,349
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	MOVIDA JAPAN(株)(注) 2	新規事業育成/促進に関する業務委託(注) 1	21	
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)クリエイティブ・リンク(注) 2	ニュースコンテンツ編成入稿委託(注) 1	58	10
		パートナーサイトへの広告掲載(注) 1	15	2
		ニュースコンテンツ誘導サービス(注) 1	19	1

- (注) 1 取引条件の決定については、市場価格および業務内容を勘案し、交渉の上決定しています。
2 当社の取締役である孫正義氏の近親者、孫泰蔵氏が議決権の過半数を所有しています。
3 取引金額には消費税等を含みません。未決済残高には消費税等を含みます。
4 未決済残高は担保が設定されておらず、現金で決済されています。保証は付与しておらず、また、付与されていません。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

関係の内容	名称	取引内容	取引金額	未決済残高
その他の関係会社	ヤフー・インク	ロイヤルティの支払 (注) 1	14,147	3,747
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)クリエイティブ・リンク(注) 2	ニュースコンテンツ編成入稿委託(注) 1	14	

- (注) 1 取引条件の決定については、市場価格および業務内容を勘案し、交渉の上決定しています。
2 当社の取締役である孫正義氏の近親者、孫泰蔵氏が議決権の過半数を所有しています。
3 取引金額には消費税等を含みません。未決済残高には消費税等を含みます。
4 未決済残高は担保が設定されておらず、現金で決済されています。保証は付与しておらず、また、付与されていません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

役員およびその他の経営幹部の報酬は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
短期報酬	406	326
退職給付	0	0
株式報酬	0	0
合計	407	326

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、ヤフー(株)の取締役(社外取締役を含む)およびその他の経営幹部に対する報酬です。

34. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主にクレジットカードに附帯するキャッシング業務によるものであり、貸出未実行残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
貸出コミットメントの総額	194,619	271,491
貸出実行残高	6,638	9,794
貸出未実行残高	187,981	261,696

(2) 保証債務

当社グループは、主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を以下のとおり行っています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
保証契約の総額	13,822	14,554
保証残高	10,418	10,920

35. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2017年6月7日に当社代表取締役社長 宮坂学 および当社副社長 執行役員 最高財務責任者 大矢俊樹 によって承認されました。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	204,260	409,595	630,957	853,730
税引前四半期(当期)利益(百万円)	51,245	100,162	152,962	193,475
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	35,508	69,119	104,799	136,589
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	6.24	12.14	18.41	23.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	6.24	5.90	6.27	5.58

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	326,742	393,299
売掛金	68,062	71,637
たな卸資産	2,881	2,260
前渡金	11	4
前払費用	3,403	3,493
繰延税金資産	5,984	5,907
決済事業未収入金	53,352	85,822
その他	45,235	36,251
貸倒引当金	1,818	2,061
流動資産合計	501,855	594,614
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,414	24,453
構築物	692	758
機械及び装置	11,657	14,866
工具、器具及び備品	32,287	37,527
土地	5,722	1,068
建設仮勘定	1,962	586
有形固定資産合計	65,736	79,261
無形固定資産		
のれん	1,167	580
商標権	9	7
特許権	1,856	1,673
ソフトウェア	19,035	26,005
その他	230	135
無形固定資産合計	22,298	28,402
投資その他の資産		
投資有価証券	31,937	29,885
関係会社株式	256,272	274,910
関係会社社債	7,700	7,700
その他の関係会社有価証券	24,164	30,945
関係会社長期貸付金	55	
破産更生債権等	14	25
長期前払費用	1,572	2,283
繰延税金資産	9,976	10,068
その他	5,971	8,702
貸倒引当金	14	25
投資その他の資産合計	337,650	364,496
固定資産合計	425,685	472,160
資産合計	927,541	1,066,775

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,658	15,010
未払金	73,195	74,838
未払費用	1,553	5,097
未払法人税等	26,825	32,326
前受金	10,084	11,505
預り金	7,592	10,776
前受収益	27	94
役員賞与引当金	90	60
ポイント引当金	4,325	6,067
資産除去債務	4,365	
その他	9,870	10,881
流動負債合計	151,588	166,657
固定負債		
社債		35,000
資産除去債務	1,516	5,069
その他	2,987	2,136
固定負債合計	4,504	42,206
負債合計	156,092	208,863
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,358	8,428
資本剰余金		
資本準備金	3,439	3,508
資本剰余金合計	3,439	3,508
利益剰余金		
利益準備金	27	27
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	749,366	833,982
利益剰余金合計	749,394	834,010
自己株式	1,316	1,316
株主資本合計	759,877	844,630
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,908	12,662
評価・換算差額等合計	10,908	12,662
新株予約権	662	618
純資産合計	771,448	857,912
負債純資産合計	927,541	1,066,775

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)	当事業年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)
売上高	376,050	406,793
売上原価	49,250	53,593
売上総利益	326,800	353,200
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	24,770	26,396
業務委託費	22,321	25,326
販売促進費	² 35,102	² 29,308
減価償却費	17,713	18,400
その他	63,791	68,755
販売費及び一般管理費合計	163,700	168,187
営業利益	163,099	185,012
営業外収益		
受取配当金	1,706	1,443
負ののれん償却額	1,189	1,190
その他	1,339	894
営業外収益合計	4,235	3,528
営業外費用		
投資事業組合損失	281	569
社債発行費		154
消費税等調整額	161	233
その他	367	134
営業外費用合計	810	1,091
経常利益	166,523	187,449
特別利益		
投資有価証券売却益	1,234	1,736
有形固定資産売却益	8	4,969
抱合せ株式消滅差益	5,949	
その他		9
特別利益合計	7,191	6,715
特別損失		
減損損失	1,477	782
投資有価証券評価損	284	918
関係会社株式評価損	781	
関係会社社債評価損	1,004	
解約精算金	1,770	565
その他	521	4
特別損失合計	5,840	2,269
税引前当期純利益	167,875	191,895
法人税、住民税及び事業税	55,694	57,578
法人税等調整額	2,776	734
法人税等合計	52,918	56,844
当期純利益	114,956	135,051

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
事業費				
1 外注費	105	0.2	184	0.3
2 業務委託費	37,079	75.3	39,195	73.1
3 その他	12,065	24.5	14,212	26.5
計	49,250	100.0	53,593	100.0
期首仕掛品たな卸高				
合計	49,250		53,593	
期末仕掛品たな卸高				
売上原価	49,250		53,593	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算です。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,281	3,362	3,362
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	77	77	77
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	77	77	77
当期末残高	8,358	3,439	3,439

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	27	684,842	684,870	1,316	695,197
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					155
剰余金の配当		50,432	50,432		50,432
当期純利益		114,956	114,956		114,956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		64,524	64,524		64,679
当期末残高	27	749,366	749,394	1,316	759,877

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,565	7,565	697	703,460
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				155
剰余金の配当				50,432
当期純利益				114,956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,343	3,343	34	3,308
当期変動額合計	3,343	3,343	34	67,988
当期末残高	10,908	10,908	662	771,448

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,358	3,439	3,439
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	69	69	69
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	69	69	69
当期末残高	8,428	3,508	3,508

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	27	749,366	749,394	1,316	759,877
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					138
剰余金の配当		50,435	50,435		50,435
当期純利益		135,051	135,051		135,051
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	84,615	84,615	-	84,753
当期末残高	27	833,982	834,010	1,316	844,630

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,908	10,908	662	771,448
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				138
剰余金の配当				50,435
当期純利益				135,051
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,753	1,753	43	1,709
当期変動額合計	1,753	1,753	43	86,463
当期末残高	12,662	12,662	618	857,912

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。

2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法(振当処理をした為替予約を除く)

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)で計上しています。

貯蔵品

主に個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用していません。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法で計上しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しています。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式で計上しています。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「受取利息」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。なお、当事業年度における営業外収益の「その他」に含まれる「受取利息」の金額は112百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「損失補填金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。なお、当事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「損失補填金」の金額は20百万円です。

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「有形固定資産売却益」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。なお、前事業年度における特別利益の「その他」に含まれる「有形固定資産売却益」の金額は8百万円です。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」の金額は284百万円です。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産および負債

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
短期金銭債権	68,293百万円	86,911百万円
短期金銭債務	13,193	10,062

2. たな卸資産

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
貯蔵品	881百万円	260百万円

3. 貸出コミットメント

関係会社に対する貸出コミットメント契約

関係会社に対する貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
貸出コミットメントの総額	45,500百万円	45,500百万円
貸出実行残高	21,000	10,500
貸出未実行残高	24,500	35,000

4. 保証債務

当社は、連結子会社が行っている信用保証業務における債務保証に対し、以下のとおり連帯保証を行っていません。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
金融保証契約の総額	9,200百万円	9,200百万円
金融保証残高	7,273	7,173

(損益計算書関係)

1. 関係会社との営業取引および営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	29,859百万円	27,295百万円
売上原価	7,746	9,259
販売費及び一般管理費	22,441	25,809
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	1,804百万円	1,564百万円
営業外費用	133	
資産の購入高	184	270
資産の売却高	15	14

2. 販売促進費に含まれるポイント費用の額

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
ポイント費用	12,728百万円	12,621百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2016年3月31日)

子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,217	6,547	5,329
関連会社株式	35,240	108,236	72,996
合計	36,458	114,783	78,325

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	189,533
関連会社株式	30,280
合計	219,813

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

当事業年度(2017年3月31日)

子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	4,098	10,709	6,611
関連会社株式	35,240	77,637	42,397
合計	39,338	88,347	49,008

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	202,915
関連会社株式	32,655
合計	235,571

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却費	7,978百万円	8,586百万円
投資有価証券評価損	5,394	5,373
未払費用	2,361	3,142
未払事業税	1,616	1,200
その他	3,479	3,260
繰延税金資産合計	20,830	21,563
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	4,869百万円	5,588百万円
繰延税金負債合計	4,869	5,588
差引：繰延税金資産純額	15,961百万円	15,975百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(2016年3月31日)および当事業年度(2017年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物(注) 1	13,414	14,089	568	2,481	24,453	6,962	31,415
	構築物	692	128	0	62	758	331	1,090
	機械及び装置	11,657	5,052	284	1,558	14,866	11,297	26,164
	工具、器具及び備品(注) 2	32,287	15,024	167	9,616	37,527	37,877	75,405
	土地(注) 3	5,722	347	5,001		1,068		1,068
	建設仮勘定	1,962	10,143	11,519		586		586
	合計	65,736	44,785	17,542	13,718	79,261	56,469	135,730
無形固定資産	のれん	1,167			586	580		
	商標権	9			1	7		
	特許権	1,856			182	1,673		
	ソフトウェア(注) 4	19,035	20,767	8,022	5,774	26,005		
	その他	230			95	135		
	合計	22,298	20,767	8,022	6,640	28,402		

(注) 1 建物の主な増加

オフィス移転に伴う増加 5,701百万円

2 工具、器具及び備品の主な増加

サーバー等の購入 8,724百万円

ネットワーク関連機器の購入 4,198

3 土地の主な減少

売却による減少 5,001百万円

4 ソフトウェアの主な増加

コンシューマ事業に関する開発 4,416百万円

マーケティングソリューション事業に関する開発 2,095

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金(注)	1,833	2,086	643	1,189	2,086
役員賞与引当金	90	60	90		60
ポイント引当金(注)	4,325	6,067		4,325	6,067

(注) 貸倒引当金およびポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによる取崩額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	
買取・買増手数料	1. 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。 2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
買増請求受付停止期間	毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間 (1) 3月31日 (2) 9月30日 (3) その他機構が定める株主確定日等
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://ir.yahoo.co.jp/
株主に対する特典	

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利、単元未満株式の買増しに関する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しています。

(1)	有価証券報告書 およびその添付書類並びに 確認書	事業年度 (第21期)	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2016年6月20日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書およびその 添付書類	事業年度 (第21期)	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2016年6月20日 関東財務局長に提出
(3)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくもの(議決権行使 結果)		2016年6月23日 関東財務局長に提出
(4)	四半期報告書 および確認書	第22期第1四半期	自 2016年4月1日 至 2016年6月30日	2016年8月8日 関東財務局長に提出
(5)	四半期報告書 および確認書	第22期第2四半期	自 2016年7月1日 至 2016年9月30日	2016年11月9日 関東財務局長に提出
(6)	発行登録書(株券、社債券 等)およびその添付書類			2016年12月15日 関東財務局長に提出
(7)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくもの(議決権行使 結果)		2016年12月16日 関東財務局長に提出
(8)	訂正発行登録書	2016年12月15日に提出した発行登録書の訂正発 行登録書		2016年12月19日 関東財務局長に提出
(9)	四半期報告書 および確認書	第22期第3四半期	自 2016年10月1日 至 2016年12月31日	2017年2月9日 関東財務局長に提出
(10)	有価証券報告書の訂正報告 書および確認書	事業年度 (第20期)	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日	2017年2月21日 関東財務局長に提出
(11)	有価証券報告書の訂正報告 書および確認書	事業年度 (第21期)	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2017年2月21日 関東財務局長に提出
(12)	訂正発行登録書	2016年12月15日に提出した発行登録書の訂正発 行登録書		2017年2月21日 関東財務局長に提出
(13)	発行登録追補書類(株券、 社債券等)およびその添付 書類	2016年12月15日に提出した発行登録書の発行登 録追補書類		2017年2月22日 関東財務局長に提出
(14)	有価証券届出書(参照方式) およびその添付書類	株式報酬制度に伴う普通株式の発行		2017年5月19日 関東財務局長に提出
(15)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第3号の2に基づくもの(親会社又は特定子 会社の異動)		2017年6月1日 関東財務局長に提出
(16)	有価証券届出書の訂正届出 書	2017年5月19日に提出した有価証券届出書の訂 正届出書		2017年6月1日 関東財務局長に提出
(17)	四半期報告書の訂正報告書 および確認書	第22期第2四半期	自 2016年7月1日 至 2016年9月30日	2017年6月13日 関東財務局長に提出
(18)	有価証券届出書の訂正届出 書	2017年5月19日に提出した有価証券届出書の訂 正届出書		2017年6月13日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月7日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	山	一	郎	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	迫	孝	史	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽	木	利	宏	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヤフー株式会社の2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ヤフー株式会社が2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月7日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大迫 孝史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木 利宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。